

議案第17号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	50
議案第18号 令和2年度与論町水道事業会計予算	51
特別委員会設置及び委員の選任について	51
散 会	52

第2日（3月17日）

一般質問	56
沖野一雄君	56
高田豊繁君	72
町 俊策君	84
林 敏治君	90
遠山勝也君	99
川村武俊君	104
大田英勝君	114
林 隆壽君	127
緊急質問	136
野口靖夫君	136
散 会	139

第3日（3月19日）

議案第12号 令和2年度与論町一般会計予算	145
議案第13号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計予算	145
議案第14号 令和2年度与論町と畜場特別会計予算	145
議案第15号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計予算	145
議案第16号 令和2年度与論町介護保険特別会計予算	145
議案第17号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	145
議案第18号 令和2年度与論町水道事業会計予算	145
所管事務調査報告（共同墓地調査検討特別委員長）	148
議員派遣の件	151
閉会中の継続審査・調査について	152
閉 会	152

令和2年第1回(3月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
3月10日	火	全員協議会 本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(令和2年度事業予定箇所調査)
3月11日	水	予算審査特別委員会
3月12日	木	常任委員会 特別委員会
3月13日	金	
3月14日	土	休日
3月15日	日	休日
3月16日	月	
3月17日	火	本会議(一般質問) 常任委員会
3月18日	水	予備日(議案整理日)
3月19日	木	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和 2 年第 1 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 2 年 3 月 1 0 日

令和2年第1回与論町議会定例会会議録
令和2年3月10日（火曜日）午前9時01分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 町長の施政方針説明

第5 議案第 1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第 2号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第 3号 与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第8 議案第 4号 茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第 5号 与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第 6号 与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第11 議案第 7号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第12 議案第 8号 令和元年度与論町一般会計補正予算（第5号）

第13 議案第 9号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第14 議案第10号 令和元年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

第15 議案第11号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

第16 議案第12号 令和2年度与論町一般会計予算

第17 議案第13号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計予算

第18 議案第14号 令和2年度与論町と畜場特別会計予算

第19 議案第15号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

第20 議案第16号 令和2年度与論町介護保険特別会計予算

第21 議案第17号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

第22 議案第18号 令和2年度与論町水道事業会計予算

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長補佐 竹村栄作君
会計管理者兼会計課長 大角周治君	税務課長 武東真奈美君
町民福祉課長 田畑文成君	環境課長 白尾与志一君
農業委員会事務局長 久野泰司君	産業振興課長 山下哲博君
商工観光課長 松村靖志君	建設課長 町本和義君
教育委員会事務局長 田畑博徳君	教育委員会生涯学習課長 朝岡芳正君
水道課長 仁禮和男君	与論こども園長 富士川智恵美君
那間こども園長 田畑綾子君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君	書記 池田レミ君
------------	----------

開会 午前9時01分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、令和2年第1回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番遠山勝也君、6番町俊策君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月19日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

町長から与論辺地総合整備計画の変更に係る専決処分の報告について、教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書、監査委員から令和2年2月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第134号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の施政方針説明

○議長（福地元一郎君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 改めまして、おはようございます。

新しい議場になり開場式が迎えられたこと、そして今議場が町民の幸せのために末永く良い会議ができることをお願いしたいと思います。

それでは、令和2年度第1回の与論町議会定例会の開会に当たり、新年度における町政運営の基本的方針並びに当初予算の概要等について申し上げ、議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、昨年は「令和」という新しい時代が幕を開け、本町の一大プロジェクトでありました新庁舎が完成するなど大きく変化した年でした。

全国各地においては、記録的豪雨や大型台風等により甚大な被害が発生しましたが、本町におきましては、幸いにして大きな台風被害もなく平穏な一年であったと感じています。

島内主産業の動向を見てみますと、農業におきましては、台風や干ばつ等の影響がほとんどなく、さとうきびの生育も順調で今期の生産見込量は、前期の2万4396トンとほぼ横ばいの見通しとなっております。3期連続の年内操業が継続され、早期肥培管理や早期植え付けにより生産性の向上が図られるものと考えます。一方で、作付面積の縮小という課題への取り組みが重要となっております。畜産業におきましては、引き続き高値取引が維持され、前期の販売額から増加しており、本町の農業所得を大きく押し上げている状況が継続されているところです。水産業におきましては、天候不良の影響やソデイカ、タチウオの不漁等もあり、水揚げ高は例年に比べ減少が見込まれますが来期に期待したいと思います。

観光産業においては、天候不良等の影響もあり船舶の抜港・欠航が多く、旅行客の入込客数は横ばい状況となっておりますが、昨年は国際観光映像祭において、PR動画「ヨロン島8K」が入賞したこともあり、与論島を広く世界に発信できる好機と捉え、積極的なPR活動や事業展開により誘客に努めてまいりたいと考えています。

平成28年度の市町村民所得推計結果において、県内一人当たり市町村民所得増加率の最上位に本町がランキングされ、各種産業における労働・生産意欲の高まりを期待しているところです。

令和2年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催をはじめ、鹿児島国体の開催、奄美・沖縄地域の世界自然遺産登録が期待されているところです。本町においては、オリンピックのホストタウン事業、第32回「星空の街・あおぞらの街」全国大会などの開催が決定しており、本町が多方面に広く情報発信できる機会が増えつつあり、観光交流事業等に期待を寄せているところです。

一方で、自然環境に対して過大な負荷を与えることのないよう、観光振興と自然環境の保護の両立を図りつつ、オーバーツーリズム等の弊害が起きないように、関係機関とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

さて、令和2年度の町政運営の基本方針は、昨年度、町政2期目の所信表明に掲げました「人口減少対策」「福祉施策の充実」「産業の振興」「人材育成」「災害に強い町づくり」を政策の柱と位置づけ、各種施策事業を積極的に推進してまいります。

なお、各分野の施策事業につきましては後述いたします。

本町を取り巻く現状や今後の将来展望におきましては、人口減少による産業や地域機能への影響、高齢者等介護の問題、救急医療や防災の充実、住宅不足などに取り組むべきさまざまな課題があります。このような現状を認識し、重点項目として取り組むべき課題を見極めて、積極的に対策を講じてまいりたいと存じます。

今年度は、第5次総合振興計画の最終年度になります。これまでの取り組みの成果と課題を十分検証した上で、これからの中・長期の実施計画を策定し、町民の皆様の御意見を踏まえながら、本町が進むべき方向性を示す次期総合振興計画の策定を進めてまいります。

次に、令和2年度の予算編成の大要について申し上げます。

まず、令和2年度の国の予算編成の基本方針は、財政健全化への着実な取り組みを進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り組み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取り組み、新たな未来社会に向けた人材・技術などの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取り組みなど重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるなど、メリハリの利いた予算編成を基本的な考え方としています。

このような方針に基づいて編成された令和2年度一般会計歳入歳出概算の規模は、102兆6580億円（対前年度比1.2%増）となっております。

地方財政対策として地方公共団体に交付される地方交付税総額は16兆5882億円となり、前年度比2.5%の増額となっております。

一方、県においては「行財政運営戦略」を踏まえた事務事業の見直しを行い、「子育て支援」や「高齢者の生き生き支援」の2本柱で県民福祉の向上を掲げ、観光や農林水産業の振興、関係人口の拡大などの施策を充実し、「鹿児島だから幸せ」

を実感できる予算編成としています。令和2年度一般会計当初予算は、前年度比1.5%増の8398億5300万円で3年連続のプラス計上となっております。奄美関係の主な予算としましては、今年夏の実現を目指す世界自然遺産登録に向けた取り組みや奄美群島振興交付金事業などに予算が重点化されております。

こうした中、本町の令和2年度一般会計当初予算につきましては、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業、住宅整備事業、漁港整備事業などの重要施策に重点化した予算編成となっており、対前年度比11.5%減の44億5824万円の規模となりました。

また、特別会計につきましては、国民健康保険（事業勘定）事業、と畜場、介護保険事業、農業集落排水事業、後期高齢者医療事業の合計で、前年度比13.5%減の14億5300万4000円となっています。

水道事業会計につきましては、前年度比5.0%減の1億7726万4000円となっています。

これらの一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算総額は60億8850万8000円で前年度に比べて11.8%の減額となっています。

次に、一般会計を中心に、歳入歳出予算の概要について御説明申し上げます。

1 主な歳入予算について

まず、一般会計歳入予算のうち、基幹的収入である町税は3億3317万7000円で、前年度比1163万1000円の増となっています。

地方交付税については、19億5221万5000円と前年度より1517万2000円の増額で計上しています。

国庫支出金については、6億632万5000円と前年度より1億8610万1000円の増額、県支出金につきましては、3億5589万9000円で前年度より1億497万1000円の減額となっています。

町債の総額は6億4840万3000円で、前年度より2億4981万円の減額となっています。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきましては、財政調整基金から2億7394万9000円を繰り入れております。

2 歳出予算における主な事業等について

次に、一般会計歳出予算のうち、主な施策・事業についての説明を申し上げます。

まず、民生費の障害者福祉費1億6065万2000円、衛生費のし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業費2億6544万7000円、農林水産事業費の漁港管理費9890万5000円、土木費の町単独改良事業費7154万600

0円、住宅管理費の2億7404万3000円、消防費の常備消防費1億2945万8000円などを計上しています。

なお、町債の元利償還に係る公債費については、対前年度比で3.92%の増の5億3121万円となっています。

次に、新年度の具体的な施策・事業等について、分野ごとに御説明を申し上げます。

第I 保健・福祉・医療

老若男女全ての住民が健康で生きがいを持ち、誰もが安心して暮らせる活力ある健康と福祉のまちを目指し、保健・福祉・医療施策の推進事業を実施してまいります。

1 保健衛生について

(1) 健康づくりの推進として

- ① 町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づく、健康づくり事業・施策の継続実施
- ② 各種がん検診の実施及び受診率向上対策の推進によるがんの早期発見と早期治療及び予防対策
- ③ 各種団体との連携による「健康フェスタ」を開催し、町民の健康と福祉の向上に向けた啓発活動の展開
- ④ 「8020運動」の推進による妊娠期から高齢者までの歯科口腔保健対策事業の継続実施

(2) 母子保健の推進

- ① 子ども・子育て支援事業計画に基づく子育て世代包括支援センターの設置
- ② 島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助成制度の継続実施
- ③ 妊婦健診に対する公費助成の継続実施
- ④ 母親学級の開催、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の継続実施
- ⑤ 医療支援を必要とする未熟児に対する養育医療費の給付継続
- ⑥ 島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対し、離島地域不妊治療支援事業による公費助成を継続実施

(3) 感染症対策の充実

- ① 結核検診を実施し、早期発見・早期治療を行うとともに新型コロナウイルス等感染症情報を把握し予防に努める。
- ② 定期予防接種費用に係る町費助成の継続実施

- ③感染症発症後の対策
- (4) 火葬場に係る業務管理及び運営の円滑化
 - ① 管理・運営に係る委託業務体制の安定的・継続的充実
- 2 医療・介護・福祉について
 - (1) 国民健康保険事業（事業勘定）・後期高齢者（長寿）医療制度の健全運営
 - ① 医療費及び保険給付費の適正化・軽減を図るため、保険事業計画に基づいた事業の継続実施
 - ② 加入者を対象にした特定健康診査（生活習慣病）及び特定保健指導（健診結果に基づく保健指導）の充実
 - ③ 「特定健康診査等実施計画」に基づいた実績の検証と推進
 - ④ 後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者医療（長寿）医療制度の円滑な運営及び事業推進
 - ⑤ 中学生までの医療費の一部無償化による子育て世帯への子育て環境支援の推進
 - ⑥ ひとり親家庭医療費助成制度の継続実施
 - (2) 与論町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づいた高齢者福祉の増進
 - ① 老人クラブ等の運営活動の継続支援
 - ② 敬老者に係る施策事業の継続支援
 - ③ 独居老人及び災害時要援護者等に対する支援の充実
 - ④ 介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営
 - ⑤ 地域包括支援センターにおける高齢者等支援活動の強化
 - ⑥ 介護予防日常生活支援総合事業の推進
 - ⑦ 在宅医療・介護連携・生活支援体制整備・地域ケア会議等の推進
 - ⑧ 認知症総合支援事業の推進
 - ⑨ 敬老バス無料乗車券及びタクシー乗車助成券による高齢者の交通弱者支援
 - (3) 障害者福祉の推進
 - ① 与論町第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画の推進
 - ② 障害者相談支援事業及び障害福祉サービスの提供体制の充実
 - ③ 障がい者（児）施設入所者及び精神障害者（児）医療施設入院面会旅費補助事業及び重度障害者（児）島外医療機関通院旅費補助事業の継続実施

- ④ 重度心身障害者医療費助成制度の継続実施
- (4) 児童福祉の充実
 - ① 幼児教育及び保育を一体的に行う「認定こども園」運営の充実化（合理的な運営を目指す統廃合の推進）
 - ② 町子ども・子育て支援事業計画に基づく保育の受入体制の適正化、保育の質的改善の推進
 - ③ 「町子育て支援金条例」に基づく、少子化対策及び出産奨励のための施策事業の継続実施
 - ④ 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当などの支給
 - ⑤ 3歳から5歳までの全ての子ども並びに3歳未満の住民税非課税世帯の子どもに対する、こども園保育料の無償化及び給食の副食費無償化を継続実施
- (5) その他の福祉施策
 - ① 生活困窮者の自立支援の推進
 - ② 国民年金施策の推進
 - ③ 障害者等並びに乳幼児及び在宅寝たきり老人等の中で、常時紙オムツを使用する者に対し、オムツ廃棄用ごみ袋を支給
 - ④ 与論町のち支える自殺対策計画の推進

第Ⅱ 産業の振興

1 農業生産基盤の整備について

豊かで住みよい農村づくりを推進するため、令和2年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら、効率的な農業生産の確保に努め、農業農村整備事業を実施してまいります。

- (1) 県営海岸保全整備事業（高潮対策）ハキビナ地区の継続整備
- (2) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）朝戸地区の継続整備
- (3) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間北地区の継続整備
- (4) 県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間南地区の継続整備
- (5) 多面的機能支払い交付金事業の実施

2 農業の振興について

日本の農業を取り巻く環境は、差し迫る貿易自由化の波により予断を許さない状況であり、農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化に伴う担い手農家の減少及び消費者の食の安心・安全への関心の高まり等ますます厳しい環境になってきています。

このような中であって本町の農業振興については、国・県への働きかけを

維持していくとともに、安定生産地としてのブランド化、リレー出荷など競争力のある強い産地づくりを目標に、さとうきび、畜産、輸送野菜、花き、果樹を重点項目とする複合経営の一層の推進を図ってまいります。

(1) さとうきびの振興

毎年、台風や干ばつ等の気象災害の影響を受けますが、国・県の支援を受け、さまざまな取り組みにより、近年回復傾向にあることから、引き続き増産計画に基づいたさとうきびの振興に努めてまいります。

- ① 経営基盤の強化としまして、認定農業者・担い手農家の育成や農地情報を有効活用した農地集積等を含めた経営規模拡大に対する支援、生産安定対策として積極的な水利用の推進、堆肥及び緑肥など土壌改良資材を利用した土づくりによる生産性向上、適期管理作業等を含めた機械化一貫体系の行える受託組織の育成
- ② 生産技術対策としまして、地域特性やほ場条件に適した品種の選定及び普及、調苗班の育成、病虫害防除対策

(2) 園芸の振興

輸送野菜の生産拡大を図り、農家経営の安定に努めてまいります。

- ① 輸送野菜の生産拡大・品質向上のためのさといも優良種子導入及び自家種芋確保対策、トンネル施設並びにパイプハウス等の資材導入、植付作業委託費等の一部助成
- ② 生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会等の実施
- ③ 農林水産物輸送コスト支援事業等による輸送費支援
- ④ 果樹及び特産作物などの生産振興並びに新技術・新品目導入の検討

(3) 畜産の振興

畜産については、子牛の市場平均価格はやや下がってきているものの高値を維持しており、引き続き農家経営の安定や防疫対策の徹底による畜産振興に努めてまいります。

- ① 優良素牛導入補助金による高齢母牛の更新と増頭
- ② 優良飼料作物種子導入助成による低コスト飼料の確保と自給率の向上
- ③ 衛生環境の充実を図るため、堆肥舎整備への一部助成、敷料供給による畜舎環境の改善及び防疫対策の徹底

(4) 担い手農家の確保と育成

- ① 担い手農家・認定農業者の所得向上、経営改善を図るための各種研修会の実施
- ② 新規就業者の確保と育成支援の実施

(5) 環境保全型農業の推進

① 堆肥センターの良質堆肥及びI P M技術を活用した環境保全型農業の推進

② 有機認証農家やエコファーマーの育成及び農林水産物認証取得の推進

※ I P M技術

総合的病害虫・雑草抑制管理技術（化学農薬に頼らない技術）

(6) 耕地防風林の造成推進のため、防風林用苗木代の一部助成

3 水産業の振興について

水産業については、漁業者の高齢化や水産資源の減少など依然として厳しい状況にありますが、離島漁業再生支援交付金を活用した諸事業を実施するとともに、農林水産物輸送コスト支援事業及び水産物流通支援事業の活用により漁家の経営安定及び販路拡大を図ってまいります。

4 特産品開発の推進

島内で生産される資源を有効活用するとともに、消費拡大と「食」を活用した産業の多角化を図り、観光産業などの島内経済への波及効果を高めま

す。
また、原料の確保や販路開拓が重要であることから、栽培技術・品目導入といった生産体制、商工業と連携した体制作りに取り組みます。

① 農水産物の6次産業化による消費拡大

② 補助事業導入による特産品開発の促進

③ 特産品開発支援センター利用推進による新規事業者育成及び加工技術、並びに品質管理技術の向上

④ 特産品開発・販路拡大のための各種業界交流の振興

5 治山・海岸保全事業の推進について

ハキビナ海岸の整備については、平成27年度から実施されている海岸防災林造成事業の継続整備と平成28年度から実施されている海岸保全施設整備事業（高潮対策事業）の推進に努めてまいります。

6 漁港の整備について

漁業従事者の漁船の安全確保と施設設備の充実を図り、漁港としての機能保全を図ってまいります。

- ・ 麦屋漁港水産基盤機能保全事業

7 商工観光業の振興について

町内の商工観光業については、百合ヶ浜等与論島の海の魅力に関する特集を中心に、全国ネットのテレビ局や旅行雑誌への露出、動画共有サイトを活

用したプロモーション等の実施により、SNSや口コミによる拡散も相まって本町の魅力を世界に発信し、知名度の向上を図ることができました。昨年は度重なる台風の影響や天候不良による船舶の抜港等に見舞われましたが、官民一体となったプロモーションを展開した結果、入域観光客は堅調に推移し、商工観光業を中心に活況を呈してきました。

また、奄美群島成長戦略交付金を活用した与論らしい観光スタイルの構築事業の実施、沖縄県との連携による奄美・沖縄連携交流促進事業や奄美群島交流需要喚起対策特別事業による航空運賃及び船舶運賃の軽減により、交流人口の増加につながっております。

さらに、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産2020年夏の登録実現を目指し、機運も高まる中、本町への旅行需要を一層喚起し誘客促進を図るためにも、島の特長である海・自然・文化を活かした観光産業の活性化及び知名度の向上を活かした農林水産物や特産品などのブランド化の向上も期待されています。

これらの来訪機運の高まりを追い風にして、更なる入込客数、滞在日数の増加を目指し、与論町総合戦略及び第5次総合振興計画との整合性を図りながら、施策を進めてまいります。

(1) 商工業の振興

補助事業等を活用した新サービスや、新たな雇用機会の創出につながる地域内起業の促進を図るとともに、中小企業支援施策についても継続して進めてまいります。

また、併せて消費生活相談員の任用による消費者支援体制の強化についても、継続して取り組んでまいります。

(2) 観光振興事業の実施

来訪機運の高まりや町内の活気が出始め、希望が見えてきたことで総合的な島づくりを推進する組織の充実や町民が主体となった地域経済の活性化など、自主的かつ持続可能な観光地づくりをこれからの課題と捉え、これらの解決のために以下の取り組みを実施してまいります。

① 奄美群島成長戦略推進交付金等を活用した映像戦略やSNSなどの情報発信、広域連携事業の推進・PR、動画制作やデジタルマーケティング（運営解析）

② 沖縄北部との連携

国頭村等の沖縄北部地域と連携したイベントの開催や、テレビ・ラジオ等のメディアを活用した交流人口の拡大推進

- ③ むらの魅力活用実践事業等を活用したグリーンツーリズムの推進
 - ④ 各種メディア等の受入及び誘致、SNS等による情報発信
- (3) 誘客対策の実施
- 誘客対策については、これまでの取り組み内容の精査も行いながら、より効果的な施策を推進してまいります。
- ① 航空・船舶会社や旅行会社との連携及び協力によるツアー造成等誘客活動の推進
 - ② 鹿児島県観光連盟や奄美群島観光物産協会及び沖縄観光コンベンションビューローとの連携によるスケールメリットを生かした誘客活動の展開
 - ③ ヨロンマラソンや大都市圏での物産展等のイベントを活用した情報発信
 - ④ 修学旅行等体験学習教育旅行の積極的な誘致
 - ⑤ 「ゆんぬ体験館」を中心に、島全体を体験フィールドにした体験型観光（修学旅行等）の推進
 - ⑥ 魅力ある観光地づくり事業等の県営事業や奄美群島成長戦略推進交付金の積極的な活用による観光地としての景観整備
 - ⑦ 観光協会と連携した世界自然遺産奄美トレイルの推進
 - ⑧ 夏場航空路の増便要請
 - ⑨ 「星空の街・あおぞらの街」全国大会の開催やガイド育成、ツアー造成等による星空ツーリズムの推進
 - ⑩ ウェルネスツーリズムやボランティア体験を目的としたツアー造成による新規顧客層の誘客推進

(4) 受入態勢の充実

与論島が魅力ある観光地として持続するための受入態勢の充実を図ってまいります。

- ① 民泊受入等着地型観光の態勢推進
- ② インバウンド受け入れのための体制整備の推進
- ③ 与論島の最高の観光資源である「自然」と「人」を活かした観光「ゆんぬツーリズム」・「ヒューマンツーリズム」の推進

第Ⅲ 生活基盤の整備

1 道路・交通等について

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

(1) 町道

- ① 社会資本整備総合交付金事業窪舎1号線無電柱化整備
- ② 社会資本整備総合交付金継続事業前浜地区道路改良整備
- ③ 社会資本整備総合交付金継続事業上田線及び那間茶花線の改良舗装整備
- ④ 瀬名2号線、兼母2号線の改良舗装継続整備
- ⑤ 小浜線改良舗装整備
- ⑥ 兼母源手名線舗装整備
- ⑦ 町道の部分補修や路肩法面・路面補修等の維持管理と点検、整備
- ⑧ 町道等の改良整備に伴う適切な登記嘱託事務の促進

(2) 県道

- ① 空港茶花線の改良舗装整備
- ② 与論島循環線（野口石油スタンド前）改良舗装整備及び未改良区間の事業化推進

(3) 茶花地区排水路対策

令和元年度に引き続き、茶花信号機付近の湛水対策として暗渠を整備します。

また、ウプインジュの一部を改良する事業計画及び上流域からの流入を抑制する対策を進めてまいります。

- ① 茶花地区排水路迂回暗渠工整備2工区

(4) 無電柱化の推進について

鹿児島県無電柱化推進協議会において県や関係機関と協議し、無電柱化の計画的かつ円滑な推進に努めてまいります。

- ① 空港茶花線（旧田畑美軒前）～与論島循環線（中央公民館）区間の無電柱化整備

(5) 港湾・空港

県と連携し、与論港における運行船舶や旅行者及び荷役作業等の安全性や利便性、円滑化が図られるよう、港湾施設の整備を推進してまいります。

また、与論空港については、空港施設のより一層の安全性が図られるよう努めてまいります。

- ① 与論港岸壁面のエプロン補修、用地舗装
- ② 与論港における安心安全な港湾施設の整備推進
- ③ 与論空港における、要改善箇所の改修や空港の安全利用のためのエプロン拡張の推進

④ 与論港コースタルリゾートの飛砂対策の継続

2 住宅の整備について

町内の公営住宅の需要や町営住宅の老朽化に対応するため、民間賃貸住宅の需給状況等を考慮しつつ、町営住宅の整備及び空き家対策を推進してまいります。

- (1) 瀬良座住宅改修事業（2号棟）
- (2) 叶住宅設計業務委託
- (3) 西区住宅整備事業
- (4) 耐震改修促進計画の推進
- (5) 家賃収納事務の更なる合理化
- (6) 与論町空き家バンクリフォーム補助事業

3 水道事業について

水道事業については、公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、効率的な経営体制の確立によるコストの削減、安心安全な水道水の安定供給に向け、次のことに取り組んでまいります。

- (1) 淡水化施設の保守点検の継続実施
- (2) イオン交換膜の洗浄、取替の実施
- (3) 水質検査の定期的な実施
- (4) 漏水調査の徹底による有収率の向上
- (5) 建設改良工事による老朽管路の更新
- (6) 非常用発電機水中ポンプ等の更新及び修繕
- (7) 未収金対策の実施

4 農業集落排水事業について

農業集落排水事業について、次のことに取り組んでまいります。

- (1) 新規機能強化対策事業の推進
- (2) 施設機械の点検整備の充実
- (3) 放流水質の適正管理による環境汚染の防止
- (4) 加入率の向上

5 環境保全について

環境保全については、第5次与論町総合振興計画に沿って、次のことを推進してまいります。

- (1) ごみ処理
 - ① 適正なごみの分別意識の向上や不法投棄防止等の啓発
 - ② リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

の「3R運動」の推進によるごみの減量化

③ 廃棄物処理施設の適正管理

(2) し尿処理

し尿処理施設整備工事の早期発注に努めるとともに、合併処理浄化槽の年次の整備を実施し、住環境整備と水質保全を図ってまいります。

(3) 美ら島づくり

花と緑豊かな島づくりのため、自治公民館等と連携を図り、町ぐるみの取り組みになるよう花苗の提供や、観光地にふさわしい自然と調和のとれた緑化推進を図ってまいります。

6 消防防災・防犯・交通安全について

消防防災・防犯・交通安全については、次のことに取り組んでまいります。

(1) 消防防災

- ① 広報活動や防災訓練等による町民の防災意識高揚の推進
- ② 新防災行政情報伝達システムの構築による防災体制の充実
- ③ 災害に強い町づくりや災害発生後の早期復興を目的とする国土強靱化地域計画の策定
- ④ 各自治公民館の自主防災組織と連携した防災訓練の実施

(2) 防犯

- ① 防犯灯の維持管理等
- ② 警察及び与論町嶋中安穏協会との連携した啓発活動の展開

(3) 交通安全の推進

- ① 警察、県交通安全協会与論地区協会等の関係機関と協力した各種啓発活動の展開

○町長（山 元宗君） それでは、教育のところは教育長にお願いをして20ページをお願いいたします。

第V 町政運営の推進体制

行財政改革等を柱にした町政運営の推進体制については、主な事項として次のことに取り組んでまいります。

1 行政改革等について

- (1) 効率効果的な組織体制と意思決定や合意形成機能の強化
- (2) 定員適正化と組織改革・人材育成
- (3) 働き方見直しと事務の改善
- (4) 「与論町行財政改革大綱」の策定

2 財政改革について

- (1) 縮小社会に適応する公共施設の最適化
- (2) 効果的、効率的な公共施設の利活用の推進
- (3) 資産の処分促進と有効活用
- (4) 自治体の自立と発展の根幹をなす財政の健全化
 - ①財政規律の確立と定着
 - ②歳入の確保
 - ③歳出削減の徹底

3 住民参加の体制強化について

- (1) 週報やホームページ等の情報公開による外部意見の収集及び提言等の反映
- (2) まちづくり懇談会の実施
- (3) 自治公民館連絡協議会との連携
- (4) 社会的課題を解決するための民間企業、NPO、多様な主体との連携

むすびに、以上、令和2年度の町行政運営に係る基本的方針と当初予算の概要等について御説明を申し上げました。

町議会をはじめ、町民の皆様方の一層の御理解と御指導・御鞭撻を衷心より重ねてお願い申し上げまして、令和2年度の施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、引き続き、教育・文化の部分だけを追加させていただきますと思います。

第Ⅳ 教育・文化

本町の教育は、日本国憲法並びに教育基本法の理念、県の教育方針、地区教育行政の教育目標に基づき、グローバル化、少子高齢化、高度情報化など変化の激しい社会に即応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人材の育成に努めます。

また、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、「個性が輝き 島が輝く 誠の教育」をキャッチフレーズに「夢や希望を持ち、粘り強く学び、困難を乗り越えたくましく生きる人間の育成を目指す」教育を推進します。

そのために、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」「社会の変化に対応できる力を育む教育の推進」「信頼される学校づくりの推進」「地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進」「生涯にわたって学べる環境づくり

とスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育委員会の活性化を図り、教育行政の充実を図ります。

1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

変化の激しい社会を生き抜いていく上で必要な、他人を思いやる心や感動する心、夢や理想をもち、粘り強く学び続ける人材の育成に努め、豊かな人間性の礎となる体力・気力を醸成する教育を推進します。

2 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

子どもたちが変化の激しいこれからの社会に、適切に対応して生きるために、主体的・対話的で深い学びの充実、教育の環境整備を推進し、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する能力や表現力を伸ばす教育を推進します。そのためにも、海洋教育の推進充実を図り、今後の与論町の魅力ある教育の基盤となるようにします。なお、これは2年目となります。

学力面では、特に個別指導や自主学習の推進を図り、新学習指導要領の趣旨に基づく学びに向かう力の醸成に努めます。

また、本町で継承されている伝統文化を尊重し、それらを育んできたふるさと・郷土や国を愛し、誇りにする態度を養うことや、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、情報教育や環境教育などの社会の変化に対応した教育や特別支援教育など、子どもの状況に応じた教育の推進にも努めます。

3 信頼される学校づくりの推進

適切な教育活動のために保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を聴き、意見交流が行える、開かれた学校づくりを推進します。また、教職員の資質向上に努め学校運営を充実させるとともに、PTA活動の活性化を通して保護者・地域との連携を深め、安全・安心な学校づくりを推進します。

さらに、こども園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携等、各種の連携を緊密にし、幼児教育、学校教育、生涯学習が一貫した推進が図れるようにします。

少子化に伴う学級減に歯止めをかけ、中学校・高等学校全学年2学級維持を図る取り組みを推進するとともに、一人ひとりの進路実現につなげる魅力ある学校づくりを行うために、与論への留学制度の工夫・改善と交流体験事業の充実に努めます。

4 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

人づくりは、地域・保護者の担う役割が大きいものです。本町は、PTA活動が活発であり、伝統、体育・スポーツ・文化的な地域行事も受け継がれており、子どもを「島の宝」として地域で育てる風土が残っています。

各種グループ、関係団体・機関、連盟、PTA活動の活性化と充実を図り、体育・スポーツ、伝統・文化的な地域行事を通して、地域全体で子どもを守り育てるための取り組みを推進します。

5 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所でスポーツや文化について学べる環境づくりを目指します。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に大切なものであり、粘り強い人間を育むため、スポーツ施設の利用促進に努めます。

強度の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、豊かな心の育成や地域創造につながることであり、一層の文化の振興、文化財保存・伝承活動の充実に努めます。

なお、与論城跡の国指定に向けた調査事業を継続し、町民への啓発活動に努めます。これも2年目になります。

連合青年団等各種団体の育成に力を入れ、積極的な活動推進に努めます。

以上、教育部門でした。よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩いたします。10時05分から再開します。

-----○-----

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時05分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第1号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第1号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

会計年度任用職員について、その任用形態又は任用手続きに応じた方法により服

務の宣誓を行うことができるようにする等のため、所要の改正をしようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 内容についてお尋ねいたします。

会計年度任用職員、全員皆さんパートタイムの勤務体系かと思うのですが、サービスの宣誓の内容については、別段の定めをすることができるという条例なのですが、そのパートタイムのサービスの宣誓の内容というのは、正規職員と全く同じ内容なのか、違いがあるのか。あるいは、別段の定めをすることができるというところは、条例ではなくて規則で定めるという意味なのでしょうか。説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

現在、常勤職員のサービス宣誓は、辞令交付の後に町長の前で宣誓書を読み上げています。サービスの宣誓は、大変重要な行為であると考えていますので、宣誓書の提出、また宣誓を勤務場所で行う等これから検討し、行っていきたいと思っています。宣誓書につきましては、常勤職員の宣誓書の内容でそのまま使っていきたいと考えているところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 4月に入ったら、すぐにパートタイムの皆さんも勤務が始まると思うのですが、それまで間に合わせてそういった規則というか、そういったものちゃんと整備してやり方を決定するということなのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） 4月1日付けの、現在のところ会計年度任用職員が125名現在内示をしているところでございますので、その人数の皆さんを宣誓というところですので、こういったやり方がいいのか、また会計年度任用職員の場合は、年に1回の任用だけではなくて、年度途中での任用というのも出てくるかと思えます。そういった形で、本庁舎にいる任用職員、またそれぞれ事業所のほうで勤務している会計年度任用職員もおりますので、それぞれそういった形で、応じた形で、これから規程を整備していきたいと考えています。

○2番（沖野一雄君） わかりました。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第2号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第2号「与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第2号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

令和2年4月1日から制度開始となる会計年度任用職員の給料表は、与論町職員の給与に関する条例の行政職給料表に準じており、これが昨年の人事院勧告に基づき改正されたため給料表を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） お尋ねをします。

先ほどもありましたけれども、本町の会計年度任用職員というのは、全員現時点ではパートタイムを予定されているということで、この条例は、一応フルタイムの給料でお支払いをする皆さんが対象になるかと思うのですが、その確認と、新年度、年度途中も含めて、フルタイムの会計年度任用職員を採用する予定があるのかどうか、そのあたりもあわせて確認をしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

まず、今回のこの改正に載っております給料表でございますが、こちらは、フルタイム会計年度任用職員の給料表になっております。昨年9月に議決していただきました条例で、中身にフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の給料について規定をされています。その中でパートタイム会計年度任用職員につきましては、この給料表にその条例にあります計算方法で出すと規定がされています。そして、フルタイムの会計年度任用職員の今後の任用につきましては、与論町で現在はフルタイムの会計年度任用職員については、そういったフルタイムの任用に応じた内容ではないということで、全てパートタイムの任用とさせていただいているところです。

○2番（沖野一雄君） 了解しました。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第3号 与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第3号「与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第3号、与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、幼児教育・保育の無償化に関連する費用の取り扱いや文言の整理等を行うために条例の一部を改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 勉強のためにお尋ねしたいと思います。

与論町には3つの町立こども園、1つの私立こども園があるわけですが、それがどれに当たるのかというところの確認をしたいのですが、この情報を見ますと、与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業という言葉が出てくるわけですが、特定地域型保育事業というのは、小規模保育とか家庭的な教育とか事業所でやるような保育とかあるいは居宅訪問型とか、いろいろネットで調べてみるとそういう言葉が出てくるのですが、与論町のこども園は全て、この前段の特定教育・保育施設に該当するのでしょうか。あるいは、それ以外の私が把握していない特定地域型云々というそういったあれもあるのか、そのあたりの説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 大変恐縮ですが、勉強不足で、保育所型の認定こども園と認識しておりまして、その特定教育・保育と特定地域型との違いがちょっと、また、後もって御報告させていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 後で結構なのですが、私ども議員のみんながわかるようにそういった内容で文章にでもしていただいて、簡単なあまり難しく詳しくする必要はありませんので、簡単な説明を後ほど出していただければと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 議案を出すときに、これは説明ができないような議案を出してこちらにお願いしますと言っても、どうにもならないのではないですか。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） はい。仰せのとおりでございまして、一応こちらの場合、昨年の10月から保育料が無償化されたことに伴うことと、文言の支給認定保護者というのを教育保育給付に変えるということで、あとは若干の法令上の整理といった形なのですが、確かにわかりづらいものかなと思って。もうちょっと概要的なものを付けるべきだったなど、反省するところでございます。

○8番（野口靖夫君） ちょっと議長、これは休憩するべきだよ。暫時休憩するべき。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時20分

再開 午前10時34分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 先ほどの御質問につきまして、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業というのがございますが、これが与論町の場合には、特定教育・保育施設に入りまして、特定地域型保育事業というのは、企業とか民間事業者の小規模な認可外であったり、小さな事業者ということで与論町にはないということです。その文言につきまして、保育料無償化に基づきまして国から示された文言の訂正と申しますか、今まで支給認定保護者とうたわれていたものを教育保育給付認定保護者と、文言を変更するように国からの要請がございまして、それに基づき文言そのものを修正した形です。

○議長（福地元一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第4号 茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第4号「茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第4号、茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税の税率改正時に改正を行っていなかったために行う改正と、茶花地区公民館では、冷房の使用料を徴収していないため、運営費の補てん及び他の公共施設との整合性の観点から、使用料を徴収するために改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といた

します。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第5号 与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第5号「与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第5号、与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町公民館では現在、冷房の使用料を徴収していないため、運営費の補てん及び他の公共施設との整合性の観点から、使用料を徴収するために改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といた

します。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、与論町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第6号 与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第10、議案第6号「与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第6号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町砂美地来館の冷房の使用料の徴収基準が1時間単位になっていないため、他の公共施設との整合性の観点から、徴収基準を1時間単位に統一するために改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といた

します。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番。

○4番（林 敏治君） 現在、砂美地来館においては、風力発電そして太陽光を設置しております。そういう観点から、現在電気料金を1時間ごとに徴収するということですが、これは、その風力発電で賄うということではないでしょうか。その辺の考え方、内容を教えていただけますか。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） お答えします。

現在、砂美地来館には風力発電とかありますが、あちらは通常使用している電気には対応しておりません。太陽光も通常運営の例えばエアコンとか、外灯とかには対応はしておりません。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） それでは、どのような施設というか、どこに使用されていますか。蓄電ではないと思いますが。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） あちらの施設は、総務企画課で災害対策用で国庫の100%補助で導入しております。太陽光5キロワット、風力5キロワット、そして蓄電池が14.4キロワット整備されていまして、災害時の非常用電力として必要な最低減のところだけにコンセントとか電灯につながっています。したがって、事務室の照明とか、入った廊下のところの照明、そしてアリーナのところの5カ所のコンセント、そういったものに必要最小限に限られていますので、エアコン等とかには使えないようになっています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） はい、わかりました。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、与論町砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第7号 与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議案第7号「与論町多目的屋内運動場の設置及
び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第7号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、与論町多目的屋内運動場では、冷房の使用料を徴収していないた
め、運営費の補てん及び他の公共施設との整合性の観点から、使用料を徴収するた
めに改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた
します。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会
付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、与論町多目的屋内運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第8号 令和元年度与論町一般会計補正予算（第5号）

○議長（福地元一郎君） 日程第12、議案第8号「令和元年度与論町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第8号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、町民税1093万3000円、奄美群島成長戦略推進交付金1億1090万4000円などを追加し、財政調整基金繰入金9622万2000円、緊急防災・減災事業債1億800万円などを減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、ふるさと納税推進費1200万円、障害者福祉費1502万6000円、園芸振興費290万4000円などを追加し、プレミアム付商品券事業費1750万円、常備消防費2566万8000円、消防施設費2378万7000円などを減額計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ9253万2000円を減額し、一般会計予算総額53億7431万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） お尋ねをします。

何点かございますけれど、まず1点目。6ページになります。繰越明許についてお尋ねします。御案内のように繰越明許というのは、自治法の213条で会計年度特別の原則の例外として認められている予算措置の仕方ですが、お尋ねしたいことは、なぜ年度内に事業が完了できない見込みとなったのか、簡単で結構ですので、全部説明を求めますと時間かかりますので、金額の大きなものだけ私が申し上げるところだけ説明を求めたいと思います。総務費の中の新庁舎の駐車場の件、それから尿・浄化槽の件、それから土木は一つだけお伺いしましょうかね。金額の一番大きな供利茶花線の改良事業、それから一番下の防災行政情報伝達システムの件、それぞれ担当の課長の説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

まず、総務費の与論町役場新庁舎駐車場整備工事につきましてです。こちらにつきましては、最近まで用地交渉が長引いております、やっと全体的な支払いのめどがついたところですので。そういった関係で、入札が3月23日に予定をされていまして、2工区に分けて発注予定となっております。そういった関係です。

そして、9の消防費、こちらの防災行政情報伝達システム整備工事につきましては、当初予算の起債で組んでいましたが、奄振予算の補正が今回内示的なものがまわっていますので、今回の補正で歳入予算を組み換えまして、繰り越しという形の手続きとさせていただきたいということで、繰り越しにしているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） 御説明を申し上げます。

し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業ということで、昨年6月に、基本計画の業務委託を行いまして、この事業基本計画から発注支援事業ということで、発注するまでのいろんな資料の作成ですとか、そういったものをするような形でどうしても単年度では難しいと言いますか、慎重にしなければいけない事業ということで、発注支援事業を翌年度令和2年度まで持ち込んで、12月中旬あたりをめどに事業を進めておるところですが、発注支援事業を繰り越すという形で、今させていただきます。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） それでは、町道供利茶花線の改良事業について御説明いたします。

町道供利茶花線の事業におきましては、信号機にありますボックスカルバート与

毛田橋の架け替え事業を主に中心として事業をする予定でして、その架け替え事業につきましては、いろいろさとうきびの農繁期であり、道路の事業等いろいろ調整がございまして、またそちらを工事するにあたりまして建物の補償、用地の補償、そういったところの調整に時間を要しておりまして、今現在、今年度発注に向けて鋭意努力しているところです。ということが絡んでおりまして、明許繰越のほうで対処させていただいています。

よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 様々な事情がおりかとは思いますが、あくまでもこの繰越明許というのは、例外的な予算措置の仕方ですので、是非年度内で工事が終わるように、最大限の努力を図っていただきたいと思えます。最近どうしても繰越明許というのは増えてきて、それにはいろんな事情があるかとは思いますが、だからといって、あまり無理して年度内にどうしても終わらせなくてはいけないみたいになると、今度は道理が引っ込んできますので、無理をすることはできませんけれども、できるだけ年度内で事業が完了するように努力をしていただきたいと思えます。

次に、細かいところいっぱいあるのですが、そこはもう飛ばしまして、重要と思われるところをちょっとお尋ねします。歳入では15ページなのですが、歳出のほうでは22ページ、プレミアム商品券の件です。私は重要なところだと思うのですが、要するにお尋ねしたいことは、例えば15ページの歳入のところをいくと、歳入ベースでも1400万円の減になったと、落とさざるを得ないということで、当初歳出で見えますと、民生費の扶助費に2750万円が上がってました。それが結果的に歳出ベースでは1750万円落とさざるを得なかったという形。この内容の説明、要はプレミアム付商品券の引き換えというのは、いわば国から流れてきたお金ということで、消費税の関係ですね。低所得者とかそういった方々を少しでも緩和するために、暮らしをひっ迫させないための措置だったかと思うのですが、事業効果があまり得られなかったということなのでしょうが、そのあたりどう考えていらっしゃるか説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これは、消費税増税に伴って国の推進事業として今年度行ったわけなのですが、対象者といたしましては、非課税が960名、子育てが144名、総計1,104名を対象として通知を出しているものなのですが、やはり最高額2万円出して、結局2万5000円分買えるという自己負担も生じてくるものですから、そういった面もあったかと思うのですが、大変期待に届か

なかったのかなというところで、大体230、240名ほどの今現在の利用者という
ことで、大変期待に添えるだけの効果は出てなかったのかなと思われるところ
です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 国が考えることのこういった施策が、あまり功を奏さなかった
という結果になったかと思うのですが、結果論ですが、もう少しやり方の工夫が必要
だったのかなと。例えば場合によっては、町単でもっと購入しやすいようにする
とか、いくつか方法があったのではないかと思うのですが、そのあたりどうでしょ
うね、町長どのようにお考えですか。私は、これは国からの流れをそのまま言う
おりにやったということですが、反省すべき点もあったかと思うのですよね。こ
ういったことは、今からまたちょくちょく出てくるかもしれませんし、消費税とい
うのはこの10%で留まるはずはなくて、長い目で見ればまた上がってくるん
ですよ、恐らく。ヨーロッパ並みに段々近づいていくと思うのですよね。そう
いったことも考えて、しっかり次回こういう同じような例が出てきたときに、
与論は与論独自で努力をしていただいて、低所得者にしっかり生活のカバーが
できるという方策をとっていただきたいと思いますけど、町長のお考えを聞
ければ、できればありがたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘のとおり、これにつきましては、もっと工夫をする
必要があったなと今反省をしておりますが、本当に低所得者の生活を守るため
にも、今後またするように努力をしていきたい、また工夫をしていきたいと考
えています。
ありがとうございました

○2番（沖野一雄君） 以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） だいたい沖野議員が質問した感じの質問になりますが、
私は2点ほどお聞きしてみたいと思います。

まず最初に、今の22ページの件についてお聞きしてみたいと思います。プレ
ミアム商品券の話です。これは今の話聞いておきますと、私も最初に質問し
ようと思っておりましたが、沖野議員が早く質問したもので私もできな
かったのですが、質問する内容は大体一緒です。というのはどういうことか
と言いますと、使い勝手が悪かったと私は説明を受けたのですが、決して
使い勝手が悪かったとは私は思わないのです。一般の町民の話を聞
きますと、町民に知らしめる機会が少なかったのではないかと
言われているのですね。我々議会人とか、皆さん役場に務めてお
られる方々は、大体こういうのがあるということは、大体誰でも知
っているからやろうと

思います。だけでも我々は対象にならないから使わなかったと、利用しなかったということになっているわけですね。ところが、今与論町の町民税をお納めいただけていない方々とか、福祉家庭とか、あるいはまた子育て関係の方々を調べたらいっぱいおられるのです。だからそういった方々を対象に力強く説明していったら、これは大きく活用されたのではないかと。そういうことを普段からそう見えています。ずっと思っていました。けれど、今もう使っていないから返すということで補正予算を組まれているわけだから、遅ればせながら非常に残念だなと思っているところなのです。そう思うときに、先ほど沖野議員が言いましたように、こういうことはこれからも必ず起きます。だから、起きると想定しなければなりません。政府というのは、今新型コロナ対策でいろいろな対策を立てていますね。例えば、経済関係の活性化のために非常に経済が冷え込んでいると。そのために、各地域の商店街やサービス業の方々をいかにして救うかということとか、また保育園、小中学校を休校したために、そこに無理やりにしたためにとかいろいろ例えば出てますよ。それを思うときに、それをいち早く役場職員の担当者の皆さんがそういうことを想定して、国とか県からそういうのが来るというのを想定して、待ち構えておいて施策を築いておけば与論町からすぐできるわけです。今のような状態では、先ほど町長を中心としてコロナ対策の会議を開いた議事録が我々に回されてきたのですが、あれは、完全なるコロナ対策の予防のあるいは起きたときの対策の会議であって、我々町民としては、国民としてはどう思っているかといったら、この冷え込んだ経済を、あるいはサラリーを入れられなかったサラリーですね、いわゆるそういうものを明日の生活につなげるかということで非常に悩んでいるのです。だから今本当は一般質問するべきなのですが、これは長話してはいけませんので、どうかひとつ、これは遅ればせながら言いましたので答弁はいりません。こういうことはあり得るということを想定して、本当にしっかり考えていただきたい。

第2点目は、これは町長でもいいし、総務企画課長補佐に説明していただきたいというのは、もう1点は32ページと、33ページ。消防関係ですけれども、常備消防等その設備に関する補正で減額されておりますが、これは私どもはわかりません。消防議員は広域事務組合の沖永良部与論地区広域事務組合の消防議員はこれ知っていますが、けれど、ほかの議員の皆さんはわからないのですよ。わからない方が多いと思います。だからこれだけ減額補正を組まれる以上は、この本会議場でしっかりどういう理由でこうなりましたということだけは説明しておかないと、議事録に残しておかないと私はいけないと思うのです。先ほど町長説明によると、概要説明も悪かった。ただ、これだけ減額になります、それだけです。ということでは、本当の審査にはならないのではないかと思います。再度町長でもいいし、総務企

画課長補佐でもいいのですが、その減額補正になった理由というものをしっかり説明していただきたい。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） これは、組合の一部の負担金だと伺っておりまして、係、担当とも話をしたのですが、負担金ですの出しておかなければならないということになっているので、そのまま認めている次第です。皆様方に提案を申し上げた次第です。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

具体的な機材につきましては、救助工作車、こちらの購入費用分の負担金でした。記載につきましては、今年度購入予定だったものが来年度購入予定という形になっております。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） わかっている8番議員から再度質問されることではなくて、議事録に残しておかなければならないことなのですよ、このことは。だから詳しく説明してくれないかとお願ひしたのだけれども、今の感じでもわかりにくいと思いますよ、これ。例えば、この一部事務組合の負担金が2500万円減額になったと。これはどういう理由で、こうなったということが、まず第1点。下のほうの23ページの消防単独工事で、2300万円減額になったとありますね。これがどういうことだったということをしておかないと、補正予算を審査するためには、おかしいと思いますよ。あなたがおかしいと思わないのがおかしいのだよ、これ。もう1回説明して、しっかり。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） まず、先ほどの常備消防費につきましてです。大変恐縮ですが、私は、この一部事務組合の負担金関係の会議であったりとか、そこには出席がしたことがないのと、そちらの引継ぎを大変申しわけございませんが、中身につきましては受けていません。ですので、この一部事務組合の負担金の細かい理由というのは大変申しわけございませんが、存じ上げていません。

それと3番の消防施設費、こちらにつきまして追加で説明をさせていただきます。こちらは新規防災無線設備工事ということで、防災行政無線、今現在1年目の工事を進めているところです。こちらがまず2億円で、1回目の1年目の分が済んでおります。そして2年目の分が、先ほど歳入のほうでありました奄振の交付金でまた予算措置がされました分です。その分の全体の契約金額というのが、最初4億円で計画していたものが3億8000万円余りになりました。その関係でのこの

1995万円の減額となっています。またJアラートの移転料、こちらについては実施済みですが、契約額で154万1000円の減額、そして新庁舎前に整備をしました防火水槽、こちら実質765万円で確定していきまして、その分の減額というところでは、

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 18ページのふるさと納税推進費の1200万円ですね。この中身をちょっと説明していただけますか。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

ふるさと納税につきましては今年度も好調でございまして、今現在4400万円を超えているところでは、その関係で、今ふるさと納税として頂戴した金額の中の1割が業者さんへの手数料になっています。そして1割が送料になっています。残り3割が、納税をいただいた方への返礼品の上限額となっておりまして、トータルで5割は経費、そして返礼品に取られてしまいます。残りの5割が実質与論町に入ってくるお金になりますが、その分の関係で、追加で2400万円、結局入ってきたわけなのですが、その分の半額の1200万円、こちらが先ほど申し上げました返礼品と送料と手数料になりまして、その分の業務委託料を増額しているところでは、全体としては、現在4400万円余りという状況になっております。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 大変な伸びのようですので、総務企画課のほうが大変頑張っているという証拠だと感じます。今後もひとつ、1億円という話も聞きましたので、目標にして頑張っていただきたいと思います。

それから、全課にも適用するようなところですけど、19ページの借上料、重機借上料1030万5000円出ていますね。これは補正ですので、今頃この補正を1000万円余りも出してくるというのは、これから当然、負担行為支払いとなるわけですけど、これはこんなに消化できるようなものですか。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） こちらの重機借上料の増加分につきましては、一部この新庁舎の整備関係で、予算的な不足があった分も含まれています。例えば、駐車場の関係の前面のほうが、解体のときにやらなければいけなかったことが残っていた工事費がありました。また後ろの消火栓とか、そういったこまごま実際の工事に入っていなかったものが生じている分も含まれています。それプラス大きなものとしましては、下の今度整備をする駐車場のところですが、隣地の方との境界

をまっすぐにしまして、今回の購入の条件になっているところですが、そういった関係がありましてこの予算を出させていただいています。おっしゃられるように3月10日過ぎてからの予算ということで、大変な金額でもありますので、これから職員で何とかやり遂げていきたいところです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） わかりました。これは一応注意喚起をしておく上で、申し上げておきたいのですが、本来借上料というのは、少額のいわゆる補完的な工事、あるいは災害が発生した場合の例えば道路工事、耕地工事とかどうしても設計をして積算をして発注する暇がない。若しくは水道工事とかみたいに突発的に出る工事、こういう場合は当然借上料なのですが。例えば去年、一昨年も教育委員会にも言ったのですが、屋外多目的運動広場とかで随時新しい工事を借上料で造成していくというこれは不適切なのですよ。こういうのはあくまでもきちっと設計をして積算をして、然るべき競争入札なりあるいは見積もりで契約をするのが筋なのです。非常に会計も困っているのではないかと思います、例えば今からこの駐車場の下で石積みをこれから新しくしていきますよね。こういうのをやはり借上料とかですというのは不適切なのですよ、これは。これはそういった研修会とかでもやられているかと思うのですが、こういうのは業界のほうからも厳しく求められていることなのですが、事前にこれだけのものを仕上げるというのは、もうわかっているわけですから、きちっと設計をして積算をして発注をして契約をするというのが筋ですから、先ほどの説明では、補完的な修繕的な部分とか、こういうのは借上料でももちろんやっていますいいわけですが、だからそういうその姿がはっきりわかっていて、これを工事請負というのを区分けして、これを借上料でやるというのは不適切だと思しますので、これは全課に共通することですから、留意していただきたい。それと工事請負の場合は、現場で仮に事故が発生した場合、これは受注者側の責任になるわけですが、この借上料でした場合は、全てがこれ発注者側の責任を問われますので、今後は極力これを留意していただいて、なるべく工事請負とか、これは業者さんだけの問題ではないのですよ、それが筋なのだから。だから、これはそういうふうにして、意向的にまた業者を苦しめるとかそういうことがあってはならないし、事故発生もまた対応も困るからそういうことはしない。それと会計報酬の問題がありますので、そこら辺は非常に留意していただきたい。これは答弁はいたしません。お願いします。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） せっかくこども園の3園の園長が見えておられますから、厳し

いことを言うつもりはございません。町長にお伺いしてみたいと思います。一般会計補正予算書の22ページに、賃金の補正が行われております。減額補正が行われているのですが、私が言いたいことは、今こども園の保育所で働いている臨時職員の方々の賃金が非常に少ない。安すぎると、こう思って普段からそう考えているのですね。そう思うときに、本当に我々考えるべきじゃないかと。今、国においても県においても、おかしいからちょっと補正考えていこうという流れになってきていますね、全国的に。そう思うときに、我々与論町も今の賃金体系、県に限らずこの賃金体系もうちょっと見直す必要があるのではないかと。役場職員の正職員の報酬と、先生方の特に臨時職員の賃金、あの安さ、格差、そう思うときに、これは涙なくして語れませんよ、本当ですよ。誰だって生活がありますからね、だから思い切って町長、沖永良部がしているからとか、徳之島がしているからとかそれは問題じゃなくて、町長も、やっぱり教育者として御苦労されて、長年経験されているわけだから、こういうところは教育経験者である山町長でないとできません。と私思うのです。職員の御労苦に対する感謝の気持ちがわかるのは、一番山町長じゃないかと思いませんか。どうですか、町長。今度考えてみる必要はないと思いませんか。考えてみたいと思いませんか。町長の忌憚のないお気持ちを聞かせていただきたいと思えます。

お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） この賃金につきましては、予算の関係、それから他の市の関係ともいろいろ絡んできて、こういうふうになったと考えておりますが、おっしゃるとおり、子供たちに誠心誠意頑張っていただいている保育所の先生方、保母の方々に対して、夜遅くまでやっていらっしゃる様子、それから誠心誠意やっていらっしゃる様子を見ますときに、何とかしてあげたいなということは考えておりますが、予算面でそれが優遇できるのかどうか、それもまたこれからの課題でありますので、考えていきたいと思えます。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 町長、本当にこの現場で働いておられる職員の皆さんは、あの子供たちを考えてみてください。小学校1年に上がる就学前教育、右も左もわからないあの小さな子供たちが、これからの我が島のあるいは鹿児島県を、日本を背負って立つ子供たちを、右も左もわからない子供たちを一生懸命親身になって親以上に一生懸命にやっておられるあの姿、あれは誰もできません。それと介護でやっておられる方々とか、私が申し上げなくてもわかると思えます。どうかひとつこれからは、もう1回みんなで考え直しましょうよ。今やりますとか言えないと思えます

から、それは十分わかります。わかりますが、やっぱりそれを考える時期に来てい
ると私は思うのです。ですから町長の英断でどうしようかという会議でもつくっ
て、今後のことを考えて検討していくべきではないかと思うのですが、そこでもう
1回、力強く御返事をお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます、賃
金が絡んでくる問題ですので、私だけでのあれでもできませんので、みんなでもた
協議をして、先生方が意欲を持って働けるように少しでもそういう手助けになれば
と考えますので、検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会
付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第5号）を採決し
ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第5号）は、原
案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第9号 令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議案第9号「令和元年度与論町国民健康保険特
別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第9号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、国民健康保険税13万8000円、使用料及び手数料17万円、県支出金保険給付費等交付金9248万6000円、一般会計繰入金51万6000円を減額計上しております。

歳出では、保健事業費の特定健康診査等事業費5万5000円増額計上し、総務費の総務管理費11万3000円、徴税費10万円、運営協議会費12万8000円、保険給付費の療養諸費7914万8000円、高額療養費1375万5000円、葬祭諸費10万円、保健事業費を2万1000円減額計上しています。

御審議され、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和元年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第10号 令和元年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

○議長（福地元一郎君） 日程第14、議案第10号「令和元年度与論町と畜場特別会

計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第10号、令和元年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の使用料を1万5000円増額、一般会計繰入金を3万4000円減額計上しております。

歳出は、総務管理費を1万9000円減額計上しております。

御審議され、議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 1ページを開いていただいて、ここの部分を総則と言いますけど、ここの部分の文言の書き方、記載の仕方について確認をさせてください。2点あるのですが、1点目は私が記憶間違いかどうかわかりませんが、確認の意味でさせてください。

と畜場の特別会計補正予算という下のほうに、文言があります。最初のところですね、元号を定める政令云々とあって、令和元年度と読み替えるものとするという1行と2行の文章の仕方。これはほかの会計でも元号が変わった後の補正予算のときに全会計これは入れていたのですか。あまりあったような気がしないのですが、これをあえて文言に入れる必要があったのかというところ、この確認がまず1点目。と畜場の主管課長よろしいですか。

それから2点目、歳入歳出予算というところ、括弧書きですね、歳入歳出予算。これは当初のときに使う言葉で、補正の場合は、歳入歳出予算の補正、「の補正」という言葉を入れてください。また、第1条の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9000円減額してという言葉、意味としてわかるのですが、一般会計が一番いわばモデル、総務企画課がつくっている一般会計が一番モデルになりますので、それとの整合性をとっていただく意味で、歳入歳出予算の総額にではなくて総額から、「から」という言葉を使って、そして歳入歳出予算それぞれ1万9000円減額しとなっていますが、1万9000円を減額し「を」という言葉を入れてください。この指摘は、前からちょくちょく予算書が出てくるたびに、特に特別会計のところ総務企画課の一般会計の文言とちゃんと整合をとってくださると、いつも申し上げてきましたが、なかなかいつまでたっても出てくるのですが、是非総務

企画課のほうでもチェックしていただいて、しっかりしていただきたいということがあります。その2点なのですが、総務企画課からは別に答弁する必要はありません。主管課長の私の最初の指摘、私の勘違いだったかもしれません。あわせて確認をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 予算書の記入法につきましては、以前から議員さんの御指摘のとおり、あったということで承知しておりますが、確かに今回、と畜場は私もチェックが甘かったなと思っているところなのですが、上の文言につきましては、以前総務企画課から指導があったのでは。どうでしたでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

一般会計につきましては、補正予算第1号が、令和元年5月20日に提出しています。その際に、1ページで元号を定める政令云々につきまして載せていまして、第1号の予算の上程の際にということになっているかと思っているところです。

以上です。

○2番（沖野一雄君） はい、わかりました。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、令和元年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、令和元年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第11号 令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（福地元一郎君） 日程第15、議案第11号「令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第11号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、歳入で後期高齢者医療保険料160万円を減額計上しております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金160万円を減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、令和元年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 日程第16から日程第22までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

日程第16 議案第12号 令和2年度与論町一般会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第16、議案第12号「令和2年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第12号、令和2年度与論町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和2年度一般会計当初予算の総額は、44億5824万円となり、対前年度比約11.51%の減額となっています。

歳入の主なものとしまして、町税が前年度より1163万1000円増額の3億3317万7000円、地方交付税は1517万2000円増額の19億5221万5000円で計上しています。町債の総額は、6億4840万3000円となっています。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきまして、財政調整基金から2億7394万9000円を繰り入れています。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費で財産管理費5938万9000円、民生費で障害者福祉費1億6065万2000円、衛生費でし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業2億6544万7000円、農林水産事業費でヨロン特産品支援センター運営費567万2000円、畜産振興費1159万1000円、漁港管理費9890万5000円、商工費でデジタルマーケティング事業費3000万9000円、星空ツーリズム推進事業費1400万円、土木費で町単独改良事業費7154万6000円、住宅管理費2億7404万3000円、消防費で常備消防費1億2945万8000円、教育費で地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費230万円、B&G海洋センター費2525万円などを計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これ以て質疑を終わります。

-----○-----

日程第17 議案第13号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第17、議案第13号「令和2年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第13号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約19.73%減の6億8179万4000円となっています。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税が対前年度比3.7%増の1億7401万5000円、県支出金が対前年度比27.4%減の4億5429万9000円、繰入金に対前年度比4.4%減の5280万2000円などとなっています。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費が対前年度比30.8%減の4億831万8000円、国民健康保険事業費納付金が対前年度比7.2%増の2億4182万7000円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 基本的なところをお尋ねします。

国民健康保険事業の特別会計、前年度の予算額と比べると、1億6760万円の減で約20%減の予算編成となっています。一方、その保険税はかなり伸びていると620万7000円。税はかなり伸びていると。もちろん見れば県支出金が減っているかありますが、この予算編成、税は伸びているのに、結局予算規模としては去年の20%も落ちたという、大きな原因は何でしょうか。例えば、最近新型コロナウイルスの影響が、非常に世界中席卷していますが、そういった関係が今年には予算編成の時点では当然それは見込まれないから、医療保険の資質というのは、かなり減ってくるという見込みだったかなと考えますけど、そのあたりどうなのでしょう。

ようか。はっきりしたこの2割も少ない予算編成となったという、一番大きな要因を説明していただければと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 今年度自体が、全体的な総医療費が落ちてきています、そういったことと含め、また被保険者が減ってきているということも含めてだと思えますが、そういうことで総体的な予算的には落ちたところではあるのですが、県からは納付金として納付しなければならない、その金額につきましては、3年間の状況を見て納付金額が決まってくるものですから、それに対して納める分を、こちらからまた保険税を確保しなければいけない面がありまして、今年度保険税の所得額が見積もりよりも少なかったということもありまして、また新年度につきましては、改めて所得をまた把握しなければいけないのですが、所得が伸びなければまた保険税率そのものを上げなければ、保険税を確保できないのではないかと見込んでおります。

○2番（沖野一雄君） はい、わかりました。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第18 議案第14号 令和2年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第18、議案第14号「令和2年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第14号、令和2年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約15.28%増で、26万4000円となっています。

歳入については、前年度比増減の主なものとしまして、使用料及び手数料で1万6000円、繰入金1万9000円の増となっています。

歳出については、前年度比増減の主なものとしまして、総務費3万5000円の増となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。
次に進みます。

-----○-----

日程第19 議案第15号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第19、議案第15号「令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第15号、令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比29.01%増で、歳入歳出が3956万6000円となっています。

歳入の主なものとしましては、使用料1123万4000円、国庫補助金600万円、県補助金169万5000円、町債230万円、繰入金1817万2000円。

歳出の主なものとしましては、総務管理費2253万円、事業費1010万円、公債費683万6000円を計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。
次に進みます。

-----○-----

日程第20 議案第16号 令和2年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第20、議案第16号「令和2年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第16号、令和2年度与論町介護保険特別会計予算について

て提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比10%減の6億5674万7000円となっています。

歳入につきましては、保険料1億7113万7000円、国庫支出金1億8086万7000円、支払基金交付金1億7354万6000円、県支出金1億586万9000円、繰入金2528万5000円となっています。

歳出につきましては、総務費343万5000円、保険給付費6億3691万1000円、地域支援事業費1442万8000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第21 議案第17号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第21、議案第17号「令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第17号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約7.82%増で、7463万3000円となっています。

対前年度比増減の主なものとしまして、歳入では、後期高齢者医療保険料96万6000円の増、繰入金452万2000円の増、諸収入7万3000円の減となっています。

歳出では、総務費3万6000円の減、後期高齢者医療広域連合納付金546万2000円の増、保険事業費6万4000円の増、諸支出金7万5000円の減となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 1 8 号 令和 2 年度与論町水道事業会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第 2 2、議案第 1 8 号「令和 2 年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 1 8 号、令和 2 年度与論町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数 2, 8 1 6 件、年間給水量 5 6 万 9 2 0 0 トン、1 日平均給水量 1, 5 5 9 トン、建築改良事業費 1 億 1 4 5 9 万 6 0 0 0 円となっています。

収益的収入で、営業収益 1 億 6 6 4 2 万 5 0 0 0 円、営業外収益 1 0 8 3 万 8 0 0 0 円、収益的支出で営業費用 1 億 6 7 9 9 万 7 0 0 0 円、営業外費用 8 2 4 万 7 0 0 0 円を計上しています。

資本的収入で工事負担金 3 2 万円、補償金 1, 0 0 0 円、資本的支出で建設改良費 1 億 1 5 5 万 9 0 0 0 円、企業債償還金 1 3 0 3 万 7 0 0 0 円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第 2 3 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第 2 3、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第 1 2 号から議案第 1 8 号については、議長を除く 9 人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第18号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に野口靖夫君、副委員長に高田豊繁君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月17日本会議（一般質問）です。

午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時59分

令和 2 年第 1 回与論町議会定例会

第 2 日

令和 2 年 3 月 1 7 日

令和2年第1回与論町議会定例会会議録
令和2年3月17日（火曜日）午前9時00分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 一般質問

（追加日程）

第2 緊急質問

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長補佐 竹村栄作君
会計管理者兼会計課長 大角周治君	税務課長 武東真奈美君
町民福祉課長 田畑文成君	環境課長 白尾与志一君
農業委員会事務局長 久野泰司君	産業振興課長 山下哲博君
商工観光課長 松村靖志君	建設課長 町本和義君
教育委員会事務局長 田畑博徳君	教育委員会生涯学習課長 朝岡芳正君
水道課長 仁禮和男君	与論こども園長 富士川智恵美君
茶花こども園長 富千加代君	那間こども園長 田畑綾子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 池田レミ君

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、沖野一雄君。2番。

○2番（沖野一雄君） 皆様おはようございます。この新庁舎の真新しい議場におきまして、私が最初の一般質問者として登壇する栄に浴す機会を賜り、まずは感謝を申し上げたいと存じます。「新しい酒は新しい革袋に盛れ」ということわざがありますが、今後の本町の明るい新時代に向けて、本議場が有意義かつ斬新で格調高い議論が展開される場となることを心から願いながら、私の一般質問に入りたいと思います。

1 本町の農業政策に係る今後の方向性について

- (1) 人口減少や高齢化による離農等によって農業後継者の不足が進む中で、現行の農政は経営規模拡大や法人化・企業化等を重視すべきとの考え方が主流となっている。これまでの施策や課題等を踏まえて、今後の本町農業・農政の取り組み及び方向性について、町長はどのように認識しているか。
- (2) 国連が定めたSDGs（持続可能な開発目標2016～2030年）及び「家族農業の10年」を受けて、小規模・家族農業を関連施策の中心に位置づける国際的な流れが拡大しつつある。

そこで、与論農政の柱に「家族農業の積極的な育成支援」を掲げて他地域との差別化を図り、全国的なモデル自治体を目指すことを提案したいが、町長の考えを伺いたい。

2 町職員の雇用環境をめぐる今後の考え方について

- (1) 「働き方改革」の流れを受けて、新年度から始まる臨時職員の会計年度任用職員への移行や再任用職員の増加など、職員をめぐる雇用環境が大きな変革期を迎えている。町長は、今後の職員数の適正管理や非正規職員の更なる待遇改善の進め方等々と併せて、行政サービスの質を低下させないためにも、今後の対策をどう講じていく考えであるか。

3 島留学生の受入れ加速・拡充対策について

- (1) 内閣府地方創生推進室による新規事業として、「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」が新年度から始まるとの情報がある。本町で

も積極的に同事業を導入して留学生の受け入れを加速・拡充することにより、中高一貫校としての知名度の向上や若年層の定住化促進、ひいては島の活性化につながるものと考えているが、町長及び教育長の考えを伺いたい。

以上でございます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。それでは、お答えを申し上げます。

まず最初の、今後の本町の農業農政の取り組み及びその方向性についてという御質問です。

国は地域農業のあり方について「人・農地プラン」に基づいた支援を行う方針を打ち出しており、本町においても農地集積や法人化等による営農の効率化・規模拡大を盛り込み、地域を支える担い手を育成していく必要があると考えています。しかし、現在、島の多数を占めているのは小規模農家であり、営農形態の多様化と担い手を確保するという点で等しく重要であると位置づけ、これまで各種補助事業等により支援を行ってまいりました。

全国的な法人化・企業化の流れがある中ではありますが、限られた耕地面積を有効に活用し、本町の農業を維持していくためには、お互いに支え合える環境づくりが重要と考えていますので、今後とも農家の声に耳を傾けながら柔軟な支援を心がけてまいります。

次に、「家族農業の積極的な育成支援」を掲げて他地域との差別化を図るという提案です。

本町における農業経営体のほとんどが小規模な家族農業であり、「家族農業の積極的な育成支援」については重要であると認識しています。国連の定めたSDGs及び「家族農業の10年」についても、世界的食糧不足や環境問題が懸念される中で、本町としてもこの取り組みについて、強い地域農業づくりのために検討する必要があると考えます。

引き続き、各種補助事業等で小規模・家族農業の支援を行い、機械化や耕畜連携、適品目選定、環境保全型農業、そしてIPM技術等の導入を図りながら、本町に適した農業スタイルについて模索してまいります。

次に、町職員の雇用環境をめぐる考え方についてです。

地方公務員の臨時・非常勤職員が増加する中、適正な任用・勤務条件を確保するために、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、本年4月から会計年度任用職員制度が始まります。新制度への移行については、現在の職や職員数の見直しを行い、適正な人員配置に努めるとともに、任用や勤務条件については、国から示された通知等に基づき、現在の報酬額や勤務条件が少しでも改善されるよう取り組

んでいます。

職員数の適正管理については、平成31年3月に策定した「与論町定員管理計画」に基づき、職員採用の適正化に取り組んでいますが、公務員の定年延長、休職・育児休業者の増加等、社会情勢の変化や職員の動向に応じ「定員管理計画」を柔軟に見直し、また、事務の合理化・簡素化の推進や職員研修等の実施による職員の資質向上を併せて行い、良質な住民サービスに努めてまいります。

次に、島留学生の受入れ加速・拡充対策についてです。

「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」については、国庫100%の補助率でもあり、事業を活用した与論高校の魅力化を図ることや留学生募集に関する活動を展開することも考えられますが、高校留学期間を1年間に限定した事業であるため、本町が目指している「ふるさと留学制度」による若年層の定住化促進としての活用は難しいと考えています。

以上でございます。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 続きまして、島留学生の受入れ加速・拡充対策についてお答えいたします。

現在、町のホームページでふるさと留学制度を紹介し、奄美群島成長戦略推進交付金を活用し、留学生への生活補助金、家賃補助金等を支給し、留学生の受け入れを推進しているところです。今後の与論町の教育内容の充実を図るため、島外に向けては、与論の教育の魅力化を発信すること、そして与論の移住定住を促進し、人口減少に歯止めをかけ、町の活性化につなげることが重要であると考えています。

御提案の「高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業」については、高校2年生の1年間という制限の短期地域留学であり、教育委員会内で協議した結果、断念することにしました。

また、与論高校魅力化にとって、このような新しい事業を導入することは、地域が活性化する意義あるものだと認識していますが、条件整備にはいくつかの課題もあり、時間をかけ、学校や関係部署との連携を図る必要があります。国の動向も調査しながら町の留学制度のあり方を検討し、改善・充実に生かしていきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 御答弁をいただきました。

それでは、各質問事項ごとに切り込んでまいりたいと思います。私はこの最初の1番目の質問を申し上げるのは、例えば、今までの農業政策のあり方、日本の農業の進み方というのは、冒頭でも御質問申し上げましたように答弁の中にもありまし

たけど、やはり大規模農家を優先するという考え方が主流なのですね。与論町で言えば面積は小さいけれども、いわゆる認定農家であるとか青年農業士であるとか、あるいは集落営農とか、そういうことが展開されているところに農地を集積して、全体的な農業生産あるいは自給率も含まれますが、そういった全体枠で確保しているという考え方を基に、地方までそういった農政が浸透しているのが現在の農政のあり方なわけです。

そして、私が1番目の質問で申し上げたところでの御答弁は、その大規模農家の育成、規模拡大そういうのも大事だが、等しく小規模農家の育成も重要であると御答弁いただきましたが、実際は小規模農家への育成支援というのはほとんどないわけですね、政策的には。補助金制度もありませんし、非常に厳しい状況なわけです。そこで、私が申し上げたいのは、2番目の質問の小規模農業あるいは家族農業、そういったいわゆる小農と言われるところへの支援というのが、全くこれまで重視されてこなかったというところが私は反省すべきであるし、これからの世界の潮流を考えても進むべき道だと考えて、今まで私が温めてきました農政に対する考え方というのを2番目で提案申し上げたわけですが、1番目のところでは、今の与論町政も含めて町の農政も含めて農業のあり方を確認しながら、農地の集積とか大規模農家の支援というのが間違っているということを申し上げているのではなくて、それもある程度大事だが、もっと大事なことがありますよという意味で私は提案申し上げております。例えば私がこういうのを申し上げる背景を考えたときに、農家人口の減少、皆さんも御案内のとおり例えば農林業センサスによりますと、平成7年の農家人口は3,570人でした。3,570人いたのですが、20年後の平成27年これが一番新しいセンサスの数字ですが、1,837人に減っています。結局50%、49%減ったわけですよ。約半分減っているわけです。人口減少を対比して考えると人口減少は16.5%に留まっていますので、農家人口は極端に減っているという実態があるわけです。それから経営規模面積を見ますと、20年前の平均は1戸あたりの経営規模面積1.1ヘクタール、1町歩ちょっとですよ。それが現在でも、最初のデータでも1.2ヘクタール、1町2反ぐらいに少し増えてはいますよね。結局経営規模拡大というのはそんなに進んではないという、農政が狙いとするとところの期待値というのはほとんど出てないという実態があるわけです。

では、もちろん国の補助事業とか農業生産する上でのインフラ整備のためには、経営規模拡大というのはどうしても考えていかなければならない柱の一つですが、その担い手の集積について、農地を集積していく。具体的に何が課題と考えるかお尋ねしたいと思います。これは実際に仕事担当されていらっしゃる農業委員会の局

長と、産業振興課長にそれぞれお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

今、全国的に農家の高齢化とか後継者不足、そして耕作放棄地の増加等によって人と農地の問題が非常に影響となり、5年後、10年後の展望が描けない地域が今増えているということで、「人・農地プラン」を活用して、農地の集約そして集落の担い手に農地を提供したいということが、国の考え方です。

しかしながら、本町にとっては非常に全国的というよりは、国内においても大体2015年の資料を見ていると、日本においても約97.6%が家族経営体の割合が大きいのですが、本町にとりましては、新規就農者に対する相談活動の実施、認定新規就農者に対するいろんな補助金を出して、今取り組んでいるところです。特にその新規就農者の確保のために、新規就農者が窓口となって指導農業士を中心として、研修会や栽培技術そして基礎座学など、就農に向けた支援体制を整えているところです。就農後の定着に向けて、技連会を中心として指導農業士を交えて新規就農者のほ場視察を行い、栽培技術の向上の普及や。

○2番（沖野一雄君） 課長、私は課題を聞いているのですよ。課題を聞いているのであって、今やっている施策を聞いているのではないです。何が課題かというのを質問していますので。課題は何を感じていらっしゃるのか聞いています。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

今、本町にとっても、農地の遊休農地もあって、なかなか担い手あるいはどうしても農業として頑張りたいけれども土地がない、そういう方々に対しての支援がまだ足りないのではないかと思います。

○議長（福地元一郎君） 久野農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（久野泰司君） 今、農業委員会では農家の意向調査等を行い、農地を利用されたい方に貸したい方、借りたい方にあっせん等を行っているわけですが、実際、いろんな事情で貸したい方に対して借りたい方は多いのですが、貸し手のほうが少ない状況にあります。このようなことを打開するために、再度意向調査というか、貸したい方、借りたい方の意向をさらに詳細にお聞きして、その両方がマッチングできるように進めてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今局長からも説明がありましたけど、日本全国、地方、中山間地とかへき地、全部似たような事情を抱えているのですが、農林水産省のホームページを見てみますと、平成25年度の鹿児島県と沖縄県のデータというのが出ていまして、鹿児島県と沖縄県似ているのですが、そこを見てみますと、今あります経

営規模拡大や担い手の集積について、具体的に何が課題かということでもまとめたのがありました。それを見てもみますと、農地の流動化で農地集積が進まない理由として、四つ挙げています。

一つ目は、農地を希望する受け手に対して、圧倒的に出し手が不足している。要するに頑張りたい受け手はいっぱいいるのだけでも、出し手が全く不足しているということですよね。これはいろいろ事情があるでしょう。

二つ目は、面的集積が困難。例えば、与論町では例えば結婚しますと、奥さんのバシャダイとして土地と一緒に付けたりするわけですよね。あるいは親が亡くなったときに、相続人として嫁にいった娘のために土地を提供するわけですよ。バシャダイと言いますけど。そういったことがずっと繰り返されていく中で、どんどん分散化していく、今政策とはマイナスの方向というのがやはりあるわけですね、慣習的に。そういったことも含めて、面的集積は困難であるという事情があるわけです。

3番目、集落営農の法人化が進まない。これもいろいろあります。

そして4番目、事業の周知等が不足している。要するに、農家の人の末端までいろんな情報、補助金制度とか、そういったのがあまり浸透していないというのがあります。

突然ですけども、この前新聞を見たら3月5日付けだったと思うのですが、南海日日新聞に、県議会の農業関係の質問、答弁が出ていました。その中で農政部長の答弁によりますと、農業委員会が相続調査後に、所有者が不明な農地を、最長20年間貸し出す制度というのが新しくできたのですが、喜界町ではすでに使っているみたいです。与論町でも、こういった政策をぜひやっていただきたいと思えます。時間の経過が私気になってですね、切り込みませんが答弁はいいません。ぜひ喜界町も積極的に取り組んでいるようですので、そこを参考にされて、所有者不明の農地というのは、やはりいっぱいあるでしょうから、そういった貸し出しもぜひ頑張っていたきたいなと思えます。

そこで、この質問の最後に、島全体の発展ということを考えますと、漁業もそうなんですけど農業を中心にして島内産業の振興を図るためには、まずは農業従事者だけではなく、先ほど農業委員会の局長が意向調査をしていますとお話がありましたが、それはいつまとまるのか、いつ結果がその動きにつながってくるのかわかりませんが、できれば農家だけではなくて全町民、今農業していないが近い将来農業やりたいなど。例えばこのあがさ地区において畑は持っていないが、暇を持て余している方、もしかすると気持ちは1坪でも2坪でも畑でもあれば、野菜でもつくって人生もっと楽しくなるのになど考えていらっしゃる方もいるかもしれない。あるいはIターン、Uターンで与論に土地はないが、できれば与論で野菜づくりぐらい

したいなという方もいらっしゃるかもしれない。そういった方々までも対象に入れて、できれば全町民を対象に意識調査をしっかりと行っていただいて、農家のニーズはもちろん町民全体の、今は農業に携わっていないが農業もやりたいなという人がいらっしゃれば、そういった方々のニーズもしっかりつかんでいただいて、その上で与論全体としての農政の進め方をしっかりと創意工夫を凝らしていくという努力を、ぜひ町長、リーダーシップをとっていただく課長とか、そういった方々に努力をしていただきたいと考えるのですが、改めて町長の見解を伺って、この項目の質問を最後にしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。その持ち主がわからない土地についての農地の貸し出しということですが、ありがたい制度だなと思っています。今後そういうのを活用していければと考えます。

それと、提案がありました町民への意識調査の中に、農業を今後してまいりたいという方がいるのではないかとということです。そういうことも今後対応していければと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ぜひ、頑張ってくださいと思います。

次に2番目、このSDGsを背景にした与論の新しい農政の舵取りについて、私は提案したいのですが、今回の質問のメインの一つです。これは私も長年感じてきたことですが、SDGsという言葉をお聞きになった職員の皆さんもいらっしゃるかもしれませんが、ぜひわかっただいて、これに関連する農業は農業の進むべき国際的な流れがありますので、ぜひ勉強していただきたいと思います。

SDGsと言いますのは、横文字で申し訳ないのですが、SustainableのS、DevelopmentのD、GoalsのGです。「Sustainable Development Goals」と言いまして、結局、持続可能な発展を目標達成するための17のゴールがあります。開発目標がですね。検索すればすぐ出ますので、ぜひ見て勉強していただきたいと思います。この期間は、2016年から2030年まで結構長くスパン取っていますね。世界を変えていくための17ゴールと言われて。皆さんテレビを見ているときにいろんな有名人がここにバッジを付けて、丸いサークルのドーナツみたいな17色の色鮮やかなバッジを見たことないですかね。ここに付けている人結構いますよね。あれです。あれは、私はそういうのにちゃんと賛同して、自分なりの努力をしていますというバッジです。ドーナツ型の鮮やかな虹色の17色の色を使った、丸いこのくらいのバッジで

す。あれがそうです。今世界的な流れで、日本は少し流し目で見ているのがちょっとあるのですが、それで徳之島町が3月15日、ついこの前、一昨日ですね、徳之島町が東京で主催して、SDGsの未来都市シンポジウムを開いたようですね。新聞に載っていました。要するにいろいろな学識経験者とか企業とか徳之島はなかなかやりますねという感じで、私、新聞見たのですけれど、南海日日新聞載っていました。ちょっと先を越されたなというのがあるのですが、ここは全体的な徳之島町の発展を目指すため全体的なあれですので、与論もぜひ農業の分野でこの流れをつかまえていただいて、政策を打ち出していきたいなというのが私の提案です。

それで家族農業の10年というのが出てきますが、これも国連が平成24年に国際家族農業年（International Year of Family Farming）というので決めて、さらに、それをあと10年プラスして発展させるために決めたもので、期間は2019年から2028年の10年間をさらにそれを徹底していきましょうという運動を展開しています。そういうのを背景にしながら、小規模家族農業とは何かというのを紹介したいと思います。農業労働力の過半を家族労働力が占めて、相互扶助、共同投資、連帯意識等を共有する集団による農業、例えば典型的なのは家族でやっている農業のことを言いますが、あるいは仲間を集めて小さな規模でやっている農業、野菜だけをつくっている自給農家もそうでしょう。そういったのが家族農業、小規模農業だという定義ですけれども、いわゆる今まで日本の農政がやってきた資本的なつながりによる企業的法人的な農業に対置するわけです。対置というのは、結局対象的な位置の考え方になるわけです。日本の農業経営体に占める家族農業の割合というのは、答弁でも少しありましたけど、2015年の農林業センサス97.6%が、まさに家族農業、小規模農業です。EUとかのヨーロッパの先進国でも96.2%が小規模農業ですね。そして穀物メジャーであるアメリカでも、あれだけ企業の農業が盛んなアメリカですら、2015年の調査の98.8%が小規模農業です。もちろん発展途上国のほとんどは初めから家族農業ですので、そういう意味で日本だけでなく、世界の農業を支えているのは圧倒的に家族農業であり、家族単位の小さな農業が地域の特性にあった方法で耕作し、集落を形成し、農村文化や食文化を育みながら多様な食を支えているのが現実であり、評価すべきであるという世界的な共通認識になっています。

そこで、ちょっと長くなりますけど、鹿児島大学の有名な名誉教授、農業の第一人者がおられます萬田正治という方です。皆さんも検索されてください。NHKアーカイブスで2017年にテレビで放映されました。また、去年の11月にNHKのEテレで「家族農業」という題で放送されています。この方の考え方、私非常に感動して「ええ、そうだなあ」と本当に感動したのです。ネットで調べてみますと

ニュースも2017年の時私見たのですが、ずっと引っかかっていたのですが、時間があればいっぱい紹介したいのですが、ネットで御覧なってください。ちょっと紹介します。その方のNHKアーカイブス、今なぜ小農なのかという論点で放映されて、テレビの中で解説したのがあります。ちょっと読み上げます。少し長くなるかもしれませんが。私が申し上げたいこの二つ目の質問で申し上げたいことが全て集約されている感じです。

萬田正治という人の言っている言葉です。「なぜ、私たちの大切な食糧をつくる農家の人たちが豊かになれないのかに疑問を抱き、大学は農学部に進学することを決めました。」鹿児島大学に入っています。「農家や農村が豊かにならないのは、社会のどこかに問題があるのではないかと考え、一生懸命勉強しました。」

しかしながら、農家と農村はますます衰退の一途を辿っているということ。この方は大学でこういった農業の研究をされてから、その後還暦を迎えます。還暦60歳の時、「私は、農村再生の課題を人生最後の宿題として大学を早期退職し、鹿児島の里山に移り住み、農村に移り住んで14年の歳月が経ちました。」74、5歳の時にテレビで放映されたということですね。その人が、農村に住んでの印象というのを書いてあるのがあります。「自分も農業を一生懸命やってきたが現在の農業の印象。赤ちゃんの泣き声がしない、魚釣りやトンボを追う少年の姿を見ない。屋外で遊ぶ子供がいない。お年寄り一人暮らしが多い。お葬式が多い。廃屋が増えた。周辺の生き物は減っている。鳥とか蝶とか虫とか魚とか。都会に出た子供たちは田舎に帰ってこない。要するに、今は農村集落というのは、限界集落から消滅集落へと向かっているのではないか。」と。そういう印象を受けているということですね。

この方の申し上げたいこと。私は産業が発展すれば、国民全てのみんなが暮らしも豊かになると信じ、大学の一研究者として農業の研究に一心不乱に取り組んできました。しかし、農村から若者は流出し、後継者は育たず、農家の暮らしは豊かになりません。そして、この方は合鴨農業をされたのですが、途中は飛ばします。

この方の結論として、実は農業には二つの側面があることに私は気づくようになりました。それは一つ目、産業としての農業。要するに利益を得るための農業ですよ。それともう一つは、暮らしとしての農、生活農業があるということ。この二つ。金儲けのための農業と、日々の暮らしを豊かにするための農業と二つあるということです。つまり、農業と農とは区別して考えたほうが良いと。戦後の農業政策は産業としての農業、すなわち産業農業の発展のみを一面的に捉えて、専業農家育成を掲げて推進してきました。これに基づいて、例えば与論の専業農家にしても数でいけば相当専業農家減っていますよね。センサスで見ても、20年前の平成7年

は、専業農家263戸あって28%でした。今は、20年後の平成27年40%になっています。それだけ専業農家は増えてきたということです。しかし、兼業農家は実際60%は兼業農家のまま維持されているわけです。

だんだん時間がなくなってきて申しわけないのですが、とりとめのない質問になってはいけませんので結論を申し上げますけど、その萬田さんが最後に、結論的にはこういうことです。「これからの社会は、第2次、第3次産業に従事する人々も、小農として何らかの形で命の源であり人の生きる礎である第1次産業に関わる時代を迎えているのではないかと思います。これが私の考える次の新しい社会であり、また中山間地域、離島の再生の道でもあります。」と結んでいます。全く同感で、私も今から与論の農政のあり方というのは、こういう小規模農家、家族農業を大事にすべきだなと私は非常に思います。私自身も農業の真似ごとをしながら非常に感じるわけです。今、役場で働いている皆さんも、もしかすると畑はあるけれどもやっていない、あるいは畑もないから定年後どうしようかなと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、今でも、例えば土日を使った農業とか、あるいは定年退職後に農業をやりたい方もいらっしゃるでしょう。そういった方々に道を開いていくのも、私は大事な農政だと考えています。

この項目の時間も迫ってまいりましたので、最後に町長に伺いたいと思いますが、私の申し上げたいことは、このように本町の農業の舵取りを担う町長のリーダーシップによって、例えば次期総合振興計画、町の長期ビジョン、今年で最後の年ですよ。来年、新しい次期総合振興計画をつくらなくてははいけませんので、その盛り込みあるいは農業の将来ビジョンに、さっき山下課長は「人・農地プラン」ができていますよとやっていましたが、それも大事ですよ。しかし、やはり与論町農業の中長期ビジョン、しっかりそういったものにも盛り込んでいただいて、新しい方向性を明示していただいて、小さくても輝きを放つ先進モデル自治体を目指していただきたいと提案を申し上げますが、この質問の最後に町長の意気込みをお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。

先ほどお答え申し上げたものの中で、一番最後に与論に適した与論らしい農業とは何だろうかといったことを模索しているわけですが、先ほど沖野議員からありましたように、産業としての農業、そして生活暮らしとしての農業というのがありました。与論はさとうきび栽培とかあるいは畜産とかあるいは花きとか、そういうふうにして収益を上げるための産業とする農業も盛んですし、また暮らしを支えるための自分たちの食べるためのいろいろな園芸作物をつくったりもしているわけです。

どちらも島の発展のためには与論町の方々が考え出して運営をしていって営農しているわけですので、そういうことの良さを見極めつつ、町民の声を聞きながら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ぜひ、大変な勇気がある政策変換だと思いますけど、私が申し上げた方向で、しっかり与論の農業の将来を考えていただいて取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。役場職員の雇用環境をめぐる今後の改善の方法、考え方をしっかりとっていただきたいということで提案を申し上げますが、私が提案申し上げたいこと。まずは正規職員の話をしたと思います。会計年度任用職員のことは次に置いておいて、次に質問しますので。正規職員のお話です。

できれば、労働基準法で定めるフレックスタイムがあります。御存じだと思いますが、要するに時差出勤ですよね。フレックスタイムを導入していただきたいと思うのです。それは、職員が例えば300人、400人とか大規模な市であれば、それも可能でしょうけれども、与論ではなかなか難しい点もあります。しかしながらやり方を工夫すれば、私はこのフレックスタイムを導入して、職員が勤務したい時間帯を決める。そういったことも自由にできることによって、同時に窓口のオープンする時間を広げることができるわけですよ。例えば、5時15分に今終わりです。例えば、会計は、収納金の計算のこともあって早めに窓口を閉めてしまうとか。そういうことが、果たして町民サービスといった点で考えたときに、やはり今からは、そういう時代ではないよということでぜひ改善していただきたいと思うのです。せめて6時までとかあるいは7時までとか。そうすればサラリーマンの皆さんも仕事が終わってから、そのまま役場に来ていろいろな手続きができるとか。そういったことが可能になってくるわけですよ。これは、しっかり前向きに取り組んでいただきたいと思うのです。フレックスタイムですね。あと、いわゆる今テレビで見るといろいろ難しい言葉が出てきます、テレワークとか。テレワークというのは、例えば家にいながら、家でなくてもいいどこか公園にでもいながら、パソコン持って行ってそこで仕事ができるとかいうことなわけですけど、これも工夫すれば、国ではすでに2018年、2年前から、すでに20%ぐらいの仕事がテレワークでされています。どこにいても仕事ができる。役場の仕事在家にいながらとか、例えば小さな子供を育てながら、面倒を見ながらとかできるわけですよ。そういったこともぜひ取り入れていただきながらやっていただきたいなというのは、私の提案の一つですけど。

例えば、大阪の寝屋川市、そこはネットで見ていただければわかりますが、昨年の10月から午前8時から午後8時まで全国初の12時間開庁、12時間役場を開けて町民サービス、市民サービスやっています。この取り組みを事前に公表して職員採用募集したのだそうですよ。そうしましたら、例年の10倍の役場への就職を希望する方が集まったということなのです。要するに、これは何が魅力かといったら、勤務時間がただ長くなるのは誰でも嫌なのだけど、それだけフレックスタイムを導入しているものだから、自分の希望する時間で働けるわけです。余った時間を自分の自己啓発のための時間であるとか、あるいは自分の親の介護であるとか、そういったことに時間が回せるわけです。そういったことができるということで、非常に人気を集めたという実績が上がっています。

それから、愛知県豊田市、午前7時から午後10時の間に、職員が自由に就業時間を設定してやっているということで、いずれにしても午前10時から午後4時まででは、必ず勤務するコアタイムを設定されているようです。午前10時から午後4時と一番大事な時間ですので、そこは必ず外せませんよということでやりながら、それ以外の時間は自由に選べるようになっていきます。それはまた、ちゃんとスケジュールを組んでやるのは、課長の皆さんは大変だとは思いますが、そういうふうにして町民サービスの向上、また職員の利便性も考えながらやっているわけです。こういう先進自治体もあるわけですが、与論は与論なりに工夫すればこういうやり方もできるのではないかと思います。いかがですか、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案ありがとうございます。やはり与論は与論なりの事情があるのではないかなと、例えば、役場を朝の7時、8時頃から開けて、夜の8時までとなってくるといろいろな維持費とかそういうことも考えていかなければならないわけですので、急急に導入しますという答えにならないわけですが、検討してまいりたいなと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 検討、いいですね。今町長の答弁の中には午後8時までという、8時というのは最初は無理でしょう、恐らく。だから6時でもいいんですよ、7時でもいいんですよ。そうすることによって今申し上げた忙しいサラリーマンの皆さんも、仕事が終わってから行けるといいうところが出てくるわけですよ。そういったふうに、少しでも窓口のサービスを高めるためにもやっていただきたいということで。実際やっているところもあるわけですので。できるところからやっていただきたいと思います。

あと、細かいところ、時間も気になってしょうがないのですが。残業規制の話。

人事院が規則を改正して、残業を規制しました。公務員の時間外労働の上限規制として月45時間。年360時間を超えてやってはいけませんよと決めています。多忙な部署については、例外を認めて月100時間、年720時間までと改正されています。町の人事行政の運営等についてという、平成元年の7月に総務課を中心につくったのがあります。これもちゃんと公表義務がされておりますけど。これによると時間外勤務手当、平成29年度の実績で660万円、一人当たり平均支給7万8000円、前年度、その前の年も大体同じくらいでしたけど。ここで確認しておかなければならないところ、残業はほとんどないということで、自己申告されて国や県にそのまま報告するブラック的な実態があるのではないかと。総務企画課長大丈夫ですかね、聞いていますか。ブラック的な実態。要するに残業をいっぱいやっているのだけでも、実際は自己申告でかなり少なく申告されている。国、県にも、残業ほとんどやっていませんよという報告がなされているわけです。この数値を見たら。県、国が発表しているのを見たら。フレックスタイムを導入しますと、職員のブラックな時間外勤務の抑制効果とか、後で触れますけど、非正規職員の働き方もより多様化して、いろいろな良い影響が期待されるわけです。そういったことで、ぜひブラック的な時間外勤務のあり方も、しっかり総務企画課を中心に是正していただきたいと思います。御答弁はいいりません。この人事評価の活用も、与論町の人事行政の運営等についての中で出てきます。これは県に報告されています。この人事評価の活用状況の中で、平成30年度は人事院評価の評価結果を昇給とか勤勉手当に反映していないと。これはどこの町村も似たようなものでしょうけど。しかし、平成31年度は活用しますよと回答されています。評価は活用したのですかね、副町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 人事評価のことにつきましては、なかなか難しいところがありまして、各課の課長がそれぞれの職員の評価を今されているわけですが、その評価の基準というのが、なかなか平準化されていないという部分もあります。ある課は、非常に職員を高い評価をしているし、ある課は評価が低いというところもありまして。

○2番（沖野一雄君） 副町長、平成31年度活用したのか、どうかということですよ。

○副町長（久留満博君） 平成31年度は、全員一応は評価をしています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 活用したということですので、それは素晴らしいことだなと思います。これからは、例えば最新の話で公務員の定年延長の話があります。65歳までですね。2030年までに2年ごとに1年ずつ延長して、2030年には6

5歳が定年になります。その背景に、今、国が考えていることは、結局今までの年功序列で評価していく職員を、そういったやり方ではもう通用しませんよということで、しっかり実績評価、能力評価によって人事に反映していこうと国も考えていますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ほかに問題があるのは、有給休暇の取得。今29%の消化率となっていますね。あるいは介護休暇の使用がゼロ。これについても改善が必要であるし、再任用職員の確保も課題でしょう。そういったことでしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。非正規職員の待遇改善についてです。今、非正規職員は大体140人ぐらいいて、皆さん全て会計年度任用職員、月額報酬制に変わりますが、かわいそうなことに彼らは全てパートなわけですよ。フルタイムではなくて、パート。それによって非常に厳しい状況に、そんなに変わらないという状況になっていくわけですが、非常に厳しいですね。新制度の移行に伴う人件費の増額というのは、昨年9月の議会で6000万円ぐらい新たに必要だという答弁がありました。実際どうなのですか。交付税でも手当がされるようですが、実際に新たな必要額はいくらで、国からの支援額はいくらになるのですか。簡単をお願いします、総務企画課長。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

新たな会計年度任用職員の意向に関する経費につきましては、平成30年度、実際の額と今回の積算は126人でやったかと思いますが、積算のほうは5600万円の増と見込んでおります。そのうち、期末手当の分が5000万円程度と見込んでいまして、その分につきましては、国から地方交付税で措置をされると見込んでいるところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 地方交付税で必要な額が手当されるということで、一旦は一安心なのですが、地方交付税というのは、なかなか皆さん御案内のとおり実際はいくら入っているのかというのはわかりづらいのですよ。そういうことで、恐らく最初は例えば必要な5000万円ぐらい入ってくるかもしれないけど、だんだん4000万円、3000万円、2000万円と減ってくる可能性も十分にあります。あとは自治体で皆さん頑張ってくださいということになるかと思うのですよ。大体今までの例がそうですから。そういったことで、しっかり非正規職員についても質を上げながら対応していかないといけないと考えます。だんだん時間もなくなってきましたけど、会計年度任用職員の職種ごとの報酬月額というのが、ホームページに出

てきました。私それを見まして疑問がありますが、あまり長く話ができませんで、1点だけ。例えば私も司書免許持っています。司書という立場で見たときに司書の報酬がありますよね。ホームページに出ている職種ごとの任用職員の報酬額の初号給と最高号給というのがあります。例えば、司書は1号から始まって最高9号までですよ。例えば保育士の補助員、無資格者、やはり同じ1号から9号までになっています。ほかの一番高いのは25号給まであります。25号給、13号給、17号給、21号給、結構高く設定されているものもあります。これの均衡というのが気になるのですが、相当練りに練ってつくられたとは思いますが、例えば司書だけ見てみましょう。司書の資格というのは国家資格です。大学で科目を履修します。あるいは通信教育を受ける。所定の集中講習を受講する。あるいは司書補という、司書の下で司書補3年以上キャリアを積んでから講習を受けて取得するという資格です。最高号給が9号になっていて、ほかの国家資格は13号までなっているのですよ。これと比べてみると9号給は低すぎると思って、是正が必要だと思うのです。保育所の補助員、保育の世界も大変なのですが、無資格の保育士の補助員、無資格ですよ。学歴とか資格とか問わない。それでも9号給です。調理師も同じ無資格でも9号給まで上がります。それと全く同じになっているわけですよね。これは低すぎておかしいのではないかと思います。これはどうしましょう。私は是正が必要だと思います。教育長に答弁を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 予算審査委員会でも話題になったとおりですが、今まで町がいろいろな形で何回か調整をしてまいりました。結論を申し上げます。このようなことにつきましては、有資格者、資格者経験、そしてまた難しいところがありますが、その中で力の発揮の仕方、先ほどの評価制度もありますが、いずれにしても是正を重ねていく試行錯誤が必要ではないかと考えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） なかなか根拠、基準というのは難しいところだと思うのですが、時間がなくて切り込めないのが残念ですが、ぜひ始まったばかりですので時間をかけても結構ですので、しっかり見直しをしていただきたい。それが非正規職員のやる気にもつながってきますので、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

非正規職員に関わることで、もう一つ私提案したいと思います。なかなか慎重に検討しなければならない提案なのですが、非正規職員の中で、その実績と能力、意欲等が極めて高いと判断された職員には、公正な審査委員会等の設置を条件にして限定枠による選考採用への道を開くことも必要ではないかと考えます。選考採用というのは、もちろん試験で普通は全部やりますよね。そのほかに地方公務員法の第

17条の2に選考採用というのも可ですよ。例えば社会人枠とか、そういった途中から試験しなくても面接等、ちょっとした作文とかそういったのでやっても結構ですし、限定枠によって選考採用の道を開くことも私は必要でないかと考えます。そういったのが、結局正規職員への登竜門があることによって、非正規職員の勤労意欲、勤務意欲、やる気の喚起に大きな影響が期待されるし、多様な人材の確保も広がるということで、私は提案したいのですが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。大変いい提案だと思いますが、要は本当に職員のやる気、また実績実務していることに対して正当な評価ができるような、そういう研修からまず始めなければならないかなと思います。みんなで本当にやる気がある職員を育てるということは大事ですし、またそういう職員が、やがて正規職員の雇用につながるようになっていけばありがたいなと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 非正規職員の雇用関係をしっかり改善していただきたいというのがこの質問の要旨ですけれども、要はこの二つ目に提案しました非正規職員から正規職員に採用する道も開かれていいのではないかと申し上げるのには、今申し上げましたように、やはりそのためには公正な審査委員会をぜひ設置していただく。与論には、自治法上人事委員会をつくる必要もないのですが、人事をやる上で申しわけないのですが、町長、副町長、あるいは総務企画課長、教育長も含めて。そういった幹部の皆さんだけで人事評価するというのにも課題が残るわけですよ。そこもしっかりカバーする形で、公正ないろいろな外部からもメンバーを入れたような審査委員会もしっかりあって、それを経て多様な人材を集めていくというのも大きなことだと思いますので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。役場職員が変わっていかないと町民サービスは絶対向上しないのですよ。役場職員がトートウイダウアーチャイ、イダワーチャイ（よく、いらっしやいました。）と言って、役場に町民が来られたときに、すぐ走って行って「御用件は何でしょうか。」と言って用件をお伺いする。そういったことが、アッシュェヤクバヤシキイヌタカサヌナカナカペンカラジ（役場は、なかなか敷居が高くて入れない。）、よくそういう声が聞こえるわけですよ。そういう本当に町民の目線に立った、目線以下に立って、トゥスイビンチャ（高齢者）が多いですので、そういう方向で町民サービスの向上につなげていただきたいと思います。

あと2分になりました。最後に、島留学。結論としては、国の政策はできないという話でしたが、それもやむなしというところもちよっとありますけど、この国が

やっている事業は100%補助で、5年間継続されて1年で1000万円の支援ができますよということで、しかも来年で終わりじゃないわけですよ。ずっと続くのです。当分、効果を見ながら、国のほうでも。ぜひこれを利用しながら、与論独自のまた奄振交付金を利用した島留学のあり方もやりながら、可能であればそれも使って、事業をやっていくというのが私大事だと思うのです。そうすることによって全国にPRもできるし、与論町はそういう立派なことをやっているのだということで、いろいろなところからマスコミに取り上げられる可能性も高いし、そういうことを前向きにぜひ取り組んでいただきたい。できませんよというできない理由を考えるではなくて、並行して答弁でありましたように、そういうことを並行して進めながら、国の事業もうまく活用していく、そういったことをしっかりやっていただきたい。最後に教育長、答弁をお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。語尾の最後のほうには、そのような形で十分与論町のためになる地域発信になるための方策として、どのような方法で、最低限どれくらいは入れられるか検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 時間も終わりました。ぜひ町長、教育長、リーダーシップを発揮していただいて、すばらしい与論の人材教育、農政、あるいは職員改革そういったのを進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、5番、高田豊繁君に発言を許します。

5番。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。それでは、一般質問を行いたいと思います。私は、生活密着型の質問をさせていただきます。

1 寺崎海岸の防風対策と用地取得について

(1) 寺崎墓地周辺は、過年の大型台風によって壊滅し、その後の防風対策が成されていないが、用地取得を含めた今後の整備計画はどのように考えているか。

2 与論空港や与論港の安心・安全な利用整備計画の推進について

(1) 安心安全な港湾・航空路対策は、安定した住民生活や産業振興の上からも極めて重要な政策として考えられるが、今後の与論空港や与論港の拡充整備計画の推進についてどのように考えているか。

3 町民の希望に沿ったドクターヘリの急患搬送体制について

- (1) ドクターヘリの急患搬送先については、時間的な面や付き添い家族等の交通の利便性、さらには医療機関等も考慮し、沖縄地区病院への搬送を希望する意見が多いと聞かすが、直接アンケートによる町民の意向を調査集計し、その結果をもとにした改善対策要望を関係機関に強く求めていく考えはないか。
- (2) 沖縄県のドクターヘリ運航関係機関に対する御礼挨拶や、消防機関とのより一層の連携強化を深めていくことが急患搬送体制の確立において重要と思われるが、町長は、どのように考えているか。

以上、質問します。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、寺崎海岸の防風対策と用地取得についてお答えを申し上げます。

寺崎保安林は、県指定の町管理保安林として指定を受け現在に至っています。御指摘のとおり、先の大型台風により防風防潮林が壊滅し、背後の被災が懸念されており、早急な対策が必要なことから、県と連携し「保安林緊急改良事業」等の活用を検討していました。しかし、地権者の一部から理解が得られていないことや墓地として使用されていること、合意が得られない民有保安林について事業承諾を得ること、墓地北側の林帯が狭く更なる用地取得が必要であることなど、事業採択にあたって解決しなければならない課題が多々あります。

このような厳しい状況ではありますが、後背農地及び集落を守るための海岸防災林の造成について、今後とも県と連携し問題解決に取り組んでまいります。

次に、与論空港や与論港の安心・安全な利用整備計画の推進についてです。

滑走路には、航空機が着陸時にオーバーランするなどした際に、大事故となるのを防ぐために設定された滑走路端安全区域があります。滑走路端安全区域に関する国の基準は、平成25年に改正され、全ての空港について従来の40メートル以上から、国際基準と同じ90メートル以上を確保するガイドラインが制定されました。これに伴い、県は、与論空港においても調査を実施し、滑走路端安全区域について拡張整備を行う計画です。

エプロンについては、混雑時に駐機場でのクリアランスの確保に支障を来していることから、安全な運航業務が図られるよう拡張整備についても併せて要望を行っているところです。

与論港につきましては、抜港、条件付き運航が頻発している状況であり、港の安心安全対策について、これまで国及び県に対し要望を行ってまいりました。このたび、令和2年度県予算に調査委託費が盛り込まれており、今後、与論港の安心安全

対策について整備が進むものと考えています。

次に、ドクターヘリの緊急搬送先についてです。

御指摘のとおり、さまざまな利便性を考えた場合、沖縄への搬送を望む声が大き
いであろうと思っています。

しかし、奄美ドクターヘリについては、原則として県立大島病院への搬送となっ
ており、これ以上、沖縄の病院への搬送回数を増やすことはあまり望めないのが現
状です。

引き続き、町民の皆様の希望に添えるよう関係機関に要請を続けてまいります。

次に、沖縄県のドクターヘリ関係との一層の連携強化を深めていくということ
ですが、沖縄県の医療機関や自衛隊については、これまで長きにわたり本町の急患搬
送や受け入れに貢献していただいています。こうした点からも、こちらからお礼の
気持ちを示すことは大切なことかと考えます。

また、実際の業務に携わるのは、医療機関や消防機関でありますので、急患搬送
に関わる際の判断において、町民の思いがより反映されるよう各機関と連携して理
解度を高めることも必要かと思われま

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、まず第1点目で寺崎の墓地周辺の防風林について説
明をしたり、提案をしたいと思いますが、まず、今日この席に寺崎墓地に墓地を所
有している職員が何人かおられると思うのですよね。しかしながら、この実態はあ
まり存じ上げないのがあるのではないかなと思うのですが。まず、ここは寺崎朝戸
線といいまして、これは寺崎海岸に通じていますね。それで、この黄色の部分がこ
うございます。これは民有地なのですよ。黄色の部分はですね。これは鹿児島にお
られる徳田さんの土地ですね。それからこのブルーで囲ったのは、これは名義は今
タキサイハルという個人の名義になっていますね。名義は与論町じゃないんですよ。
与論町になっているのは、中金久、茶花それからハキビナ、船倉、こういったとこ
ろはみんな与論町になっている。ところがここはもう歴然とした個人の名義になっ
ていて、こちらなんかは、もう歴然たる、個人の土地だったですよ。わからないと
思うのですよね。それで、今も足りないものだからこの東側に張り出してはみ出し
て、墓地が広がっているのですよ、個人の土地にね。それで昔のことを大正時代の
話をしますとね、これはもう全部保安林だったんですよ、今言う名残りで今この
与論町の保安林の部分がこう、土地があるのですけどね、ここに別荘があるでしょ。
ここまでね、昔は保安林だったのです。今これは先ほどの答弁でありましたとおり
これは県指定の保安林になっていますよ。だけど、私はこっちにこう広がってきた
んじゃないかなという思いもありますね。だから、ここに海岸防災で、護岸工事が

昭和40年代だったと思うけどこうされている。ところがこの薄っぺらのこのモクマオウとかアダンまで壊滅状態でありますね。ですから、本当は30メートルぐらいないと機能しないのですよ。それで県の基準もそのようになっていますけど、やる方法は二つぐらい考えられるのですが、まずは土地の取得は原則的なことです。事業をする上ではとにかく土地の取得。今、墓地管理組合はしっかりしているものですから、管理のほうはしっかりしていらっしゃると思うのですが、底地の部分に問題があるということなのです。ここから勝手に突っ切って行って墓のほうに入っていつている。勝手という表現は適正ではないかもしれませんが。そして、この町道というか個人の土地から、ここは「めがね」の海岸、トゥマイという海岸ですけどね、そういうことでこれは保安林をつくる方法、防風林をつくる方法ですけども、県の場合は国庫補助事業ですから、やっぱり30メートルぐらい必要だということ。そうなれば、当然この墓地のこの北側の部分は移転して既定の幅をとらないといけない。そうすると当然、土地としてはこういった土地を取得して移転するしかないという方法がまず1点。

2点目は、考えられるのは土地を今の護岸のほうからと、この墓地との間の部分は約15メートルから20メートルぐらいありますので、そこを町単で植栽をしていくという、この二つの考え方があるかと思うのですが、またそれでもって、やはり土地取得がないとこれはできないと思うわけです。これは答弁と言っても回答する必要はないですよ。それで私は、ここの席に何名か課長、局長、総務企画課長は今日は不在ですけれども、総務企画課長ももちろんこちらで、一番の主体は教育委員会事務局長ではないですか。どうですか、この問題については、少しは田畑局長でもいいですけれども。受益者としてどうですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） 私そちらに墓を所有していますが、今高田議員から知らされた内容についてびっくりいたしました。自分の所有地にちゃんと墓を持っている状態で、しっかり御先祖を敬っているのかなと思ったところが、大変な状態のところでやっているということで大変びっくりしていますが、今後しっかり組合の人たちと話し合いをもって、一つ一つ解決してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そのとおりだと思います。さすがは、「孫だね」と、やはりおじいさん、おばあさん方もそう思っているでしょうから、やはりこの問題は、皆様方が解決しなければできないと思うのですよ。そういうことで力を合わせて最後にして、山町長は理解が深い方ですからお願いして、この土地をまず町有地にすること、そしてその後墓地のことについても保安林のことについても、これをきちんと

話し合って、地元と話し合いながら進めていくほうがいいことのように考えますので。これは提案ですが、山下産業振興課長も受益者だったのですかね。どうですか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） この案件につきましては、高田議員のほうから再三御指摘もありました。私としても担当課でもあり地権者でもあります。できる限りいろいろな方々と協力を得ながら、すばらしい方向性に向けて努力をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この問題については、この辺でとめておきたいと思います。

その次、与論空港のことについて若干聞きたいと思いますが、与論空港につきましては、先ほど答弁があったとおりでありますが、今回、去年の3月に国土交通省から新しい基準で、陸上空港の施設の設置基準と解説ということで、2019年の3月にこれが制定されています。それで、これまでは基準がローカルだったのですが、国連のもとにICAO（イカオ）という機関があります。国際民間航空機関ICAOと言いますが、こちらが全世界標準化しようということで、そういう基準がこれに統一される、一元化されるということで、先ほどの答弁でも現在の40メートルを安全区域を90メートルにしろと。90メートルで最低限ということでありまして、国の国交省の基準は、240メートル以内にしろというのが正式な基準です。できたら240メートル程度は確保しろと載っているわけです。240メートルというのは、これは前後ですので、南西部分、南東部分とも240メートル程度の安全区域を確保しろとの基準になっているわけですが、今のところの与論空港の説明をさせてもらいたいのですが、こういう方向で今、ここが北西ですね。北西から南東に向かって与論空港は設置されていまして、滑走路の部分は1,200メートル型で、喜界島と与論空港は1,200メートル型でこの全長が前後に約100メートルずつの着陸帯と安全区域、オーバーランがありまして、合わせて1,400メートルぐらいです。それで今回この答弁の中であるのは、今の40メートルを90メートルにするということは、片側が50メートルですので、両方合わせると100メートル延ばしろということをしているようですね。これがもし叶わなかったとしたら、安全区域が優先されますので、このような空港は今1,200メートルの滑走路を1,100メートルにしないといけないことになるということなんです。そうすると、とてもじゃないけど、今の鹿児島便はこれは飛べないと、さらに燃料、さらに乗客の定員を減らしていかないと、この運航はできないですよということになるわけです。全く飛べないということではないけれど、そういうペイロード制限がかかってくることになります。それで、今回、私提案した

いのは、この際その100メートルといわず、国の基準は240メートルまでは確保していただきたいというのが国の基準ですので、それと合わせて480メートルになりますね。だから380メートルになるわけが、一応この100メートルは最低必要でしょう。さらに200メートルを確保すると町道荒波線がここから来ているのですよ。荒波線はわかりますよね。裏に行く道、向井さんのところの前から通っていく道なのですけど、ここまでいくと200メートルが増やせてトータルで300メートルが追加されるのですが、こうしますと以前飛んでいたQ400クラスの飛行機は、これでお客さんをいっぱい積んで燃料も十分積んで、鹿児島にも行けるということです。今沖永良部は1,350メートルということですが、沖永良部の場合は十分用地も取られているし、鹿児島に行く場合も満杯のお客さんを積んで乗せていけるということになっています。それで与論はさらに鹿児島からの距離が遠い。それと夏場は空気の密度が下がる関係で、プロペラの回転によって推進力と揚力が下がってくるものですから、夏場は特にお客さんの乗客制限、絶対数が限られてきます。今の時点で。ですから、冬場は密度が高いからいいですが、夏場はそういう制限がかかってくるので、やはりこの際はトータル300メートルをぜひ確保していただきたいと思います。そうすることによって、安全性が増して十分なお客さんを乗せていける。ジェット空港というのを私は提案したくはないのですが、ジェットということではなくて、やはりプロペラ機でできたら増便して、2便体制にしたほうが与論的ではないかという考え方を持っているのですけれども、ジェットにすると当然総延長が滑走路だけで2,000メートルになりますから、そうすると2,500メートルぐらいないとジェット空港というのはいけません。2,500メートルというと、ハキビナのこの辺まで来るのですよ。そういうことはちょっと考えにくいのですので、若しくは海に延ばすということになりますけど。やはり安全に鹿児島にも十分なお客さんを乗せて、そして荷物も積んでいくためには、この安全区域のこの滑走路を延長する必要があることになりますので、町長にはこれを踏ん張っていただいて、足しげく港湾空港課にも要請していただいて、地元民とも話し合いをしながら、この与論空港の拡張延長を頑張っていただきたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、この滑走路端安全区域を延ばしたいというのも島の公務の発展のためには喫緊の課題ですが、今地主との交渉もまだ話を持っていっておりますので、県がどういう考えを持っているのかということもお聞きしながら、地元としての意見もまとめて、県にも要望してまいりたいと思います。できるだけ将来性のある空港にしてまいりたいなという考えはありますので、そういう努力をしてま

いりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 今の1,200メートルをあと300メートル延ばすことによって、1,400メートルの空港が確保できるわけですので、そうすれば全く心配なく、仮にタッチアンドゴーと言いまして着陸に失敗した場合でもやり直しがきくという、そういうことも十分に考えられますので、ひとつ安全性が一番大事なことです。滑走路幅も狭いという状況ですので、長さだけは十分に確保できるようにひとつ努力をしていただきたいと、一緒に頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次は、港ですね。港についてがまたまた最優先です。これは県にも何回も行ってやっているのですが、これも今何回もやらなければならないと思っているのですが、説明をしたいと思います。町債も入るということで大変喜ばしく思いますけど、実は、今与論の港はここに供利港と茶花港がありますが、供利港の場合なのですが、一番の弱点はこの東の風なのです。この黄色の線は何かと言いますと、風の頻度なのです、頻度を表しているのですが、最も多いのがここからの風が多いということで、南風は割と少ないと。そういうことで、7割から8割が供利港を使っている可能性があります。そして、この供利港の欠点はもう一つありまして、この岸壁からの潮流が非常にあるということです。このハキビナから長崎方向ビドウにかけての潮流と横の風が。だから、船は今現在大体上り船の場合ですけれども、マルエーの場合は大きくこういうふうにして入ってきて、ここで転回をして右側をつけて、波之上とかはそのようにつけていますね。マリックスの場合は、一旦沖に出てからバックをしてこのようにつけているわけです。今二通りあるのですが、こういうことを解決するためには、どうしてもこの対岸に岸壁をつくる必要があると思います。これをお願いしてきているのですが、やはりいろいろ副町長とも前の年もいろいろ検討もしたのですが、海運会社あるいは県とも協議をしてみたのですが、やはりこの供利漁港のところに岸壁をつくるのが一番ベターであろうということです。下りの船のときにはこういうふうにつけて、バックしてから出ていける。上りの船はこういうふうにして入ってきてそのままつけてから、バックして上りにいけると。風のこの状況と船の接岸のしやすさを考えたら、どうしても今の供利漁港に新しい岸壁をほぼ今現在の岸壁と直行する形でつくるのが、一番ベターであるという結論に至って、今それをいろいろお願いしているわけですが、県がこの供利じゃなくて、茶花港に視点を置いたことになると、ちょっとややこしくなりますので、やはり供利港が与論の場合は一番大事だろうというのがはっきりしていますので、供利港で必ずこれをつくるようにして、これを強くお願いしていただきたい。町長、どうで

すか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今県としては、新しい形で茶花港の調査をして、古い岸壁を伸ばしたりしながらやっていこうという回答をいただいています。今後抜本的な港の対策については、今高田議員の研究の結果と同じように、町としても同じような方向で、議員の皆さん方、また町民とも力を合わせながら県に要望してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） この抜港と欠航の問題を最優先的に考えていかないといけないと思うのです。結局、供利が使えない場合は、得てして茶花も先ほどの東側の風の場合はかなり難しいと。それも何回も見ているわけですが、茶花港の場合も中に入っただけでなければいけないけど、離岸がまたできないという弱点もあります。東風の場合ですね。ですから、茶花港にいくら力を入れても、この問題は解決できないということでございますので、ひとつ供利港に力点を置いて努力していく必要があると思います。それと、供利港も昭和53年頃にできていますので、かれこれ40年ぐらい経っていますから、供利港の耐用度も非常に老朽化も進んでいますので、やはりこういったのを強力に進めていく必要があると思いますので、この点も留意しておいていただきたいと思います。

与論空港と港については、もう十分に御承知おきのことですので、より以上に国、県に強く要望していくことを要請するために、この問題を出しているわけです。

次に、ドクターヘリについてですが、この問題についても、議会としては町民福祉課長も一緒に行っていただいて、それから町民福祉課長と副町長には、奄美の大島病院にも行っていただいて、いろいろお願いもしてきているわけですが、整理をして皆さんに報告させてもらいたいところがありまして、この問題を出しているのですが、今年の1月の29日に県議の方々と県当局と話し合いをしておりますが、あまり進歩がなかったような会の内容でした。そういうことで、これでは一本ですぐにいけるようなイエス、ノーという感じでいけないところが中にはありまして、それを説明したいのですが。今のこの119番のあり方なのですが、消防署から聞いてみますと、今119番をかけますと沖永良部にそのままつながります。沖永良部につながるとその本部の担当が、即座に奄美ドクターヘリにコンタクトを取っているようです。それで、その時は沖縄に行きたいの、奄美に行きたいのを聞いているのかを確認したのですが、それはほとんどないような感じです。ドクターヘリの要請の基準としまして、現場救急搬送というスキームと、施設間搬送というのが二通りあります。そういう場合二つあるのですが、現場救急搬送ということに関して

は、奄美ドクターヘリの場合はですね。先ほどの答弁は奄美ドクターヘリ、私はドクターヘリということで奄美、沖縄ということで包含して言っていますが、先ほどの御答弁は奄美ドクターヘリの場合ということでありました。奄美ドクターヘリのところには、兼ねては佐大熊にいるわけですが、この屋上にヘリポートがありまして、こちらからヘリは飛んでくるのですが、これを要請するのは消防本部です。施設間搬送になりますと、例えば与論病院からドクターヘリの基地局に連絡をするという2パターンですが、そういうことで話を聞きますと、与論の消防には経由してない。あくまでも沖永良部に119番は飛ぶわけですので、119番をかけますと沖永良部の消防本部にいくと、沖永良部の消防本部がドクターヘリを要請するということです。それで、この第一番目の点で、実際与論町民の方々は、本当に大島に行きたいのか、沖縄に行きたいのか、そこのウエイトというのをお話というのを聞いてみる必要があると思うのです。こちらに行って聞くと沖縄に行きたいと言うし、こちらに行くとか奄美のほうがいいという人もいるわけですので、そこら辺を先ほどの質問の第一点は、これを町民福祉課になるかと思うのですが、やはりデータを取ってもらえないかなということ。アンケートを奄美に行きたいのか、沖縄に行きたいのか。そういうことで、私、県にこれを沖縄に行けるようにしていただきたいということで要請したのですが、沖縄県の場合は沖縄県のドクターヘリ、鹿児島県は奄美ドクターヘリということになっているわけで、奄美ドクターヘリを沖縄に飛ばすということは、私どもはそれは言えないと思うのです。これは燃料的な問題、それから時間的な問題、人力的なスタッフの拘束の面から奄美ドクターヘリのドクター、あるいは看護師を乗せた状態で、沖縄まで与論空港に下りてから沖縄に飛ばすということは、どう考えても時間的にも距離的にも経費的にも、これは厳しいなということがありますが、そういうことを基準としてばかりではなくて、町民がどういう意向が多いのかということ私どもは尊重していかないといけないと考えるわけです。

そういうことで、県の説明をしたいと思うのですが、奄美ドクターヘリを沖縄に飛ばすということは、奄美地域の空白を生じるということ。また、逆に与論町に沖縄ドクターヘリを飛ばすと、沖縄地区の対応が手薄になるのではないかとことから、なかなか難しい。しかしながら、その一方で、与論町の搬送の実績では沖縄医療機関の利用が多いようです。こういう言い方をします。県の本課はですね。これを聞くと、奄美ドクターヘリで沖縄への搬送要望というのは言わないでいただきたいということと、でも沖縄に行かないで、みんな奄美に運んでくださいよということを行っているのではなくて、奄美ドクターヘリ、沖縄のドクターヘリ等で沖縄に行くことは県としては特に問題はしないということで僕は解釈したのです。ここ

で沖縄ドクターヘリを仮に使ったとしても、お願いしたとしても、経費は鹿児島県がもつわけですので、沖縄ドクターヘリをお願いして、沖縄に行くという意見があるのであれば、我々は、それなりの考え方を持っていないといけないし、沖縄との連携をもっと強めていく必要があると思うのですが、このドクターヘリに関しての大きな国の法律がありますが、これが平成19年の法律第103号、「救急医療ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」というのがありまして、この法律に基づくと、「都道府県の区域を超えた連携及び協力の体制が整備されること」ということで、この法律の中ではしっかりとこれに載っています。ですから、これは私ども鹿児島県だから奄美に行かなくてはならない。あるいはまた鹿児島本土に行かなくてはならないということは全く書いてない。ですから、都道府県の区域を超えた連携及び協力に対して整備されることということで、県同士がこの連携をして調整をすることとなっていて、ですから、私どもは町民の意向に沿った形でこれを進めていく必要があるということなので、第1点目のアンケートに関しては必要があるのではないかと考えているのですが、この答弁ではアンケートするのか、しないのかという答弁はされていない。その点はどうか。町長、町民福祉課長。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 議員からありましたとおり、実際議員と御同行させていただきまして、県に要望したのですが、確かに県の回答があまり思わしくないなと感じたところでして、實際上、ほかの県の中では、群馬県と埼玉県を例を挙げて申し上げます。例えばマニュアル、広域連携施行に係る運航マニュアルがありまして、施設間搬送であって、患者の容態等により緊急度が高いと判断される場合には、他県のドクターヘリを要請できるものとするといったような、県同士のマニュアルもつくられているわけですし、そういったところから考えれば、もう少し鹿児島県と確かに距離的にちょっと遠いという面が環境的に厳しい面はあるかとは思いますが、離島を抱えてそういうのはあるとは思いますが、でもやはりせめてマニュアルを策定するような、お互い連携できるような形をできればなと希望しているのですが、県のこの前の回答といたしましては、あまり思わしくない回答だなと受け取ったのですが、そうした中でも隣県に対してお願いしていく中には、やはり町の意向、町民の意向をしっかりとした説得力あるものがないといけないのかなと思っていまして、また上司とも相談しながら、またアンケート等を採りながら、意向調査をしていくかどうかまた今後検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 言うまでもないわけですがけれども、私どもは町民から負託を受

けて公職に立っているわけですので、先ほど去年、墓地に関するアンケートを町民福祉課が沖野議員の質問の後だったのですが、これを採られたというのは非常に重きがあると僕は思ったのですよ。それで、今特別委員会を立ち上げているのですが、町民の意向に沿って町政はあるべきであると。先ほどフレックスタイムのこともありましたが、やはりこうだからこうだよというばかりの一つの型にはまったようなやり方ではなくて、町民のニーズはどこにあるかということ町民の視点、目線で考えていく必要がありますので、ですから、与論町では100のうち8割は沖縄を希望していますというのと、50、50ですよというのとわかりもせずという状態では、私は全然県に対してのものの言い方も、沖縄に行つてのお願いの仕方もうはやり違ってくると思うのです。ですから、アンケートを採つて、町民の命に係わることだからこれはですね。緊急的なことですからね。ですから、これはぜひすべきだと思いますので、町長やりますという答弁を期待されていますけど。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かにそのアンケートも必要かと考えていますが、ちなみに平成29年1月20日に奄美ドクターヘリができてから、この利用状況についてちょっと申し上げます。

平成29年に自衛隊ヘリで沖縄へ行ったのが5件、それから沖縄県のドクターヘリで沖縄に行ったのが7件、奄美ドクターヘリが11件で、平成30年は、自衛隊ヘリが3件、沖縄のドクターヘリが2件、奄美ドクターヘリが11件。そして、平成31年、昨年は自衛隊ヘリが9件、沖縄県のドクターヘリが10件、19件が沖縄に搬送していて、奄美ドクターヘリが18件ということで、沖縄にも割と搬送してもらっているような気がしますが、これを今高田議員がおっしゃったように町民が何割ぐらい8割、9割沖縄に行きたいという情報があるのかと調査してもらって、それをもとにして県に要望することは大事かと思えます。ただし、このアンケートを採るということは、即沖縄に行くと町民が勘違いしてもらったらまた困るのではないかということもありまして、慎重にこれについては考えていかなければならないと思えます。皆さん方の御意見を大事にしながら、アンケートの採り方も工夫しながら対応してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 確かにそうですよ。アンケートの採り方ですね。何が何でもということではなくて、それと奄美ドクターヘリの置かれた状況、そして結局大島本島、喜界島、徳之島、沖永良部全部を包括して、奄美、大島の県立病院だけに搬送するというのがほとんどです。そうすると、これは去年の話ですが、そこに連れて

行ったのだけど、全く対応ができなくてまた隣のその病院にそのまま1カ月ぐらい待たされたという状況もあるわけです。病院、施設のキャパシティも考えなければなりません。良いことをしてから「何てことをするんだ」と言われたら、これは目も当てられない。そういうことで良いことをして本当にありがたかったそういう気持ちで、行政もそういうために仕事をやるものだと思っていますので、そのところは御理解いただきたいと思います。そういうことで夜は自衛隊ヘリですよ、昼はなるべく意向に沿った形で、極端な言い方をすると命ですので、自分が好きなところに行ってから仮に死んだ場合、これはもうOKだと思うのです。ところが自分が希望していないところに連れられてから、マイナスだったとなるとこれは必ず反動があると。僕はそういうことでございますので、そこら辺を人の気持ちというものですので、そういうことで頑張っていたきたいなど。それと、私どももそうですけど、沖縄に行っても県は違いますが、何とかひとつお願い、交渉にもなっていますが、ひとつよろしくお願ひしますというこの御挨拶もあり、そういうのはやはり人と人とのまた付き合いもありますので、気持ちですので、やはり町長が行かれるのと普通の一般職員が行くのととは、全然重きが違うわけですので、そこら辺は十分におわかりのことだとは思いますが、配慮をいただきたいと思います。町長、最後に。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。沖縄に行ったときに2年ぐらい前でしたか。浦添の救急センターに行って、今までのお礼を申し上げ、また今後もよろしくということで、県ドクターヘリにお願いをしたり、それから自衛隊のヘリのところにもまいりまして、お礼を申し上げたところですが、できるだけ足しげく通っていけるようにしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 自衛隊にも西区の出身の青年が15ヘリコプター隊にいるようですが、そういうことで、これは毎年行っていただいて、沖縄与論会もあるかと思いますが副町長、町長がそういった与論会の出席とあわせて、ひとつ行かれて御訪問していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。11分ほど残っていますが、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、6番、町俊策君に発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 6番。魅力ある観光地づくりについて2件、それから旧ごみ焼却処理施設（清掃センター）の跡地利用について一つ、旧役場庁舎の跡地利用についての質問をいたします。

1 魅力ある観光地づくりについて

(1) 製糖工場からの排煙に対し、観光客や観光業者から環境に悪影響がないか懸念しているとの声がある。島の基幹産業の一翼を担い、島民の経済基盤の確保に欠かせない製糖工場の役割は十分理解しているが、最近の地球環境問題への対策や魅力ある観光地づくりのためには、会社側だけにその責を負わさず、島民（関係団体）も共にその解決に当たることが必要だと痛感する。町長はどのように認識しているか。

(2) 島の観光産業を牽引してきた与論島観光ホテルが廃業し、放置状態となっているが、すでに老朽化しており、観光地としての景観への悪影響や台風襲来時による外壁やガラス窓等の飛散物が、県道の通行に危険を及ぼすことが懸念されている。

「観光立島」を標榜する本町としては、この現状を見過ごすことなく、当ホテル所有者に対策を働きかけるとともに、島民（観光関連業者）が共に知恵を出し合い解決できるような取り組みを推進する必要があると痛感するが、町長はどのように考えているか。

2 旧ごみ焼却処理施設（清掃センター）の跡地利用について

(1) 旧ごみ焼却処理施設の跡地を利用してソーラー発電、風力発電施設を設置して、公共施設等に電力を供給する考えはないか。

3 旧役場庁舎の跡地利用について

(1) 茶花地区の商店街の振興と宿泊施設不足解消のためには、商店街に最も近い旧役場庁舎跡地に、イベント会場が付設された素泊まりホテルの建設を誘致することが肝要だと思うが、町長はどのように考えているか。

以上について、質問いたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 製糖工場からの排煙対策についてです。

大気汚染防止法では、工場や事業場等の固定発生源から排出または飛散する物質について排出基準が定められています。事業所から排出する大気汚染物質の規制基

準は、大気汚染防止法により定められており、排出事業者は物質の種類、施設の種類及び規模ごとに定められた基準を順守しなければなりません。

御指摘の事業所に関しては、排煙対策について確認したところ、年1回測定検査を行い、排出基準を満たした形で操業を行っているという回答をいただいています。

また、煙突から出る白煙は有害なものではなく、燃焼排気ガス中の水蒸気が凝縮することで、白い煙のようになって外に出る現象であるとのことで、環境に悪影響を及ぼすものではないと考えています。

次に、観光ホテルの問題です。

平成21年に閉館した観光ホテルは、ホテル関係者に確認したところ、「取り壊しの見積もりを各業者に相談をしているが、話がまとまらない状態」と伺っています。

町としても、対処に苦慮している状況であり、ホテル所有者へ早期対策の実施を働きかけてまいりたいと考えています。

次に、旧清掃センターの跡地利用についてです。

旧ごみ焼却処理施設については、解体費用として約3億円が必要であり、平成30年9月に与論町清掃センター解体撤去事業基金条例を制定し、現在7000万円を基金に積み立て解体に向けた財源の確保を進めているところです。

跡地利用については、今後「清掃センター跡地利用検討委員会」を立ち上げ、検討を進めていくこととしています。

御質問のソーラー発電や風力発電等の自然エネルギー活用につきましては、隣接する砂美地来館等の公共施設への電力供給について、導入経費や維持管理費等の経済性を調査し、跡地利用検討委員会において検討してまいります。

次に、旧役場庁舎の跡地利用についてです。

昨年11月に開催した与論町役場旧庁舎跡地利用検討委員会において、一般町民アンケートの結果を報告しています。この中で、跡地の活用方法については「役場跡地なので、公共的な活用をするべき」と回答した方が回答の63%を占め、「売却若しくは賃貸で活用すべき」は19%となっています。また、期待する施設や用途については、「観光情報発信施設」や「公園や広場」とする回答が多い結果となりました。

役場の跡地利用については、茶花商店街の活性化に大きな役割を果たすと考えていますので、これらの町民の皆様の御意見等を参考に、役場旧庁舎跡地利用検討委員会において検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 要旨1の答弁について、もう一度お尋ねをいたします。

ここには、公害的なものでは煙の問題だけ言っていますが、実は隣近所の人たちがやはり製糖工場の影響が大きいということで、非常にごみ等が飛んできているのですね、排煙の中から。それで洗濯物を干すのにも困るという事実もあります。そういったことも踏まえてなのですが、それから排煙施設の例えばそういう装置があることは聞いておりますが、燃やすものによって排煙の状況は変わると思います。今現在聞いてみると、きびの搾りかすを燃やしているということで、これについては当初はB重油とかいろいろなものを使っての排煙対策だったと思うのですが、まともにストレートに煙の中に、そういったかすが入っているのではないかと。操業していない時期でもやはり降ってくるんだそうです。あの近所の人たちの話では。ですから、もう1回調べてほしいのは、あの排煙の状態が正常なのか、非常にもくもくとした煙ですが、例えばごみ焼却のクリーンセンターですか、できた排煙施設はほとんど煙、水蒸気は見えません。ああいったのが正常ではないのだろうかという気はいたします。ですから、環境に悪影響を及ぼすものではないと断言するのではなくて、現実的に何を燃やしての検査だったのか、疑いたくはないのですが、現実的にそういう事実もあったわけで、モクマオウを切り倒してそれを燃やしていた時期もあります。それからB重油を使用していた時期もあります。そういった中で検査ではなかったかという気がいたします。あまり細かく詮索して製糖工場をいじめるということにならない範囲で調査をしていただきたいと思います。

それで今の回答で、環境に悪影響を及ぼすものではないと考えておりますとのことですが、この断言で良いのかということで、もう一度検討していただきたいと思っております。

それともう一つは、製糖工場の担当者の所長がいるわけですが、若い所長で、この質問に私が言っている質問することに対してびっくりするような状態で、もう少し経歴があって、経験がある方がいらっしゃるのかなと思いましたが、今から勉強されるのでしょうか、そういった面でも、ある意味では指導という形の中でも協力していくことではないかと思っております。

次に、そういうことで、もう1回詳しく一方的に話を聞くのではなくて、検査したときの状況の検査表があると思っております。何を燃やしてどうだったかというようなそういったところももう1回見てみて、教えてもらって、もう1回検討して、それが妥当でなければ、是正する必要があるのではないかという気がいたします。現にあのような勢いのある白煙というのは、ちょっと異常ではないかと思っております。それと排煙から落ちるごみがあるということ、これは言えなかったものですから、ここには書きませんでした、そういった内容でも調べていただきたいと思います。これについて町長、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。会社の松下社長宛に問い合わせをいたしました。その結果、昨年平成31年1月に測定を行ったということと、また令和2年の今年の1月にも測定を行いましたと、その結果の報告書をいただいでまして、今お答えしたような環境に影響なく営業していますよということでした。それで、今おっしゃられるように周りの方々が洗濯物の件とかいろいろなそういう懸念がまだありますので、その点については再度お願いをして調べてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 続きまして、質問事項の2番目にありました魅力ある観光地づくりのうち、与論島観光ホテルの問題です。

これは、私は当初からずっと関わっていたのですが、奥のほうの旧館ができてすぐに出向で来ていたものですから、出向を解かれて返されたわけですが、そしてその後3年後に呼び出されて行ってみると前のほうの新館ができていたという状況で、そういう意味で、私は即、有村社長からこれをやりなさいと言われましたけど、辞めますと言って辞めました。売れるわけではないので。それで、あの施設で観光客を呼べというのは無理だと思っていましたし、それで辞めたわけですが、個人的な事情ではそうなのですが、けども、やはりこの島が観光で生きていくためには、百合ヶ浜の評価も世界的な評価を受けています。そういった中で、陸上部分で汚いところ、汚れた場所があってはいけないのではないかと。同じように陸上でもみんなが気をつけながら、清潔なあるいは美しい観光地としての心掛けないといけないのではないだろうか。そういった中において、県の公園化された施設のすぐ傍らに窓ガラスも割れ、そういったものが飛散している状況の中で放っておくのは良くないのではないかと。また、だからといって非難ばかりではいけないのではなかろうか。今まで与論島の観光をつくり育ててきた役割というのは十分果たしていますし、それなりの税金も納めてきたものだろうと思います。ですから、その効果もあるわけで、これに知らん顔はできないのではないだろうか。みんなで知恵を出し合っ、このホテルをどうにかならないかというのが願いです。誰かが言わなければ誰も見向きもしないのでしょうけど、我関せずで終わってしまうのではないだろうか。そういうことも考えたりしましたときに、そういう考え方では、与論の観光も全ての問題においても発展をしないのではないかと。やはり、昔からの我々の島の遺訓である、ユイという考え方を底地にして、その奨励としてのあり方があっていいのではないかと。失敗したから放っておくとかそういうことではなくて、もう

1回みんなで共に考えてもらえる方法がないものだろうかという思いから申し上げたわけで、ぜひ、これにつきましては行政側でも主導権を持って、関連業者やらそういう方々とのいろいろな知恵を集めて訴えていくことによって、マルエーも乗ってくると思います。実は、あそこの所有は与論島製糖の所有になっているわけで、これは私がいるときにそうなったから私は出向を解かれたわけですが、その後やっていくうちに、製糖工場が観光に資金を出したりすることはよくないという停止命令が出たわけで、それでその後孤立してしまって、資金繰りその他で困ったようです。そしてまた、もちろん後始末もしていないわけですが、そういう資金もないわけです。それに対して今社長は、製糖会社の社長が同じように勤務しておりますが、しかし、それに対しては私はマルエーグループ全体で考えて欲しいなと今の与論島製糖だけではなくて。その間貢献したわけですから、観光ホテルとしては、ですから、これについても我々が島のみんなが、こういうことで解決策を願って集まって会を持ったということで、マルエーグループからも、ぜひそういった誰かを引き出してきていただいて、支援していただかなければ、とてもじゃないですが与論島製糖に、たとえいくらになろうともそれを解決する術はないと思いますので、ぜひこれを問題にしたのは、これを放置されることによって、島の宝のものがマイナスのイメージを与えるということ。非情な損失じゃないかと思っておりますので、もう1回考え直していただいて、みんなでこれを解決する方法を生み出せたらなということで、質問したわけです。

それから、次の旧ごみ焼却処理施設の跡地を利用してソーラー発電、風力発電施設を設置して、公共施設等に電力を供給する考えはないかということですが、あの地区は、考えてみると総合グラウンドがあり、砂美地来館がありB&Gのプールがあり、社会福祉事務所があり、サッカー場があり、それから屋内運動場があるということで、町の施設がたくさんあります。そして、電気を常用しているのは、恐らくB&Gのプールと社会福祉の施設二つぐらいだろうと思います。だけど、その周囲には、町営の住宅もあります。県営の警察官舎もありますが、そういった官舎等含めると電力の需要は十分にあると思うのです。今建っている風力発電の実験用の風車だと思っておりますが、あれをあんなところに設置して実験にはならないわけで、少なくとも実験にしても四方から風が当たる場所、やや高台で、あるいは高台でも1メートル、ある一定の高さから1メートル上がると風力が変わってくるのです。そういったことも含めて場所も適切ではありませんが、将来にわたって今の焼却炉の煙突、あれを利用して風力発電の中に小さなもう1本コンクリートで埋めて、中を清潔なものにすることはできるわけで、高さも適正ではないだろうかと思っておりますし、あそこに風力発電、そして総合グラウンドの見学箇所に日よけの屋根を設置し

てソーラーを付けたらできるのではないかなと思いますし、少なくとも省エネについては十分な配慮が必要であるとともに、エコアイランドとしての位置づけ、そういったものも必要でありますし、今後そういった島の観光、その他を売り出すにしても非常に重要な考え方ではないかと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。町長、その件いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案ありがとうございます。旧ごみ焼却炉の跡地利用につきましては、まず、撤去することが大事かなと思っていたわけですが、煙突を利用するという発想はありませんでした。我々は危険ではないかという思いでしたが、町議員おっしゃるように、煙突が使えるものかどうかまた調査をしてみる必要もあるなと思うことです。いずれにしましても、3億円を貯めてめどがついたらまず撤去しようと考えていましたが、周りの電力供給のもとになるという跡地利用の仕方も今後考えてみたいと思いますし、騒音とかそれからいろいろなこと、公害等、経費等も考えながら跡地利用の検討委員会で対応を考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 前向きな姿勢で望まれるということで安心しましたが、いずれにしましても、風力発電が建てられる場所は今与論島ではあの付近しかありません。あとは全部電波法と航空法で縛られておまして、高い塔が建てられるところは限定されていると思います。そういった意味からも、跡地利用については十分な御配慮をお願いしたいと思います。

それから、次に旧役場庁舎の跡地利用ですが、いわゆる私がアンケートの結果等を知らないわけではなくて、知った上で言っているのですが、観光施設がホテルが足りないというアンケートも出てきています。それとあわせて心配しているのは、あの茶花商店街がこのままだと衰退するのではないかと。それについてやはり人を集めてそこでお客様の宿泊だけをお願いして、あとは、食事は商店街にある食堂、レストラン等を利用していただく方式で、那覇市もよそのシティホテルもみんなそうなのですが、そのような考え方をすると一つのホテルが果たす役割は大きいと思います。もちろんつくるにあたっては、それなりの民宿その他の方々に悪影響を及ぼさない、逆にそのことによって行路が開かれ、客の動線が広がっていくという現象が起きてくれれば幸いだと思っています。そういうことで、せっかくのアンケート調査との間に齟齬がありますが、これをもう1回考え直す必要があるのではないかと思います。また、ホテルは使わないということであれば、もちろんイベントとそれからもう一つは、よその観光地に行くと夕日を見るためにわざわざツアーが

出るくらいです。また、それに匹敵するぐらいの夕日は与論でも見られます。そういった夕日を見る海岸上の施設があって、中はイベント会場ということで考えていただきたいし、それから、イベントも普通のイベントでは飽きがきますが、これをハワイの例をとりますと、ハワイの大学生がハワイの島の生い立ちから、人が住みだして酋長が出たという、現在に至るまでの物語でありながら踊りやそういったお芝居で、毎日たくさんのお客様が来るわけですが、そういった両方で活性化、あの周辺一帯を活性化できるのではないかと。毎日お客様が集まるような場所を、ぜひみんなで考えていただきたいと思います。特に民宿の方々、そこへホテルをつくるなど営業を妨害するなということであるならば、なおさらそういった自分のところのお客様が喜ぶような施設を跡地につくる発想を持っていただきたいし、ぜひそれをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 役場の旧庁舎の跡地利用につきましては、まず令和2年度中に解体をできればと計画をしています。そして更地にして、まず、見てみる必要があるのではないかと。そうすると、またそれに対して皆さん方の御意見で、観光情報発信施設を欲しいという方が出てくるだろうし、また若い方々の間には、広場、公園が欲しいという御意見が多かったようですので、その付近も考えながら対応していかなければならないと思います。

私個人としましては、町議員がおっしゃるようなイベント広場があり、宿泊施設がありということを利用していただければなと思っていましたが、アンケートを見ましたらあながちそうでもないのかなと思ったりして、これはまた再度検討委員会で、検討し直してみる必要があるなと思っています。いずれにしても町議員からありましたように、茶花商店街の活性化に非常につながる大変大事な重要な場所ですので、跡地利用については慎重に考えてまた検討してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

次は、4番、林敏治君に発言を許します。

4番。

○4番（林 敏治君） それでは、令和2年第1回の定例会の一般質問を行います。

1 若者への雇用支援、定住促進対策について

(1) 近年、人口減少、少子高齢化が進展する中、本町において将来豊かな未来を築いていく青年団への活動強化等を図り、若年層のU・Iターン者への雇用支援や定住促進対策の拡充に取り組む考えはないか。

2 ヨロン特産品支援センターの有効活用について

(1) 本町の特産品の開発振興のためには、特産品開発グループと連携してヨロン特産品支援センターの有効活用を図り、地産地消の推進や特産品の販路拡大、情報の発信などさまざまな視点から更なる地場産業の充実に積極的に取り組む必要があると痛感するが、町長はどのように考えているか。

3 スマートアイランドの推進について

(1) 国土交通省では、令和2年度予算において「スマートアイランド推進実証調査」を実施する予定である。「スマートアイランド」の取組を実施するに当たっては、離島地域が抱える課題である「ニーズ」と、民間企業などが有するICTやドローンなどの新技術といった「シーズ」をマッチングさせて推進する必要がある、スマートアイランド実現に向けたアイデアを広く募集している。町長は、本町が抱えている条件不利地域に共通する課題解決等をどう講じていく考えであるか。

以上3点お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、若者の雇用支援、定住促進策についてお答え申し上げます。

定住促進対策については、定住促進住宅や空き家バンクの活用、空き家リフォーム補助金交付事業を行っています。

本町におきましては、まず住居不足の問題があるため、空き家リフォーム補助事業等の活用促進に努めるとともに、移住定住に特化したホームページの制作などを検討してまいります。

また、青年団の活動強化につきましては、青年団が主催するサンゴ祭りへの助成を行い、資金面でのサポートを継続するとともに、サンゴ祭り以外の企画・活動についても支援したいと考えています。

次に、特産品センターの有効活用についてです。

ヨロン特産品支援センターは、平成21年度に運用開始し多くの方に利用されてきましたが、10年を経過し、設備の老朽化や当初利用されていた方々の独立などにより、利用率が低下してきています。

さらに、これまで機器試用の場として限定されていたことや整備当時とのニーズの差も利用率低迷の一因と考えており、特産品を支援する施設として早急に再整備

し、運用を見直す必要があると感じています。

また、利用者の多くは販路を伴った支援を必要としているため、これを重要なテーマと位置づけ、商工観光業や島外事業者とのマッチングについても支援していくこと、原料となる農水産物も重要な特産品であり同じく生産面も重視していくこと、特産品開発グループのようなコアとなるグループを育成・支援していくことなど、ハード整備と併せ生産・加工・販売が一体となった体制を構築し、特産品開発に取り組んでまいります。

次に、スマートアイランドの推進についてです。

国土交通省が令和2年度実施予定の「スマートアイランド推進実証調査」については、公共交通や医療・教育の不足、ライフラインの脆弱性といった離島地域の課題を民間企業等有する新技術の実装により解決する取り組みであり、離島地域の課題「ニーズ」の例には、海上交通、公共交通、観光、エネルギー、医療が示されており、本町が抱える課題の多くが該当すると考えられます。

また、課題を解決するための民間企業等有する新たな技術・知見である「シーズ」の例には、再生可能エネルギー・蓄電池を活用した新たな電力供給体制の確保やICTを用いた遠隔診察の実施等のほか、今後示される新たなアイデアを含め、新技術が課題解決のための有効な手段であると捉え、事業実施を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） まず、1点目の若者への雇用支援、定住促進対策についてですが、近年、若者が年々減少している中で、青年団等の行事等に協力して活動を支援していくことが大変重要であると思います。町長、これからの青年団のもちろん活動あるいはいろいろな行事に対して、どう考えておられるかお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 島の将来を担う若者たちを本当に活気づけることは、大変有意義なことであり、町を挙げて取り組まなければならないことだと考えています。幸いにして、本町は、ほかの町に比べて農業に希望を持って帰ってくる人たち、それから畜産に希望を持って帰ってくる若者がおり、漁業にも帰ってきて大型船を持って頑張っている若者がいるということ。それから高校の卒業式、あるいは成人式等でも島に帰ってきて島のために尽くしたいという若者のたくさんの意見を聞きます。それを聞くたびにありがたいな、嬉しいなと思うわけですが、そういう人たちが帰ってきたときに、島で楽しんで、島を明るくしていく、そういう事業、企画等が青年団のところから出てくればありがたいなと思っているところですが、町が我々が

若い頃みたいに、デーバーマージン（サー一緒に）というわけにもいかないなという
ことで、青年を中心にしたそういう活動が活発になってくることを期待して、応
援してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 次に、教育長に伺います。施政方針の中で教育長は、青年団、
各種団体の支援に力を入れ、積極的な活動推進に取り組まますと述べられています。
具体的にどう推進していくか伺います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） お答えします。

ありがとうございます。青年団のみにかかわらず、壮年団においても生涯学習課
でさまざまな活性化を図らなければならないという意味で、青年団等と施政方針で
示させていただきました。さまざまな活動が、やはり人口減少とともに十分でない
ということも考えています。組織体制のあり方も含めて充実させていかなければなら
ないことを含めていますが、青年団のことについてお話をさせていただければ、
現在、先ほど町長からもありましたように、サンゴ祭り等で本当によく頑張ってい
ます。平成25、6年度でしたか、1度また議会からもありまして、青年団そして
元青年団長の方々を一堂に会して防災センターで、どうすれば青年団として活動し
ていけるだろうかという討論もしたことがあります。そういった意味で、具体的に
さらに青年団が持っている活動の阻害をしているものがあるのか、今やっているサ
ンゴ祭りを中心とした活動の中では、実に生き生きとアイデアを出し合って頑張っ
ていることを聞いていますので、ほかの活動を広げるかも含めながら、そういった
ものに助成できる方法、支援ができるのは何なのか、今後またそれぞれの団体と
の関連も含めて検討していくつもりです。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） やはり青年団の活動、活性化なくしては、与論町の発展はあり
ません。また、地域の活性化なくしては、与論町の発展はあり得ないと私は思っ
ています。

そこで、与論町のいろいろな集落の行事を見ますと、まず朝戸集落においては、
七夕祭りを毎年行っています。そして古里集落においては花火大会もやっています。
そういったことから、やはり地域が青年団を主体とし、もちろんそれは地域の連携
でいろいろな行事を計画し執り行っていますが、その中でやはり教育委員会である
方々は参加をされて、どういう状況でその地域が頑張っているかということも、ぜ
ひ参加をして見極めてもらいたいと思います。そして、こういった行事に対して

はどういう支援ができるかなとか、そういったことをぜひ自分の目で確かめていた
だきたいなど、私は常日頃考えています。そういうことも活動につきましては、ぜ
ひお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。

そのことにつきまして、大変ありがたい示唆だと思っています。具体的に朝戸も
見ておられますと、主体的な司会、それから準備から、地域の自治公民館の方々がそ
のことで彼らをあてにしてというか力にして、多くを任せている実態もあります。
子ども会の段階から子供たちに大綱をなわせるということの伝承活動を通じて子供
たちを育てる地域もあります。そういう意味で自治公民館の中の活動の一環の中に、
一つ組織としてそういったものを位置づけて全体をつなげるということも大事では
ないかと思っていますので、今後生涯学習課の担当も含めて、各地域の実態にまた
入っていくという御視点でしたので、そういう部分にも目を向けて、実態に即した
チームができるような方向をまた見出して努力してまいりたいと思います。ありが
とうございました。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 次に、定住促進対策についてですが、定住促進住宅や空き家バ
ンクの活用、空き家リフォームの補助金、交付事業を行っていますということで、
私もちょっとホームページで調べてみましたら、非常に一つの事業であって、あま
り魅力がないと感じました。というのは、ほかの大島地区で約3島の方々のホー
ムページを見ますと、空き家バンクの空き家リフォーム補助金交付金事業だけでは
なくて、もっと重要な事業を行っています。そういったことから、まず若者の定住
促進について、U・Iターン者の対象者に各種助成金補助事業を実施しており、例
えば若者定住促進奨学金返還金補助事業とか、若者定住促進住宅取得奨励金を支援
している3市町村があります。それについて教育長、何かこれから導入して、少し
は支援するとかありませんか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。

今奨学資金については、いろいろ検討を加えた経緯があります。また、今も検討
しているところですが、奨学資金のあり方の中に、その一つとして無返還の奨学資
金をということで、町長部局のほうと一緒に検討していますが、無返還の奨
学資金を開設するにあたって、島に帰ってきてどれくらいにしたら無返還にするか、
どのあたりを費用とするか、今の奨学資金との関係と与論町のビジョンを考えて、
例えば農業をする人に1人、畜産に1人、それから医療関係に1人、そういった支

援策もあるなということで検討はしていますが、現実には今のところこの支援において奨学資金を無利子を設定するかということではなくて、さまざまな借りをどのように広げようかということ、全体のニーズを去年把握しましたので、子供たち、親にですね。それをもとに、借り方の方法を早いうちに借りるか、少なめに借りていくけれど、どんと最初に借りていこうとか、そういったものも今検討しているところですので、また今後の無利子、あるいは無返還の奨学資金の給付については継続的に検討してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ、子供たちのためにも、やはり青年団ですね。Iターンする青年団、Uターンする青年団のためにも減額するとか、いろいろな手立てがあると思いますので、ぜひ実施をしていただきたいと思います。

それから、町長に伺います。この本町において、やはり仕事がなく若者が帰ってこないというのが一番のネックになっていると思いますが、今後、企業誘致をしてUターンの雇用をするなど、積極的に取り組む必要があると思いますが、今後この企業誘致についてはどうお考えですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） この若者が帰ってくる方法としては、企業がありそれに雇用されるという目的で帰ってくるのと、自分が都会で身に付けた技術を持ってきて、個人的な起業をするという方法もあると思います。与論で今私が進めたいと思っているのは、都会で力を付けてきて子供たちが、自分で持ってきた技術によって、それぞれ起業していただければありがたいなと思っているところです。大きな企業を誘致するというのは、なかなか今のところ難しいなと。私の努力不足であると思うのですが、難しいなと思っていますので、そういうふうなことで子供たちが自分たちが力を付けて戻ってきて、仕事をつくってくれるということに期待して、それに対して補助も融資もしてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ、今後検討してください。

それでは、次にヨロン特産品支援センターの有効活用についてですが、現在、特産品支援センターは5、6名の方が利用してしまして、主に、加工品としてパパイヤ、モリンガ、唐辛子、ヨモギ、ゲットウなどを加工していますが、今後インゲンやサトイモ等を加工して販売したいという農家の声があるようです。なので、今後こういった新しい品目も利用させるように、できれば加工センターですから、もちろんこれは特産品支援センターとなっていますが、実際は加工センターです。ですので、徳之島保健所の許可を申請をされて、ぜひ加工から販売までできるようなシ

システムを私は構築をしていただきたいと思いますと思うのですが、担当課長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

今農家の方々からおっしゃるとおり、インゲンの加工を大々的にやりたい。それからまたアイスクリームの製造販売をしてみたいとか、いろいろなのが今上がってまいってきています。私どもとしても今年度から地方創生交付金の事業を活用して、また大隅の加工技術研究センターとか農業開発総合センターとも連携を取りながら、新しい商品開発に向けて、また組織も新しく特産品開発推進協議会というのを立ち上げていろいろな形で意見を聞きながら、またヨロン特産品支援センターの施設の予算の許す限り、更新をしながら特産品開発に努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 特産品支援センターですので、今後加工から販売までできるような施設として、その条例を変えるなりいろいろなアイデアを活かして、もちろん加工して販売できるようにするためには、徳之島の保健所の許可が必要ですから、そういったのはどうお考えですか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

ヨロン特産品支援センターは、加工して試験的に自分でつくって研究する施設でございます。加工して販売するということになる、これはまた各事業所が保健所の許可がいるわけですが、センターで加工してそれから販売するためには、自分の事業所の商標ですとか、所在地を明らかにするという形がとれるわけですので、今現在では改めて加工施設として保健所の許可を受けるというまでには考えていません。どうしてかと申しますと、センターで加工して研究して自分の施設を整えていただいて、そこで保健所の許可をいただいて販売するには大変有利なことだと思いますので、センターとしては特定の方への製造販売という形で持っていくのではなくて、みんながいろいろな方々が協力しあって、自分の商品をどうつくるかという研究の場所にしたいと考えています。このことについては、今私としての意見ですが、また地域の方々それからまた特産品開発推進協議会そういうのを立ち上げながら、どちらがいいかというのをまた検討してまいりたいと思いますが、現在のところでは、徳之島保健所の許可を受けて製造販売までもっていくことは、今のところ考えていません。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） はい、わかりました。できれば利用者が販売までしたいという方々が多いのですから、やはりちゃんとした許可をもらったほうが、ヨロン特産品支援センターでももらったほうがいいのではないかと私は提案しているのです。

というのが、喜界町が農産物加工センターというのを打ち出して、目的と設置については、与論町と喜界町は文言は一緒なのです。大体一緒なのです。喜界町は当然加工販売、加工品の研究会や販売までやっておりますから、向こうはちゃんとして保健所の許可を取っています。そういったことも考えて、将来のことも考えて私は提案しているわけです。今やるのができないではなくて、そういうことも考えながらやっていただきたい。というのは、課長の意気込みに予算書を見ればわかりますね。予算の中に二つぐらいの新しい機材を導入していますね。そういう新しい機材も入れて、やる気満々で予算書も計上してあります。ですから、そういったことも含めて、できれば利用しやすいように環境を整えてほしいということです。そして、あと1点は機材ですね、機材の故障もあるようです。今も修理をさせているということを聞いておりますが、やはり定期的に機材の点検をしていただきたい。そうしないと利用するにも利用できないということもありますので、ぜひこれだけは取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。どうですか、課長。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） おっしゃるとおり、センターにはシイラとかの乾燥機や野菜調理器とかいろいろな機材が整備されて、これまで加工するために使われてきたわけですが、大分年月が経って使えない備品もたくさんありました。今後どのような機械や加工施設が必要なのかということも、協議会のほうともそれから向こうで利用したい方々の意見も聞きながら、今後の備品の整備については努めてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 新しい機材は水分活性測定器、そして酸素濃度測定器です。あわせて90万円、こういうのも導入するわけですから、ぜひ特産品に力を入れていただきたいということです。

次に、スマートアイランドの推進についてですが、国土交通省では地方創生の推進として、人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島、奄美などの条件不利地域については、近隣地域等の調和ある発展や交流連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織等の形成を推進し、地域づくりを行う人材の確保や交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による維持活性化を目指すスマートアイランドの推進により、離島地域の課題解

決を図るとなっています。実際に我が島に何ができるかと考えたときには、いろいろあると思いますが、町長いかがですか。今後どのように取り組んでいかれるかお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） この例を申し上げましたように、このスマートアイランド構想につきましては、海上交通、それから公共交通、観光、エネルギー、医療の面で、とにかく私たちの島に足りないものが、ずっと今までまた皆さん方から質問があったものについてもずっと載っているわけですが、そういうことを今後果たして、与論の島に導入するのはどれが一番いいのかと考えて導入をしてまいりたいと思いますし、特に医療関係とか、教育関係というのは、遠隔地域からのいろいろな課題改革ができそうな課題もありますので、そういうことを今後研究をして取り組んでいければいいなと思っておりますし、また今後そういう方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） この答弁書の中にありますとおり、離島地域の課題「ニーズ」の例には、海上交通、公共交通、観光、エネルギー、医療が示されています。しかし、農業にもスマート農業というのがありまして、無人の農業、ハウス、温度、水の量を自動的に管理する等、最新テクノロジーを活用して稼げる農業を実現することも示されています。今後、ぜひ検討する必要があると思います。

それと、今現在取り組んでいる例として、沖縄県の石垣市では、個人宅や市関連施設の水道メーターや漏水の遠隔監視電子メーターの置き換えにより、職員の移動削減と漏水の早期発見ができるか検証しています。これはドコモと石垣市がスマートアイランド実証実験をしているようです。そういったことも含めて、ひとつ今後我が与論町もいろいろな実験をする必要があるのではないかと思います。

最後に副町長、ひとつ意気込みを。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） すばらしい御意見を今聞いていましたが、確かにこの事業を入れて真っ先にやりたいのは、今言われた石垣市の水道管理の問題です。アメリカにおいて水道事業の管理をしているこういったシステムを開発したのは、日本人なのですが、その設置した経過年数を出すことによって、そろそろその場所が故障するのではないかというのを予測しながら、アメリカの水道事業を確立した例があります。そういったのを我々の普段のインフラ整備の中に取り入れながら、総合的に何ができるかというのを、各課の担当を交えて協議をして進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 新時代に対応できるように、今後しっかりとひとつ取り組んで
いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 4番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後1時28分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、遠山勝也君に発言を許します。

1番。

○1番（遠山勝也君） よろしくお願ひいたします。私のほうからは4点ほど、ちよつ
と声が出づらいので、短めにいきます。

1 さとうきびの増産対策について

- (1) 本町の基幹産業であるさとうきびの作付面積が、牛の飼料畑の拡大等に
伴い、縮小傾向を心配する声がある中、さとうきび増産の為には、その縮
小という課題への取り組みが重要であると「施政方針」で表明しているが、
具体的にどのような取り組みをする考えか。
- (2) 親の世代で畑かんの管理組合に加入しなかったために、その息子や孫が
さとうきびの作付けや営農を始めようとしても水が利用できないとの声
があるが、町長はどのように認識し、どう対策を講ずる考えであるか。

2 農地や宅地の相続登記について

- (1) 現在所有している農地や宅地が祖父母やその上の世代から相続登記され
ておらず、相続登記を申請したいが煩雑な書類の作成や経費が負担となり
登記が進まず、ほ場整備や町道・農道の整備など公共事業にも影響してい
ると聞く。町民に相続登記の重要性や方法をわかりやすく示して周知徹
底する必要があると痛感するが、町長はどのように認識しているか。

3 旧道の払下げについて。

- (1) 長い間使用されていない旧道について、隣接地主から払下げ等の対応で
整理すべきではとの声があるが、払下げは可能か。また払い下げる場合の
測量や登記、費用負担はどうなっているか。

以上、お聞きします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えいたします。

まず、最初にさとうきびの増産対策についてです。

現在も子牛の取引価格が高単価で推移していることもあり、畜産農家は年々増頭傾向にあることから、御指摘のとおり飼料畑との競合による面積の減少も一因と考えています。

このような中、現在、畜産農家とさとうきび農家の大規模経営を行っている数名が、耕畜連携に取り組んでいます。この取り組みは、収穫作業が中心となり適期春植えが行えない畑を畜産農家が夏植えの時期まで飼料作物を作付けし、その後、十分な堆肥を投入して返すことでお互いのメリットが生じ、さとうきび農家としては投入した堆肥で土づくりが可能となり、生産性の向上が図られています。

また、高齢の農家には適期管理ができないことを理由に縮小する傾向が見受けられることから、引き続き増産計画に基づき、生産農家の負担軽減、適期管理作業等の支援を行うことで、持続可能なさとうきび作りを関係機関一体となり推進してまいります。

次に、畑かん管理組合の新規加入についてです。

畑地かんがい施設整備については、畑地帯総合整備事業等で整備する際に、施工同意の確認をして整備を行っています。これらの施設は、整備後10年以上経過している地区がほとんどですが、畑かんの利用に関しては、各地区の水管理組合に管理をお願いしているところです。また、設置する場合は、自己負担が原則となっておりますし、地区によっては水が足りなくなる地区もあるため、新規参加ができるかどうかは水管理組合での判断となります。

次、農地や宅地の相続登記についてです。

御指摘のとおり、本町における固定資産については、相続登記がされていないものも多く、年数が経過するとともに、相続登記が困難となっているのが現状です。

町民の皆様への周知については、少しでも相続登記が進むよう、相続登記の重要性や方法をわかりやすく示した広報誌等により周知徹底を図るとともに、役場窓口においても連携をしながら取り組んでまいります。

次、旧道の払下げについてです。

旧道につきましては、以前国有財産でありましたが、地方分権推進一括法の施行に伴い、改正された国有財産特別措置法により市町村に無償譲与されることになり、本町には平成16年に譲与されています。

旧道の払下げについては、基本的に隣接土地所有者、地元関係者等の同意が得られれば、機能しなくなった当該旧道について払下げ申請により購入可能になりま

す。

まず、境界確定の手続きが必要になり、通常、専門である土地家屋調査士に依頼し、測量及び図面の作成、官民境界確認等の手続きを終え、用途廃止の申請を行う必要があります。その後、払下げ申請を行い、土地売買契約、所有権移転登記等を行い手続き完了となりますが、これらの一連の作業については、申請者が費用を負担することになります。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） まず、さとうきびの増産対策。

ハーベスタ協会のこととか、与論島の小さな分散している農地の状況とかありまして、なかなか増産にはつながっていませんし、最近の牛の値段の高騰で減るばかり、きびの作付面積が減るばかりというのはしょうがないことなのかなと思いつながら、今回の質問をさせていただいたのですが、全国農業新聞に3月策定予定ということで、官邸が主導の農政だからという諦めの出だしで始まっているのですが、その中に食料、農業、農村基本計画というのがあって、その議論の中で全国外資的な施策だけでなく、各自治体が産業構造や立地条件に応じて自らデザインする地域農政を実施するという議論がされていまして、そのための交付金もあるということを書いていましたが、これが与論島のさとうきびにつながるかどうかは置いておいてわかりませんが、やはり私が思うには、さとうきびは値段のアップがどうしても必要ではないかと考えます。何十年来値段は同じ価格で推移していますし、タバコ代も当時から10倍ぐらいになっていますから、それで言えば、さとうきびも1万円ぐらいは何とかアップできるのではないかと。国の問題ですから簡単にはいかないでしょうけど、そこで山町長のリーダーシップで、これから人生100年と言われますので、町長がこれから何期されるかわかりませんが、この任期の間の最大の使命として、今の2万円を3万円に、3万円と言っても与論で言えば1億円ぐらいなものだと思います。3万トンで6億円ですから、それを例えば3万円にしたらきっと9億円ですかね、きっと。そのようなものではないかと思いますが、さとうきびの面積は与論が一番小さいですし、沖縄とか沖永良部、徳之島その辺は面積が大きいですから、あまり値段のことはもしかしたら二の次かもしれませんが、与論の場合はまずは値段を上げないことには、さとうきびをつくる元気もなくなってしまうのではないかなという気がして、こういう話をさせていただいたのですが、町長が、これに対してどういうふうに思われるかお聞きします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 遠山議員がおっしゃるように、島を支えてきた産業さとうきびですので、これからもずっとみんながつくり続けていけるような、意欲的に取り組

める産業にしていかなければならないということは、町民等しく思うことですし、私もそう思っていますが、この問題は、先ほど遠山議員もおっしゃったように与論町だけで解決できる問題ではないと考えていますので、大島の奄美の広域の会でも、あるいはほかの市町村の方々とも連携をしながら、あるいは一大産地である沖縄とも、あるいは種子島等とも連携をしながら、全部でさとうきびの値段については、政府と交渉していく必要があると思っていますので、みんなで力を合わせながら陳情していけるように、私のほうからみんなと話をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） ぜひ、旗振りの先頭に立っていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

2 番目、畑かんについてなのですが、普及し始めてからもう数十年が経過しており、高齢化で農業をやめたり、また後継者に譲ったり、それから営農の形が変わったりして、必要となくなった農家も中には出てきているのではないかと。それから畑かんの老朽化もあって、整備し直さなければならないかなという時期に来ているのかと思ひまして、今現在、水が欲しいのに畑かんが来てないという農家も、こういう機会に、例えば畑かん敷設を導入できないかということで質問させていただきましたが、いかがでしょうか。産業振興課長をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、この区画整備をして、畑かん整備を推進して、その畑かん施設が10年以上経っているわけですが、世代交代もありまして親の代から子の代につなぐ時期に、畑かんが前回当事者の理由により整備できなかったものについて、今回の質問では、畑かんができるようにやってほしいということなのですが、これについては、今のところ直接私どもで判断することはちょっとできないように思います。とにかく各地区の組合の方々の御理解があって、あとは自己負担で対応できればと思っていますが、今後やはり10年過ぎて、あなたのところは前に整備できなかったから、今回からずっと整備できないよという形では取りづらいのではないかと思います。今後はそういうのも検討しながら、どういう方向で畑かん整備をして、町内の経済が潤うような形をとらないと、いつまでたってもだめですよということではできないと思います。今後は水管理組合とも相談をしながら、また負担金の関係もありますが、また県等もそういう事例があるのか、整備ができるのかも含めて、今後また検討として対応させていただければと思います。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1番（遠山勝也君） そのようによろしく願いいたします。

3番目、この相続登記、私の経験上なのですが大変な労力を要しまして、じいさん、ばあさんがやってなかったがために、何十カ所からハンコを集めなければならないという事態になっていまして、なかなかそこに手を付けるのは、孫の世代と子供の世代では難しいものですから、何とかして行政主導でハンコで集める、連絡とかそういうのも、例えば行政主導でできればいいかなと個人的には思ったもので、こういう質問をさせていただきましたが、これについてはどうでしょうか。連絡を例えば本人に代わってハンコを集める人たちにコンタクトをとって、印鑑を集めてもらうことができるかどうか、行政主導で。お聞きします。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 大変難しい問題ですがありがとうございます。

一般的には、例えば事業主体が道路用地とか道路をつくる時には、例えば私も発注者側がその地権者側と相談して、相続登記も含めてアドバイスしながらとやっているわけですが、普通の一般の相続登記に関しては、どうしてもこれは専門職であります司法書士に相談をされて、登記されたほうが早いかなと思います。ということ、回答よろしいでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） もうこれは、いいです。

それでは、畑のこの登記に関してですが、最近畑をつぶして宅地にしたいという声をよく聞かれるのですが、農地法と農振法の今現在の状況というのを教えていただけますか。農業委員会ですかね。

○議長（福地元一郎君） 久野農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（久野泰司君） 畑、農地を宅地にする場合には、農地法と農振地区に入っていれば農振の解除が必要になるわけですが、宅地にする場合、農地転用許可制度に適しているかが一番になると思いますので、町と農業委員会で調査をいたしまして、県に報告してそれが認められれば転用の許可が下ります。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 以前は集落検査、例えば隣の家から50メートル以内という記載があつて、整備地区は8年はそういうことには転用できませんよという規則があつたのですが、それが緩和されたということを知ったので質問したのですが、これは以前と一緒でしょうか。

○議長（福地元一郎君） 久野農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（久野泰司君） それは、以前と一緒だと思います。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） ありがとうございます。

最後の質問です。旧道の払下げなのですが、実は先ほどお話を聞きましたので、ちょっと難しいなと思って、これ以上質問はやめようかなと思いながら、私の経験で、図面上は旧道があるのですが、今使われなくなったところがいつの間にか畑になってしまっている。この人が畑にする分にはいいのですが、この人から文句が出たらどうしようかなというのがありましたので、最近になって、こういう質問が私のところへ来たもので聞いてみたのですが、例えばこの土地売買契約、所有権移転登記、申請者が費用を負担することになっていきますとありますが、平均でいいので、どれくらいの費用がかかるものなのか、これわかりますか。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。

私ども土地家屋調査士に聞いたところ、測量は1点につきいくらかと決まっているわけですし、大体相場が1点につき8,000円から1万円。そこに持っていくまでの基準点測量というのがあります。国土地理院が打った基準点測量がありますが、その境界を測るための測定を持っていくために、それが1点につき約2万円とかそういうふうに聞いていまして、それはその境界の数だけ、点数が多ければ多いほど費用がかかるということになるということですので、一概にいくらかというのは私どもちょっとできませんが、例えば、打つ点が10点ありましたら大体8万円、それにプラス基準点から引っ張ってくる点数に何点かの10点ありましたら、それが20万円かかるので、やはり3、40万円はかかるのではないかと考えておりますが、ちょっと一概にこれは間違っているかもしれませんが、標準的には大体それぐらいかかるのではないかと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） わかりました。もうちょっと勉強してからまた質問します。

ありがとうございました。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番、遠山勝也君の一般質問を終わります。

次は、3番、川村武俊君に発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。2020年第1回定例会において、先般の通告に基づいて質問をいたします。

1 新型コロナウイルスの対策について

(1) 新型コロナウイルスの対策はどのようなになっているか。

- (2) 医療機関等との連携はどのようになっているか。
- (3) 島外出張の多い職員の対応はどのようになっているか。
- (4) 観光業をはじめ農畜産業にも影響が出始めているが、その対策はどうなっているか。

2 住居対策について

- (1) U・Iターン者から住居の確保が難しいとの指摘があるが、少子化対策として必要な課題だと考えるが、どのように認識し、どう対策を講じているか。

3 職員の人事及び業務改善について

- (1) 職員の人事異動の基準はどのようになっているか。
- (2) 町民福祉課の業務内容は多岐に渡るが、細分化し、2課にする考えはないか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えをいたします。

まず、1番目、新型コロナウイルスの対策はどうなっているかという件です。

去る、2月19日に第1回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、与論町新型インフルエンザ等対策行動マニュアルに基づき感染症対策室を設置し、これまで2回の対策会議を開催しています。2回目の会議においては、徳之島保健所長もオブザーバーとしてお招きして助言を頂きながら、いざ感染症事案が発生した場合の対応などについて、町内関係機関も含めて協議を行いました。

指定感染症については、徳之島保健所が管轄しており、保健所の指示のもとに連携して対策にあたることとなります。

今後も状況を見極めながら、冷静かつ適切な対処ができるよう、関係機関連携のもと事前の備えを万全に整え、対応にあたりたいと考えます。

次、医療機関等との連携についてです。

町の医療機関等とは、対策会議を通じ、情報共有を図っております。

指定感染症は、第一義的に保健所の権限となっておりますので、何か疑わしい事案が発生した場合は、まず帰国者・接触者相談センター（徳之島保健所）に連絡を入れて、指示を仰ぐこととなっております。

医療機関としてもできる限りの努力をされていますので、感染が発生しないよう、町民の皆様への予防対策の周知を継続してまいります。

次に、島外出張の多い職員の対応です。

現在、県等が開催する担当者会や事業説明会等は、ほとんどが中止となっております。

り、職員の出張は急を要するものなどに限られています。

職員に対しては、出張帰りのしばらくの期間は、マスクをかけるよう指導しています。

次に、観光業をはじめ農畜産業の対策です。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うイベント中止や移動自粛等の影響を受け、本町の観光業についても団体ツアーなどを中心にキャンセルが増加しており、宿泊施設や飲食店等に影響が出始めています。

町としましては、宿泊施設向けの説明会の開催等により、新型コロナウイルス予防や発生時の対応等に関する情報提供を行っています。

今後も、国や県の動向等を注視しながら、商工観光業・農畜産業等への影響についても関係機関と連携し、対応・支援に取り組んでまいります。

次、住居対策についてです。

本町の少子化対策を進める上で、住居不足は重要な課題です。

これまで、定住促進住宅の整備や空き家バンクの活用を推進してまいりました。今年度は、空き家バンクに登録し、貸し出すことを条件に、最大100万円、費用の3分の2を補助する、与論町空き家リフォーム補助事業制度を新設しており、2件の申請があり改修を進めています。

今後も、空き家リフォーム補助金交付事業の活用と併せ、住居不足に係る対策を進めてまいります。

次に、職員の人事異動の基準についてです。

職員の人事異動については、特に規程による基準は設けておらず、職員が異動希望を記入する自己申告書の内容や職員の在課年数、各課の役付職員の配置状況及び業務量等を勘案して行っています。

技術系の職では、職員が経験を積み専門性を高める必要があり、同じ部署に長く配置する傾向にありますが、さまざまな部署を経験することで新しい発想が生まれ、役場全体の施策を見渡せる能力の向上にもつながると考えており、できるだけ配置転換を行いながら適材適所の人事異動に努めています。

そして、町民福祉課の細分化についてです。

町民福祉課の業務については、戸籍、住民登録や国民年金、国民健康保険や介護保険事業等の窓口サービスをはじめ、火葬場、と畜場の運營業務、保健センター・包括支援センター、町立こども園の運営等、保健・福祉行政を一手に担う大変な業務内容、業務量です。

現在の町民福祉課は、職員数が減少する中、事務事業の円滑な遂行を図る観点から、より効率的、効果的な組織体制とするため、平成18年1月に保健福祉課と町

民生活課を統合したことで新組織となっています。

多様化する行政ニーズに対応するためには、行政機構の改革も必要であると考えていますので、他自治体の運営体制を参考にしながら、課の再編成や細分化等を検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この新型コロナウイルスについてなのですが、中国武漢から始まったこのウイルスは、今猛威を振るって全世界で14万人が発症しています。アメリカでの発症について、専門家の見解は、医療格差と不法移民などによるものが大きいと言われています。こういったのが改善されなければ、なかなかできないのではないかとされておりまして。無保険の方やお金がないとのことで病院には行けないというのが、今のアメリカの現実です。また、不法移民が約1000万人いるそうです。この不法移民がいて、例えば発症して病院に行くと強制送還されるので病院には行かないということで大変なことになっています。昨日、記者の質問にトランプ大統領も、8月になっても収束するかどうかはわからないということで、多分お手上げの状態です。

これによって株価もゼロ金利にしてもなかなか下げ止まらない。だからずっと下がる一方なのです。日本もアメリカの株価が下がっているということで、日本も下げ止まりがきかないという状況になっています。例えば、初歩的な予防である手洗いとか、これが全世界の40%に当たる30億人ができない状況です。こういったのも考えてみれば、全世界で消滅させるには時間がかかってくるのではないかとされています。

日本においても収束する兆しが見えない状況です。例えばクラスターというライブハウス等の密閉換気の悪いところで新たに発症しています。ですから、それでなかなか気を許されない状況です。水際対策としては、このマニュアルの新型インフルエンザ対策の行動マニュアルで十分だと思うのです。しかし、仮に発症したらどのような対策をするかというマニュアルができていません。ですから、ここでちょっとお聞きしたいと思います。まず小中学校のことで、例えば、児童生徒が発症したときにはどのような対策をとられるのかお伺いします。教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 小学生、中学生が発症したときにはどうするかということについては、町の一つの基本方針に従うこととなります。今のところは保健所に連絡をして、かかった場合の搬送は町で対応する。車はどうかといったのは、この前の1回、2回の対策会議で行われた方向でその搬送からやりますが、軽症の場合は自宅であるべく待機をして、重症にならないのを待っていくという形になると思

っています。現実には1人目が出た場合というのは、そういう想定をしていますが、それ以外についてはまた今後だと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 最近、全国のこども園とか保育所でも発症している事例がありますので、町の3こども園についてもどういう方向性で、もし仮に発症したらどういった対策をとっていくのかをお聞きしたいと思います。3こども園の園長にお願いします。

○議長（福地元一郎君） 富士川与論こども園長。

○与論こども園長（富士川智恵美君） 先日、3こども園の園長で話し合った内容なのですが、まだこれは決定とかではなくて、想定段階での話し合いですが、1人子供さんがかかった場合は休んでもらうということと、その家族がかかった場合も様子を見て状況によれば、お子さんも休んでもらおうかという話とか、島外から帰ってきた場合に、様子が体調不良が見られた場合には、お家で様子を見てもらうように保護者に連絡をとって対応してもらおうとか、そういう話は一応話し合っています。ですが、まだそれがこちらのほうで、3園長で話し合った段階で、まだ課長のほうともそこまでは詰めておりません。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） わかりました。きちんとまずマニュアルを早い段階から策定しておかないと、いざ発症したときに手遅れになりますから、きちんとしたマニュアルをつくってください。あと一番私が心配しているのは、介護施設です。風花苑とかあとヨロン園、グループホーム秀和苑とか、そういったところでも発症したときにはどうするかということです。もしそういった方向とかを話し合われているのであれば、お聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 先日保健所長をお招きして、医療関係者またそういう介護施設等含めて各医院含めて協議をしたのですが、徳之島保健所としては、まず第一報を徳之島保健所に報告してもらって、向こうでまた指示を仰いでほしいという御指導だったのですが、あの段階で重症化する率は低いので、なるべくパニックにならないように知ってほしいという考えでおっしゃってはいたのですが、実際いざ起きた場合にどうするかといったときに、本当に心配なところがございまして、県のほうから今来ているのが県の備蓄しているマスク、介護施設とかこども園とかを優先して配りますのでということで、調査がきてはいるのですが、実際それが起きた場合の対策が非常に心配されるところでして、施設としてもすごく神経を尖ら

せていまして、外部からの訪問をシャットされています。ただ職員自体も出入りしますので、そういったところすごく気を遣っている状況ではありますが、この与論の島内で完結しなければならない、非常に難しい問題だと思って憂慮しているところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） これは、すごくお年寄りとか持病を持っている方は、致死率が非常に高いものですから、もしこういったのが施設内で発症したというときには、本当に危ないなと思っているところなのですが、このあたりをきちんとマニュアル化して、この風花苑とかヨロン園とも打ち合わせをして、そういったのをつくっていかないと発症してからどうするかといったら、どうにもならないような状態、パニックに陥りますので、そのあたりをきちんとマニュアル化して、まず予防対策はこの新型インフルエンザ行動マニュアルというのがありますので、これで十分だとは思いますが、もし発症したときにはどうするかというマニュアルを早めにつくって、行動できるような形をつくっていただければ一番ありがたいなと思います。

次に移りたいと思います。あと医療関係なのですが、与論病院では13室しかないということなのですが、例えばこの13室が、仮に空きがなかったときにはどうするかということも、また考えておかないといけないと思いますが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 実は、医療機関というのは保健所としては、どこの病院というのは公表してないということで、まずもって保健所に連絡をもらって、保健所の指示のもとに動いてくださいというのが保健所のスタンスでして、ただ与論町という小さな島の中での現実を見てみた場合には、与論病院で個室13室、酸素吸入対応できるのが11室、陰圧室が1室、トイレ風呂が常備されているのが4室ということで、確かに医療支援が乏しい面がありまして、もしそれをオーバーするようなことになった場合どうするかといったことが、非常に危惧されるところでして、なるべくそうならないためにも、ちょっと心配だから病院に行こうという感じで、殺到されるのは非常に危険なリスクがあるので、なるべく軽い症状の方は、自宅待機をしてもらいたいというのが保健所の考え方でして、なるべく重症者を優先させるということで、軽症者についてはなるべく自宅待機をしながら、またそういった面で、島のある資源を活用しながらの対策をしてもらいたいというのが保健所の指導です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この与論病院の13部屋というのは、例えばトイレとかそうい

ったのはあるのですか。便とかそういったのからも感染しているということですので、もしこれがなかったらどうしようもないと。院内感染そういったものも考えられると思いますが、いかがですか、そのあたり調べていますか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 個室の中に、トイレ風呂が常設されているのが4室しかありません。ですので、もしかしたらポータブルトイレとかを活用することもあり得ると考えられます。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） わかりました。まだまだ対策に不備があるということですよ。ですから、このあたりをしっかりと把握しながらマニュアルをつくっていただきたいと思います。

次に移ります。職員の対応なのですが、仮に発症した場合には役場自体どうなるのですか。役場の中で職員が発症したときには、どうなるのですか。町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 正直なところそこまでは考えていませんでした。とにかく発症しないように細心の注意を払ってということで、我々が発生源にならないように、あるいはクラスター感染の防止ということで、朝礼等もできるだけしないように放送ですとか対策に努めているわけですが、おっしゃられれば課を閉鎖するのか、あるいは庁舎全体をするのかということも、今後考えていかなければならないと今思うことです。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 役場が閉鎖という形になれば、中枢機能が失われるということになりかねないと思います。ですからそのあたりをどうすべきかというの、やはり県とも相談しながら進めてください。もし、閉鎖という形になるとしたら、大変なことになると思います。よろしくお願いします。

次に移りたいと思います。例えば観光業にしますと団体ツアー、こういったのがもうキャンセルされているということで本当に危惧をしています。与論島が一番この所得の伸び率がいいというのは、沖縄経由の団体ツアーですか、修学旅行生とか入れての。それと畜産を中心にした農業関係、これが与論の所得を押し上げているということで新聞にも載っております。ですから、この対策として、多分、県や国の施策としては、やはり資金の融資とかそういったのに重点を置いているのではないかと思います。これだけじゃどうしようもないと、売り上げがないにお金借りてもどうしようもない、人も来ないし、どうしようもないのですよ。だから何ら

かの対策を打たないと、私はだめだと思います。例えば畜産においても、専門誌の中では、枝肉が2,300円から2,400円、これを計算に入れば大体30万円から35万円のマイナスになってくる。本当はまだこれで済むのかなと思っています。株価も暴落をしていますし、ですから、世界全体の経済が今ちょっと怪しくなっている中で、やはり日本だけは違うということは言えないと思いますので、そのあたりどうですかね。例えば町独自の対策というか、補償とか、そういったのをお考えになっているのですか、いかがですか、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、国の動向を注視している段階でして、町として宿泊業者に対する、あるいは畜産農地管理者に対する補償金の問題にはとてもじゃないけど、町として対応できないかなと思っているところですが、県と国とにとにかく現状を、もし島に入った場合にはその現状を訴えていくしかないのではないかと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） そうですね。やはり国や県が、こういったものに対応していきけるような陳情とかそういったのをしていけないといけません。このままでは、本当に与論の経済が成り立っていないのではないかと思います。トランプ大統領もお手上げで、8月になってもどうかなと昨日記者団に言っていますから、言っているのと同時に株価もまた下がって、どうしようもない状態に世界経済がなっていますので、このあたりをきちんと把握しながら国と歩調を合わせてそういった対策をとっていただきたいと思います。

これで、新型コロナウイルスについては終わりたいと思います。

続きまして、住居対策についてですが、いろいろこの空き家バンク、今、住居を借りただけけれども、水回り、トイレとか風呂とか台所があまりにも汚くて、とてもじゃないけど住めたものじゃないと。多分、浄化槽あたりもなかったのではないですかね。そういった苦情が私のほうにも寄せられていますので、そのあたりを何とか空き家リフォームのこれを活用した、そういったのにしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

今年度新たに始めました事業でして、今年度は2件申請がありました。無事に事業も進んでおりまして、その2件とも空き家バンクに登録する方向となっています。実際空き家バンクが今現在2件しかありませんで、この2件が入ってもトータルするとまだ4件でして、町に対する問い合わせからすると、やはり数的には足り

ていないなと感じているところです。空き家リフォーム補助金事業につきましては、対象工事の中に先ほどおっしゃられました給排水設備等も含まれていますので、こういった面からトータルではほぼいろいろなことに活用できる事業メニューとなっていますので、こちらを新年度の予算内ではありますが、活用してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 町営の住宅と、そういったのを合わせてなるべくIターン者、Uターン者の方々が島へ落ち着ける形をとるには、やはり住居が一番必要だと思います。職というよりは、Iターン者の方から言わせれば、今インターネットとかを活用して仕事はできるそうです。しかしながら住居がないからどうしようもないと。ですから医療と就職はそういったのでできるわけですから、住居のほうをきちんと対策をとっていただければ、少子高齢化のほうにも対応できると思います。そのあたりをきちんとしていただきたいと思います。副町長、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 確かにおっしゃるとおりだと思います。与論には古民家というのもリフォームできるような住宅というのは限られていますので、できたら政策をもっと広げて、与論に移住して住宅を構えてやる方々への対応、あるいは古い住宅を今度は買い上げて、定住したいという皆さん方の助成というのを一番今進んでいるのが、北海道がそれを積極的に取り入れていますので、そういったのを参考にしながら、そうすることによってある一部では助成をするのですが、あまり大きな声では言えませんが、固定資産税とかでまた回収もできるような方法もありますので、そういったのも積極的に進めながら、できるだけ町として宅地の把握とかあっせんできるとか、そういったことを進めていければ方向性も違ってくるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） お願いしたいと思います。なかなか少子化対策と言ってもこれといったものがないので、とにかく移住して来られる方をいかに確保するかというのは、住居が一番大切だと思いますので、そのあたりをまた力を入れていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。職員の人事異動についてですが、こちらにも御答弁いただいたように、さまざまな部署を経験することで新しい発想が生まれ、役場全体の施策を見渡せる能力の向上につながるという、やはりそういうことですよ。ですから、この4年間予算書を見ますと、前年とあまり変わってないような予算の組み方がありますので、なるべく少しは、おっ、すごいなという予算の組み方をして

いただければ一番ありがたいなど。やはりそのためにも何年も同じ部署にいるのではなくて、特に若い方は3年、4年で異動させるという対策をとっていただければ、経験上一番いいじゃないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、その若いうちにいろいろな課をいろいろな職を経験させるということは、非常にこれからの与論町を背負っていく上で、大変大事なことじゃないかなと思っているわけです。それで、男女関係なく全部の課に配置できるように、そういうことで今後進めてまいりたいと思いますし、また新しく始まりました年度の任用職員についても、そういうことで、いろいろなところで経験できるように配置をしてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） お願いをしておきたいと思います。

次に移りたいと思います。本当に町民福祉課の業務というのは多岐に渡っているの、大変じゃないかなと私は思っているのですが、町民福祉課長どうですか。すごく忙しいのではないかと思います、どうですか、課長。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） ありがとうございます。議員にお気遣いいただいて感謝申し上げます。

確かに業務が広いものですから、いろいろな会合であったり、また決裁分であったり、本当でしたらもっと仕事を掘り下げて深くしながら、またスピード感を持ってという、そういった観点から見ると本当は分割したほうがいいのか。私も実際出張とかした場合には、関係の課長が私は同じ顔で行くのに、ほかの市町はまた違った顔の課長が見えたりするものですから、ほかのところは分けてされているのかなと思ったりすることがよくあるのですが、でもまたそれはやはり、その編成について各町村ばらばらでして、いろいろな仕方があります。また、与論町の場合、今、中間の職員の方々が少ないといった面があって、そういった面で課長職を担う職員が今からしていくために、そういった面で難しい点があったりするのかなと思いつつ、できれば先ほど申し上げたとおりスピード感であったり、仕事の専門性であったり、そういうことを深めていくのであれば分割したほうがいいのかと思いつつ、お互い協力しあってできる分もあったりして、メリットとデメリットがあるのかなと感じています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 課長もそう言われていますので、町長、ひとつお考えになっていただいて、進めていただければと思います。一言いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） この課の統廃合につきましては、結局、正規職員が何人いるかということになるわけですし、同じ人数で課を分けるのが良いのか、あるいは協力するのがいいのか、いろいろあると思います。その課の内容によって、今後やはり見直していくということは大前提ですので、町民福祉課だけでなくほかの課も関連しながら、今後またみんなで考えていかなければならないと思います。新しく庁舎ができたことも絡めて、いろいろ考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） はい、よろしくお願いします。これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番。

○7番（大田英勝君） 令和になって初めての正月が穏やかに幕を開けました。そして、我が与論町においても新庁舎が完成し、新年からは新庁舎での業務が始まっています。職員の皆様も心機一転、気分も新たに業務に励んでおられることと存じます。私たち議会も新庁舎がオープンして初めての定例会ということで、身の引き締まる思いで議会に臨んでいます。今後、末永くこの議場において、島の発展につながるような建設的な議論が交わされることを切に願うものです。

それでは、与論町議会令和2年第1回定例会にあたり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 新型コロナウイルスへの対策について

(1) 新型コロナウイルスによる肺炎が拡大の一途を辿り、猛威を振るっている。残念ながらヨロンマラソンは中止になったが、今の情勢を考えると賢明な判断だったと思う。

そこで、町長はコロナウイルスの全国での拡大をどのように認識し、本町ではどのような対策を講じていくのか伺いたい。

(2) 幸い本町では感染者は出ていない。しかし、身近な沖縄でも感染者が出ており決して安心できる状況ではない。万一町内で発生した場合、どのような対応をするのかという「マニュアル」等の作成が必要だと考えるが、マニュアルを作成する考えはないか。

2 会計年度任用職員制度の運用について

(1) いよいよ4月から会計年度任用職員制度がスタートする。9月議会での

答弁では、約6000万円の財源が新たに必要ということだったが、財源の確保はできたのか。国からの手当てはあったのか伺いたい。

- (2) 年末の新聞報道では、「ボーナス出ても月給減」の見出しで制度の運用に対する非正規職員の不安の記事が掲載された。本町では非正規職員が不安になるような運用はないと信じるが、具体的な運用内容について伺いたい。

3 与論町民憲章前文の文言について

- (1) 与論町民憲章の前文は、「わたくしたち与論町民は、恵まれた美しい自然と祖先の遺訓である「誠」の伝統に誇りを持ち、云々」と続く。しかしながら、町民憲章の制定当初は美しいという文言は入っていなかったと記憶している。そこで、「美しい」という文言がいつ、どのような経緯で挿入されたかについて伺いたい。

- (2) 新庁舎の正面玄関横に移設された与論町民憲章の碑の文言には「美しい」の文字が入っていない。もし、「美しい」の文字が入っているのが正しい町民憲章ならば、正面玄関の碑は建て替える必要があると考えるが見解を伺いたい。

よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 新型コロナウイルスの対策について、お答えを申し上げます。

新型コロナウイルスの拡大は、非常に憂慮される事態であり、今後町内においても感染者が発生しないかと危惧しています。

これまで2回の対策会議を開催して、徳之島保健所長もお招きして助言をいただきながら、感染症事案が発生した場合の対応などについて協議を行いました。

与論町新型インフルエンザ等対策行動マニュアルに基づき、全庁体制で対策にあたる体制を構築していて、資機材の調達や人員の配置など検討しているところですが、指定感染症は保健所の管轄であり、その事態状況に合わせて必要とあらば保健所の指示のもとに町も動くこととなるものと考えます。

現在、保健所からの指示は特に出ていませんが、この感染症は、致死率そのものはそれほど高くないことから、むやみに不安をおおることなく、冷静に対処していただきたいと助言をいただいています。

次、新型コロナウイルスに対応するマニュアル等の作成についてです。

本町においては、平成26年度に与論町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、また、平成27年度に策定した与論町新型インフルエンザ等対策行動マニュアルに基づき対策をとっています。

基本的に政府対策本部長が、特措法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言

を行い、鹿児島県を緊急事態措置を実施すべき区域として指定した場合は、直ちに町長を本部長とする町対策本部を立ち上げることとなっていますが、今のところ鹿児島県では、陽性確定感染者が出ていませんので、本町ではその前段階として対策室を設置し感染警戒体制をとっています。

副町長と教育長を対策室長として、全庁体制のもと、各対策部を設けてそれぞれの任務にあたることとしています。

次、会計年度任用職員の財源の確保です。

令和2年度4月に任用する会計年度任用職員は、書類・面接選考の結果126名を予定しています。これに基づき報酬及び期末手当を満額支給した場合の総支給額は、2億8072万円程度となり、平成30年度と比較すると5600万円の増となります。このうち5000万円が期末手当支給に伴う増額分であり、この分は地方交付税で手当されると見込まれます。

次に、会計年度任用職員の具体的な運用内容についてです。

会計年度任用職員制度は、現在の職や職員数の見直しを行い適正な人員配置に努めるとともに、任用や勤務条件については、国から示された通知等に基づき、現在の報酬額や勤務条件が少しでも改善するよう取り組んでいます。

具体的には、現在、最も賃金単価が低い職種で、日額6,300円を6,940円にすることで期末手当を含めた年額を213万円程度とし、他の職種についても日額が増額するよう報酬額を設定しています。ただし、最も賃金単価が高い一つの職種については、他の職種とのバランスを考え月額が1万3700円程度の減額となっていますが、期末手当を含めた年額は257万円程度とし現状より30万円程度増加します。

会計年度任用職員と常勤職員との報酬・給料の格差は依然として残っていますので、町内企業や近隣自治体の状況を見ながら、職員が安心できるような運用に努めてまいります。

次に、町民憲章前文の文言についてです。

与論町民憲章については、町制施行20周年事業の一環として、町内外から公募し、学識経験者等の審査委員会により優秀作品が選定され、優秀作品の文案を基に審査委員会の小委員会によって文案がまとめられ、町長に答申されています。これに基づき、昭和58年5月30日の臨時議会に「町民憲章の制定について」の議案を提出し、議決されています。議会に提出された議案には、「美しい」という文言は入っていません。

一方で、昭和58年6月18日に開催された「町制施行20周年記念式典」の冊子及び同日付けで町民に公布された公告文には「美しい」という文言が入っていま

す。

町民憲章に「美しい」という文言が挿入されたのは、議会の議決後から記念式典の間であると考えますが、その経緯については関係文書が残されていないことから不明です。

次に庁舎前の碑のことです。

与論町民憲章の碑は、町制施行20周年記念事業の一環として整備され、永年にわたり役場の顔として親しまれてきたことから、引き続き町民憲章が町民の心のよりどころとなるよう、新庁舎前に移設したところです。

町民憲章の碑に「美しい」という文言が入っていないことについては、以前から町民の皆様からも御指摘を頂戴しています。

町民憲章の制定時に「美しい」という文言が入っていなかったことは、先ほどの答弁でもお答えしていますが、昭和58年6月18日に公布された告示、同日の町制施行20周年記念式典において配布した冊子、及び同年12月25日に発刊された記念誌には「美しい」という文言が入っており、このことから「美しい」という文言を入れるべきであると考えています。

今後、町民憲章の変更に向けた手続きを進めるとともに、庁舎前の町民憲章の碑の建て替えなどを検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 私たち総務厚生文教委員会では、去る12日、新型コロナウイルスについて保健センターからの説明を受け、意見交換をいたしました。その中で2月19日には第1回対策会議を開催し、平成27年9月に策定された与論町新型インフルエンザ等対策行動マニュアルに基づき対策室を設置し、各関係機関連携のもと情報共有並びに行動実施体制を図っていくことになったとの報告を受けたところです。

最近、与論町においても、斎場の呼びかけ等により、それに素直に答える形でお通夜とか告別式等でのマスク着用がほぼ徹底され、感染防止に一定の効果をあげているところです。

つきましては、最近テレビでも国会でもマスクが不足しているということで盛んにやり取りがあるわけですが、与論町の場合のマスクの状況というか、供給の状況はどのようになっているのか。ある程度供給がなされているのか、もしおわかりであればお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 実は、この感染症につきましの備蓄等がほとんどされてなかったもので、慌てて資機材等、備蓄等を業者をお願いして、いろいろ防護

服であったり、防護メガネとか消毒アルコールとかを調達してお願いしたところなのですが、多少そういった防護服等、アルコール等は少しは頂いたのですが、ただマスクにつきましては全く注文を受け付けない状況でした。

そういった中で、地方自治体にも備蓄がないもので、ただ最近県から県が備蓄している分10万枚を、介護福祉施設とか医療機関係を優先的に配布したいとのこと、職員が何名おられるかという調査が来ておりまして、与論町管轄の介護施設はグループホームなものですから、グループホームの職員の報告とヨロン園と風花苑につきましては県の管轄なものですから、向こうは県から調査がいつていると思うのですが、その他こども園の職員の人数と調査がきていまして、今後どれだけくるかがまだ具体的なことはつかんでいません。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） ということは、やはり本町でもマスクはやや不足気味ということですので、テレビ等の報道を見ておりますと、専門家の意見でもある程度いろいろな学説もあるようで、マスクの効用というのがそれほどでもないという考え方の先生もいらっしゃるようで、健康な人はできるだけ危ない人に譲ってあげて、健康な人はちょっと控えた感じで、今は健康な人がこぞって買い占めたものだから、マスク不足が起きている状況もあるのかと思いますが、その辺の節度ある行動というのも一人一人にも求められているのではないかと思います。お通夜ですとか、告別式の場合は、ある程度決められたところにいっぱい何百人という人数が入りますので、そういうときはやる必要があると思いますが、通常ときにはある程度控えてあまり次々買って交代してやるとかいうことではなくて、ある程度節度のあるような形で着用もまた一人一人が求められているのではないかと思います。そういう具合に、私自身もそのようにしていければなと考えているところです。

それから教育委員会にお伺いしますが、日本中が騒動したわけなのですが、安倍首相が先月27日にスポーツや文化イベントの自粛ですとか、全国の小中高校に3月2日から春休みまでの一斉の臨時休校を要請されました。このことを受けて本町では、3月3日から15日までの休校を決めたところです。県下の市町村でも対応はさまざま、休校のスタートが2日から、3日から、4日から、5日からとばらばらでありました。そして、休校の期間も、15日まで、16日まで、19日まで、25日までと、それぞれの市町村の状況と考え方によってまちまちであったと思います。その後また鹿児島県が、県立学校の休校を15日から10日間延長する。25日までだという発表がありまして、それに伴って各市町村の19日までとか、22日まで、24日まで、25日までという具合に、休校の延長を発表したところです。

そういった中、宇検村と和泊町と知名町、そして我が与論町においては、当初の15日までの休校を变えることなく16日から学校が再開されています。これは、私自身は適切な判断だったと思っていますが、そこでお聞きしたいのは、最初の休校を15日までとした理由、ほかの町村が休校を延長する中、当初の予定どおり学校の再開に踏み切ったということについての理由をお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。ちょうどいい機会になると思っています。

まず、スタートを1日ずらしたことは、27日の夕方聞きまして、28日学校に出たら次の日は休みでした。土日のため、2日からみんな一斉に休校せよという休校要請ということでした。それで、これでは学校も何も子供たちにも指導しないまま、とにかく帰って休め、こういうのでは地域住民も家庭も教師も混乱するというので、まず子供たちに、まずは教育委員会が学校に指導すべき内容をしっかり伝えないといけない。次に、学校は子供たちが休む前に指導をして、宿題のやり方、日頃の休み方、新型コロナウイルスへの対応の仕方を、再度2週間にわたる期間のあり方をどうにかしなければならぬので、当初はもう少し延ばしたかったのですが、周りの状況も2日から16日の日曜日までの間だと、県教委も翌日28日の12時4、5分に通知がまいりました。その前に通知が来るよということがわかったのですが、それまでに全ての判断をするのは非常に難しいという関係から、十分時間をとって、指導をして準備する時間を1日はとろうということで、給食等もありましたので、周りの情報も仕入れながら、1日間だけ延期をして指導する時間等に充てました。そして、宿題も持たせて帰すということでもあります。それが1点です。

次に、その15日までの決定は、一つの県の指示でもありました。目安としてですね。国はその後、それぞれの市町村の設置者が判断しても可という文言が、28日付けにも後でまいりましたので、そのことをしんしゃくしまして、第2点目、16日からの再開でした。御指摘の大田議員のおっしゃっていただいた宇検村と隣の和泊町の2町と与論でしたが、当然その前に連携をしながら、いろいろな形から何が最もいいのかと。基本は設置者判断、その根源の中に16日からやるということをした場合の危険性、それからやる理由ということで考えましたら、沖縄が3人以上の感染者が増大しないままであった。しかも判断をする3日前の11日の段階で、浦添市が休校を打ち切って授業に入った。鹿児島県はその段階でまだまだ感染はしてない。PCR検査も五十何名まで数えましたが、その中で陰性であるという状況がありましたので、では与論町はどうするかということで、近隣の市町村とも

連携をとりながら、まず、親も非常に2週間の子供預りでは大変な状況になっているだろうということを新聞、広告等から判断いたしました。次に、子供たちが家に帰っても、この宿題もあまりできない子もいます。それから家で疲れている子もいます。子供たち同士会いたいという子供もいます。学習が十分でない子もいるだろうというためにも、それを再度学校で家庭での生活の仕方を今までの反省をさせて、もう一度しっかりと学習も取り返す部分を持ちたいと。国は特に未履修のことについてとがめないで、柔軟に判断して卒業も進級認定もしてもよしというコメントもありましたけど、このような与論の状態でも、できれば未履修を少しでもなくすことも考えたいということで、長くなりましたが、給食も含めて総合的に判断をし、町長部局、そして教育委員会、学校長を呼んで協議の結果、万が一鹿児島、沖縄、そして与論に発生したら当然速やかに閉じます、休校しますが、それまでは少しでもそういう形で、指導と学習と生活状況と新型コロナウイルスの対応について、子供たちに話す機会を持って続けていただきたいということで決断をいたしました。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 適切な判断だったと思います。念には念を入れてということでもいつまでもだらだらということも考えられるわけですが、その辺をリスクを背負いながらも、やはりこの辺でけじめをつけてやるという教育長の判断に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

これまで3月に入って高校の卒業式とか、中学校の卒業式も参加者を制限して来賓の参加を自粛した形で行われたところですが、これから行われる24日の小学校の卒業式、それからPTAの送別会等については、どのような対応をされる予定なのかについてお伺いをいたします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今のところ強制はしていませんが、国の指針を受けながら卒業式については、来賓等の参加を自粛していただきながら、子供の参加については学校規模に応じて適切に判断するという形で、今現在の段階での聞いている判断基準は、2小学校の小さいところは子供全員参加させて行う。来賓は自粛をしていただく。一つの小学校の大きいところにおいては、3年生までは参加を取りやめておくということで、それ以上の子供が参加して行うという形になっています。

PTAの送別会についても、現時点では執り行わない方向で考えていると聞いています。学校も職員もある学校では職員の送別会も行わない、するとしたら簡単な茶話会をお昼行う程度でやろうかとなっています。もちろん町の管理職送別会は、早急にやめることを決定しています。それと中高の合同送別会もしないと聞いてい

ます。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 少し先の話になるわけですが、4月の入学式等についてはちょっと先なものですから、まだ決めかねるところもあると思いますが、今の段階ではどのような見通しをされていますか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。今度の19日に、次の専門家会議が国で行われると聞いています。その専門家会議を受けて、また総理のほうから継続的な休校という表現でしたが、要請があるかどうかも見定めながらまいります、現時点での判断では、4月の段階においては通常どおり行うという方向で、今のところ話をしています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 町民福祉課にお尋ねいたしますが、先ほど答弁の中に資機材の調達や人員の配置等検討しているところですよという答弁があったのですが、その後、課長は資機材を購入する準備をして、発注されたようなニュアンスのお話がありましたけど、どういったものをご購入されたのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 消毒とかもし必要であればということで、防護服のつなぎ服、そういったものであったり、防護メガネであったり、ソフトキャップであったり、長袖エプロン的なものであったり、消毒用アルコール、アルコールも今現在ほとんどなくて、一応1斗缶の2つをご購入しまして、それをまた各課に容器に入れて配っている状況ですが、アルコールそのものもないということです。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 必要と思われるものは、やはりこういう事態ですので、速やかに躊躇なく購入して準備を整える必要があると思います。これは無駄になったとなるかもしれませんが、そのほうがいいわけですので、万一のときに備えて準備だけは怠ることのないように、これからも考えられるものは、ひょっとしたらというのがありましたら、準備を整えていくような形で進めていただければありがたいと思います。

それから先ほどからありましたマニュアルの点についても、私もお尋ねをしたところですが、先ほど川村議員からありましたので、重なるところは抜きにしますが、とにかくすでに策定されている新型インフルエンザ等に対するマニュアルについては、大雑把というか全体的なああいったもので、具体的な、いざこうなったらどうするかを、ここで発生したらどうするかというものを洗い出して、いろいろ

な形でひょっとしてここで感染が発生したら、役場内でもしかしてとか、いろいろなことを想定しておかないと、いざその時になってからやはりあたふたと、なかなか前に進むことができなくなると思いますので、その辺は何とか想定され得る何かをいろいろなものを、それぞれの課においても、もし隣の席の人がもし感染したらどうするのかという想定をもとに、そういったものに取り組んでいただければ大変ありがたいと思います。そのようなことで進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） わかりました。私もこのマニュアルにつきましては、以前、平成27年につくったマニュアル等でいいのかなど、ゆるい考え方でございましたので、また議員からありましたとおり、具体的な想定をした上での具体的なマニュアル等の策定について検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 現在の状況ですが、本当に現在行われている大相撲も無観客での開催、それから選抜の高校野球も中止、Jリーグも開催延期中、プロ野球もメジャーリーグも開催を延期しています。そして最大の関心事である東京オリンピック、パラリンピックの開催まで危ぶまれている状況ですが、本町で患者が発生することなく一日も早く新型コロナの嵐が通り過ぎるのを祈るばかりです。

町においても、万一町内において発生した場合に備えて、抜かりのない対策を講じていただくとともに、朝夕の注意喚起の放送も当分は続けていただきたいと思います。次第です。私たち町民も手洗いとか咳エチケットの励行を徹底するとともに、昼も夜も節度のある行動などで感染防止に努めてまいりたいと思います。全町民が一致協力して予防に努めて、新型コロナを未然に防いでいこうではありませんか。町長の決意を最後にお聞きして、次に移りたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。私たちの本町に入ってきたときを考えると本当にそら恐ろしい感じがします。外海離島のこの与論町に、もしそういうものが入ってきたときにはこれは大変なことだなと。ですので、おっしゃるように具体的な行動マニュアルについても、今後もう一度、再度検討していかねばならないし、また町民への放送も続けてまいりたいと思います。

特に私が思うのは、当初デマが入りました。それを打ち消すために、現在与論町には発生していませんという放送を流してもらいました。そういうことで、デマも大変ですし、またそれによるいろいろな被害も出てくるのではないかと思いますので、全員が保健所長が言われたように、冷静に対応していくようなそういう

ことで、今後みんなで防いでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 次に移りたいと思います。

会計年度任用職員の制度についてですが、新たに必要な財源が答弁の中で5600万円ということでしたが、この中には、制度の導入に伴うシステムの改修の費用等も含まれているのでしょうか。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。この費用は、実質会計年度任用職員の報酬と期末手当等の部分でして、その辺のシステム関係の分は入っていません。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） ということは、実質的にはもうちょっと導入によってお金がかかるという考え方でよろしいわけですね。この制度の導入によって、一人当たりの人件費も先ほども答弁でもいただいたように増加することになるわけですが、125か126名ということでしたが、導入により一人当たりのコストが高くなるということで、人数を減らしたとかいうことはないのかどうか。ということで、新年度は125、6なのですが、現在は何名なのかということについて伺います。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

臨時職員の人数につきましてですが、ちょっと古い数字になりますが、昨年11月の時点で、142名で名簿を作成しています。この前から職の設定で、この職は会計年度任用職員にします。そしてこの職については委託にしますという形で、職ごとの見直しを庁内の会議で2度ほど持ちまして、その中で人数をもちろん課の職ごとのニーズについてもなのですが、検討を重ねました時点で126名という数字で、最終的には各課に新年度予算を計上していただいています。

その後実際に募集等を行いまして、現在125名という数字になっていますが、見直しの部分については、例えば事務補助員、こちらにつきましては庁舎が一つになりまして各課が全部まとまりましたので、この課についてはもう臨時職員は大丈夫ではないかというところの見直しなども行った結果、142からの125、そしてさらには残る業務については、委託で個人に発注するとか、そういった形での見直しを行った結果、125名という数字になっているところです。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 答弁の中でも、5000万円程度が期末手当の支給に伴う部分が、地方交付税で手当を見込んでいるということでしたが、朝の沖野議員の質問の

中にもありましたとおり、地方交付税も非常に見えづらいところもあるので、常にそれに伴う分の予算として、要求を続けていくことも必要ではないかと思えます。地方自治体の首長や議長で構成されている地方6団体も、国へそういった強い要望を出しているとお聞きしますが、県や郡の町村会、議長会でも、声を大にして引き続き国へそういうのがいつの間になし崩しになることがないように、とにかく財源を確保して流していただきたいという要望をしていく必要があると思うわけですが、町長の考え方をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、国に地方交付税を使って、あるいは増額についても、今後また他の町村の首長とも協力しながら、また広域でのことも考えながらみんなで協力して要請をしてまいりたいと思えます。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 新聞報道でいろいろな報道があったので、私も若干心配をしていたのですが、やはりさすがに与論町は真心の町であるので、ある程度答弁の中でもこの程度かなというところのやり方をされているので、大変ありがたく思います。それはそれとしても、やはりこれからもまたそういう思いでやっていただけるようお願いできたらと思います。

それから、先日の条例によりますと、月額で報酬を定めるとか、日額で報酬を定めるとか、時間で報酬を定めるとかいう文言があったのですが、与論町の場合は、会計年度任用職員の報酬についてはどういう形での決め方になっていくのか。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

基本的に与論町の場合は、1日7.5時間かける1週間5日ですので、週に37.5時間勤務する皆様につきましては、月額支給になります。ですので、職員と同じ日に勤務日にかかわらず、定額の月額を支給する方法になります。

そして、今度は逆に短時間を希望される職員もいらっしゃいます。今回の125人の中で、8人が週に1日7.5時間ではなくて扶養の関係等もありまして、週に30時間未満で働きたいという申し出があります。その方々につきましては、週に3日勤務であったり、週に5日午前勤務と4時間勤務であったりという働き方になります。この方々については、例えば時間給であったり、日給であったりになりますので、この方々は、これまでどおり月締めの翌月払いという形になりまして、おっしゃる日給、時給換算での支給となります。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君）　ということは、本町の場合は、パートタイムばかりじゃなくてフルタイムもあるということなのですか。

○議長（福地元一郎君）　竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君）　国の地方公務員法の解釈でいきますと、与論町の職員は全てパートタイムになります。パートタイムというのが、職員と同じ勤務時間、1日7.75時間働いた方がフルタイム会計年度任用職員になりますので、与論町のパートタイム任用職員は1日7.5時間の勤務になりまして、若干短くなります。そういったところから、パートタイム会計任用職員になります。ただし、それが決まった時間数を勤務されますので、その方々につきましては月給で支給すると定めているところです。

○議長（福地元一郎君）　7番。

○7番（大田英勝君）　従来から与論町では、議会においても正規職員と非正規職員の待遇格差の是正が強く求められてきたところです。今回の会計年度任用職員制度の導入は、官製ワーキングプアとも言われてきた自治体の非正規職員の処遇改善に、国もやっと重い腰を上げたものと私は認識をしています。全国的にも、正規職員と非正規職員の待遇がほとんど変わらない大分県姫島村の例もあります。新制度への移行が誠の島でもある本町においても、正規と非正規の格差是正につながるよう、実効性のある運用に今後とも努めていただきたいと思います。町長の決意を最後にお願いたします。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山元宗君）　今度の会計年度任用職員につきましては、少しでも給与と同一時間で、同一仕事の内容で、同一賃金という目標を目指して、だんだん少しでも改善していくのではないかと非常に期待をしまして、そういう方向で見直しを図ってまいりたいと取り組んでいるわけです。今後ともそういう観点から、正規職員と非正規職員の給料あるいは勤務内容の格差がないように、できるだけ近づけていけるように努力してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君）　7番。

○7番（大田英勝君）　それでは、次の町民憲章の前文の文言についてです。

私は、与論町民憲章は本当に素晴らしい町民憲章だと思っています。いろいろな形で所管事務調査ですとか、いろいろな各地の町や村に行ったらよく町民憲章、市民憲章、村民憲章そういったものはよく見るのですが、与論町民憲章に勝るような憲章は私は見たことありません。同等の憲章は見たことがありますが、本当に第1級、最高だと思っていますし、これは「美しい」が入っていても、入ってなくてもそうだと思います。そういう思いの中で、「美しい」が入っている、入って

ないは、ずっと私は疑問に思いながら、そして、庁舎が仮庁舎になって、それから新庁舎ができて移転があって、その時にもしも「美しい」が入っているのが本物ならば、それなりのものが準備されて設置されるのだろうなと思っていました。ところがやはり前の碑が移転されたので、もうこの機を逃すとこのことについては触れることができないなということで、今回取り上げたわけなのですが、本当にこの答弁を見てみますと、5月30日の臨時議会で議案が議決された。6月18日には、もう「美しい」が入ったのが出てきたということで、この辺が私はどうも腑に落ちないし、信じられないというか、何でこういうことがあるのかなと思って不思議でしょうがないのです。勝手にこういったものが挿入できるものなのか、どうなのか。皆さんだったらどう考えますか。議決されたものが、次の何かの文章にはそれが入り込んでいるということは、ここでいう議案を提出し議決された。そして18日に公布された、告示と記念の冊子には「美しい」が入っている。わずかな期間に。本当にこの時に入っていたのですかね。私、自治公民館長していたもので、2年からずっと10年間ぐらい「美しい」は入っていないのをずっと使っていたもので、いつの間にか「美しい」が入ったので、あれ、誰が入れたんだろうと最初思ったのですが、そういったことをずっと疑問に思っていたものですから、今回取り上げたのですが。この昭和58年6月18日に公布された告示とか、式典の冊子とかいうのは現在あるのですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変申しわけありません。当時の町長は山市郎でして、その付近のいきさつを生きているうちに聞けばよかったのですが、本当に申しわけなかったなと思います。いろいろと調査して調べてみますと、確かにここにありますように、議会へ出した別紙のとおり町民憲章を制定したいので、議会の議決を求めるといふことで提出をされています。その文言には「美しい」は入っていません。だけど、20周年記念式典の冊子には、その前文の記念式典で「美しい」という文を入れた前文を朗読している写真がありまして、その下には「美しい」という字が入った憲章が出ています。したがって、町民にはそれを出したのではないかと思うわけです。そして、昭和58年6月18日制定の与論町例規集の文言には、「美しい」という文言を入れてあります。6月18日の例規集にはですね。そして7月15日に発行された広報よろんにも「美しい」が入っています。ただ、前の町誌には入っていません。結局、町誌と議会に提案したあれには入ってなくて、町民に知らせたものには全部入っているということになります。したがって、今度の改訂版の与論町誌には「美しい」を入れてあります。

以上でございまして、できましたらここにありますように「美しい」を入れて、

町民に知らせてあるわけですから、それを入れて「美しい」という文字を前文に入れて、町民憲章がみんなであれば、この新しい碑も建て替えなければならないかなんと思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） わかりました。とにかく私はこの町民憲章はすばらしいものですから、これには少しのけちもつけないわけなのです。本当は、気軽に入れたりしてもらっても困るしということで、「美しい」が入っているものすごくいいみたいにも見えますけど、「美しい」が入ってなければ、「美しい」も入っているし、「すばらしい」も入っているだろうし、いろいろな思いの自然が入っている。考え方によっては、より深みのある恵まれた自然なのですよね。「美しい」ただその文字が、そのものがきれいだけじゃなくて、いろいろな思いもあつてのものだから、何でこれが急に入ったのかなという疑問に思っていたものですから、今回このタイミングでないといけないということで出したところですが、そういう事情であれば、またいろいろと議案が議決が変わる、その辺は問題もあるのですが、もう無しにしましょう、私としては、よくわかりました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時31分

再開 午前3時42分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、林隆壽君に発言を許します。

9番。

○9番（林 隆壽君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問を行います。その前に一言申し上げます。コロナウイルスについて川村議員、大田議員から質問がありましたが、本町では、観光や仕事または私的行事等でも人の往来が現在も続いている中、高齢者や疾患を持った方の感染による死亡や重症化の懸念があることから、町内のお年寄りの中には正しい理解ができないで、必要以上に恐怖を感じている方もおられるかと思えます。今後とも、ウイルスに関して正しい知識の情報共有と対応を行い、パニックを起こさない対策を実施していただき油断のなきよう重ねて要望いたします。

また、与論町においても、経済活動停止等により生活困窮状態に陥るのではない

かと心配をしています。国においては支援策を打ち出しておりますが、町単独でもできる適切な支援対策等について、よく検討いただいて重ねて強く要望いたします。

さて、今回の定例会は、新築の庁舎並びに真新しい本会議場において、与論町民の新しい未来への期待と新庁舎で希望も新たに、懸命に働く職員の高揚感に包まれながら、ただいまから一般質問をいたします。

1 第5次与論町総合振興計画の進捗について

- (1) 第5次与論町総合振興計画が最終年度を迎えるに当たり、9年間の成果についてどのように評価しているか。
- (2) 振興計画最終年度に向けて、やり残したことはないか。あるのであればどのような対処をしていくのか伺いたい。
- (3) 第6次与論町総合振興計画を策定する計画があるか。計画があれば、基本構想の理念と将来像を伺いたい。

2 「百合ヶ浜」の観光資源としての現状認識と対策について

- (1) ヨロン島8Kでも鮮やかな映像で登場する与論島の宝である「百合ヶ浜」及び周辺の海の様相が昔と違ってきているとの声があるが、このことの現状認識と調査の実施、対策等について伺いたい。

3 農業用廃ビニール処理について

- (1) 現在、農業用廃ビニール処理については、島外搬出処理を実施しているが、今後も、島外搬出処理を維持していくのか伺いたい。

以上、伺います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。

まず最初に、第5次与論町総合振興計画の成果についてどう評価しているかという御質問です。

令和2年度で最終年度を迎える第5次総合振興計画については、基本計画に掲げた各種事業について一つ一つ達成できているかということ、実現できていないところもあり改善すべき点もありますが、重点プロジェクトに掲げた政策を中心に申し上げますと、おおむね実施の成果は出ていると考えます。

子宝プロジェクトによる子育て支援金給付事業等の推進による少子化対策を例に挙げますと、この9年間で掲げた年間出生者数50人という目標値は達成できていませんが、実績平均値で42.2人の出生者数となっており、人口推計調査により予想されていた、平成30年度における出生者数28人という人口減少率に反して出生者数は伸びており、人口減少率についても緩やかな減少に留まっており、目標

値である5,000人を達成できる見込みもあることから、一定の成果を挙げることができていると考えます。

次に、第5次振興計画の中でやり残したことはないか、あればその対処はということですが。

総合振興計画の策定にあたっては、特に重要なことが計画に対する成果の検証です。基本計画に掲げた課題の解消や目標の達成が全て実施できているわけではなく、それぞれの達成の度合いも違ってきます。

達成できなかった事業計画や不十分な取り組みについては、その要因を精査し、次期振興計画においてどのように改善・発展させていくか、検討を進めてまいりたいと考えます。

次に、第6次与論町総合振興計画を策定する計画はあるかということですが。

第6次総合振興計画については、令和3年度から令和12年度にかけての10年間の総合振興計画を策定します。現在、役場職員で構成する「第6次総合振興計画策定ワーキング委員会」において、第5次計画をもとに課題の抽出や新たな目標の設定、基本構想の理念と将来像の素案等の検討作業を行っています。

策定スケジュールについては、6月中に町民アンケートの実施、基本理念の検討、実施計画の目標設定等を行い「まちづくり検討委員会」において計画案の検討・修正等を行います。その後、計画案がまとめ次第「振興開発計画審議会」に諮問し、審議会において協議を行い答申という流れになります。

議会への議案の上程は、12月議会を目標に進めてまいります。

次、「百合ヶ浜」の現状認識と対策についてです。

百合ヶ丘の様相については、以前調査した際に、毎日形が変わっていることがわかっています。その要因としては、潮流によるものと、台風・季節風によるものがあり、百合ヶ浜の位置を変えるのは、台風や季節風等の大きなエネルギーが関係しているようです。また、サンゴの喪失に伴う堆積物が増加し、湧水の流れがせき止められ海藻などが育ちにくい環境にもなっています。

百合ヶ浜につきましては、与論島の貴重な観光資源の一つとして認識しており、今後、専門的な調査の実施を検討したいと考えています。

次、農業用廃ビニールの処理についてです。

農業用廃ビニールは、産業廃棄物に区分されるため、排出事業者が処理することが原則であり、それができない場合には処理委託が認められています。

本町の農業用廃プラスチック類の処理については、農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会において協議を行っています。

農家負担も考慮しつつ、利用しやすい収集方法や処理委託先について協議を重ね

ながら、適正な処理と環境保全に努めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1と2について伺います。第5次与論町総合振興計画策定のメンバーを見てみますと、当時係長や主事といった現場で活躍する若い職員で構成され、策定は主に各課長で構成する策定委員会やゆんぬまちづくり委員会において検討し、与論町振興開発計画審議会委員による最終決定を行うという段階を踏んで、綿密な計画を成されたものと認識しています。この回答には、まだ未実施のことがあるということで、確かに綿密な計画をされても、やはりこんなに大きな事業になりますと、未実施というのも出てくるのは私も認めています。そこで未実施の事業や不十分な事業については、次期振興計画において検討を進めるということで御回答されています。今後の取り組みについて御期待を申し上げたいと思います。

ちなみに、第5次振興計画の中の行政改革の9項目にこういうことが書いてあります。現状課題の中で、常備消防等に関する業務を広域行政で行っているが、そのメリット・デメリットを再検討し、適切な見直しを行う必要があると載っていますが、これについて行った計画はありますか。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、総務企画課で全体として協議があった課については、私のほうでは記憶していません。都度、担当者そして担当課長については沖永良部との協議の段階、そして役場内での上司との検討協議の中で、そういったものは出ているものかと思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） この案件につきましては、私ども4年間議会同士で争った経過がいろいろあります。御存じのとおりです。やはり、これは内部の皆様方において、やはりこういうメリット・デメリットというのをちゃんと検証し、これでいいのかということを検討していく必要があるのではないかと思います。私ども議会がわいわい反対して、どうのこうのという前に、やはり執行部の方々がこういうことをちゃんと検討しておくべきではないかということで、これから、次期でも結構です、今年でも結構です。ぜひこれはやっていただきたいと要望いたしたいと思えます。

それから、目標設定の中に政策研究会の設置や広域行政適正化検討委員会、これ仮称のようです。の設置の計画がありますが、このことについて、これは各事業推進の要となると思っていますので、すでに実施をされ、私どもに報告がなされてい

るのであれば、私の失念であり撤回をして謝罪をいたしますが、未だに未実施であるならば、令和2年度の施政方針の中でどのような位置づけをするのか。与論町行財政改革大綱の策定との関連について伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） お答えいたします。

まず初めにありました政策研究会についてです。こちらは、その5次振興計画発足当初、若手職員で何度か政策研究会ということで意見を出し合って、そういう場があったことを私自身記憶をしています。ただ、当初の部分では開催が何度かあったと思いますが、その後、会自体が下火になりまして、現在それが継続されているかと申し上げますと、今開催がないのかなと思っています。

あと、広域行政の検討につきましてですが、一応私ども与論町での広域ができるものとしましては、今やっている消防がありまして、他の市町村では陸続きであればごみの問題であるとか、それぞれ事業上抱える業務について広域の業務の連携が考えられるのかと思いますが、現在のところ、そういった町のほうで実際に広域化できるものがなかなか見当たらないということで、そちらの検討は行われていないと思っています。

また、行財政改革の大綱につきましてですが、こちらにつきましては本来であればもっと先に策定をしておかなければいけない大切な計画でして、こちらをまた早急に取り掛かって、こういった面も含めて盛り込んだ形での計画としていければと考えています。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 政策研究会の設置というのは、私は見て喜んだ次第であるのですが、これについては若い職員あるいは中堅が、これからの与論町を担う若い人たちが、こういう政策研究会を立ち上げて、一生懸命、与論町はどうすればいいのかという討論をするのは大変いいことだと思います。ちなみにこれ設置されていますか。正式に設置されておりますか。

○議長（福地元一郎君） 竹村総務企画課長補佐。

○総務企画課長補佐（竹村栄作君） 組織自体は、設置されていると認識しております。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 設置されているのであれば、これからも存続して、その検討内容、そういうものを私ども議会にも報告をいただきたいと思います。若い方々がどういう考えをされているのかというのも、私どもも知っておきたいと思っておりますので、ぜひお願いいたします。これをどうのこうのと責めるつもりはございません。

ん。ただ、次の第6次に活かして、これを反映させていただければなと思うところ
です。それを当時商工観光課長として策定委員会に参加されておられ、行政経験豊
かな副町長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。確かに10年スパンの計画というの
は、当時係長として参加をさせていただきました。今回こういう結果になりまして、
大いに5次のこの計画を見直しをしていこうと私は考えているところです。という
のは、確かに一つ一つ実践可能な部分、夢を語る部分、そういったのがあまりにも
かけ離れている部分もありますので、より現実に沿ったような計画を練り直してい
こうと考えています。観光面でも今流れがきていますので、こういった流れを逃が
さないための方策とかというのを何とか考えていければ、これはうちの町だけでは
またできませんので、隣の市町村との連携とかも含めて考えながら、この県境を超
えて、沖縄との連携とかそういったのも含めながら、いろいろな意味で6次の計画
に向けて一つ一つ進めていければと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） こういう研究会なり検討会というのは、若い方々を育てるとい
う一つの大きな目的でもあると思います。新人の方、中堅の方で課長補佐は入らな
いほうがいい。やはり若い人たちの柔らかい頭でいろいろな政策をして、どうしよ
うこうしようということを夢を語りながら、現実はどうあるべきかということをや
り合いながら、職員自体がまた勉強して育つわけですので、これは与論町のため
になるかと思しますので、ぜひ実施をお願いしたいと思います。これについては結構
です。

続きまして、第3の第6次総合振興計画策定について、令和3年度から10年間
の策定計画をされていますが、今後の町政推進、並びに行財政改革の推進に対する
御提案を少しでもしてみたいと思います。

ちょっと長くなりますが、平成元年12月の第134号の議会だより14ページ
の「わたしもひとこと」のコーナーで古川誠二先生の「よろず医者をつぶやき」と
題して投稿をいただいたところですが、この中には、徳島県吉野川市の吉野川橋と
いうのかな、建設の逸話がありました。当時まだ荷馬車しかない昭和初期に当時の
県知事は、将来車社会になることを見越して2車線の大きな橋を架けたところ、当
時の人々から税金の無駄遣いだと非難ごうごうだったそうです。その後県知事の予
想どおり車社会が到来し、今ではその橋では交通渋滞を起こし、新しい橋が2本も
つくられているとのこと。為政者たる者の時代の先を見越すことの大切さと、
実行するときの困難に打ち勝つ信念と大切さを学んだと書かれてありました。山町

長に対しては釈迦に説法で、大変失礼な物言いではありますが、このような逸話なども参考にしながら、与論町の将来に対する基本理念や将来像を描いていただきたいと切に要望いたします。もし今、町長なりの基本構想がおありであれば伺います。なければ、今後の基本構想の策定に御期待を申し上げ御所見を伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当にありがとうございます。私が思うことは、結局私の政策、2期目の立候補ときに申し上げましたように、与論に住んでいる人たちが与論に生まれて良かったと、与論の島に住んで良かったと、そう思える島をつくりたいという望みで、皆様方の御批判をいただき、2期目で調整をさせていただいているわけですが、その考え方を基にしながら、本当に町民の幸せとは何なのかということに改めて問い直してまいりたいと思うことです。外海離島ですので、交通の面あるいは住民生活の面、いろいろな不便を来していることがありますので、こういうところを一つ一つ解決しながら、少しでも町民がこの島に生まれて良かった、住んで良かったと言えるような島づくりをしてまいりたいということです。具体的なことは申し上げられませんが、よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） ありがとうございます。山町長の与論町民ファーストというその理念、私も十分理解していますので、それをぜひ恐らく今まで、各議員の方々がいろいろな難しい問題を提起したり意見を言ったりしておられたと思います。これからは難しいその難問が横たわっています。やはり決断と実行、そのことをぜひ実行していただく、ぜひ鉄の気持ちとか意志の強い心を持って、ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、2番目に百合ヶ浜のことでお伺いいたします。

百合ヶ浜の観光資源に対する現状認識と対策については、複数の町民から百合ヶ浜は与論町の宝であるので、常に現状を把握して異常があれば早めの対策を講じてほしいとの要望があり、こうして質問したところですが、先ほどの回答では形が変わっている、潮流や台風でというのは私もわかります。素人でもわかります。昔の人で町民がおっしゃるのは、昔の浜の露出度が大きく違っているよねと。昔はものすごく大きな露出があったのだけど、今はものすごくぎりぎりではか出ないけど、どうしたのかなと、そういうことを心配されています。また周りの海底の海藻もないと。昔のようなニイバイとかクサビとかもないと。そういうことを心配されておられますので、やはり答弁においては、専門的な調査の実施を検討したいとありますが、やはりこういうことは町民目線の意見に重きを置いて、異常のあるなしにか

かわらず、常に最大限の関心を持って対処していただきたいと要望します。このことについて商工観光課長に御所見を伺います。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの件について説明いたします。

私どもも環境課のほうと、どういうふうにすればいいかということを考えてはいるのですが、なかなか答えが見つからない状態です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） なかなか対応が難しいということは考えていらっしゃるということですから、やはり考え続けて、考え続けていけばいずれ対策が見えてくるかもしれない。これはよく学校の先生がよく言われました。諦めるな、最後まで考えて突き詰めなさい。これもまさにそのとおりでと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後になりますが、ちょっと時間もたくさん余りそうですが、農業用廃ビニール処理の現状と今後について伺います。

環境経済建設委員会において、長時間かけて各関係団体や関係者等と検討してきたこの案件ですが、島内において自己完結型の処理システムが一番ベターであると結論を出し、平成30年9月18日の所管事務調査報告において、委員会としては、現在のクリーンセンターの機能を維持し、魅力ある島の環境保全を図るためにも廃ビニール等の処理施設は必要不可欠であり、資源の問題から一時的に島外の処理業者をお願いするとしても、自治体や処理業者の受委託等の変更など、将来どのような環境の変化があるかわからないこの御時世であります。他力任せがどこまで継続できるかよく御検討をいただき、また本町では、産業廃棄物は廃ビニールだけではなく、廃建材資材、古タイヤやグラスファイバー製の船舶の放置等があり、観光振興や町民の健康維持のためにも、この問題は環境課との連携が不可欠であると考えます。先ほども申しましたように、為政者たるもの時代の先を見越すことの大切さと、実行する決断力を発揮していただきますよう切に要望いたします。まず、産業振興課長のお考えをお聞きしてから、その後町長の御助言を伺います。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

ただいま林議員からありましたように、ずっと懸案事項でされていたことなのですが、私としても島外搬出がいつまでできるかというのは、本当に危機管理を持っています。最終処分型それから焼却炉の整備、そういったものを念頭に置きながら、また早急に対処策については検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） この問題は、また予算が伴うものでありますので、なかなか皆さん方も頭が痛いと思いますが、やはり将来における与論町はどうあるべきかということをもまず考えて、1年、2年はその都度の対応でよろしいでしょうが、将来においてどうあるべきかということをよく考えていただいて対応していただきたいと思ひます。町長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。この産業廃棄物につきましては、原則は、本当に産業廃棄物を出す業者が処理をするというのが第一でございますが、ただいつまでも島外に搬出するわけにはいかないというのは、もう皆様方御承知のとおりでして、私たちもいつまで島外に出せるかということも考えておりますし、また本町の最終処分場がいつまで持つのか、またこれを次々とつくっていくのにはどうすればいいか、また場所等はどうなっていくのかということも、検討していかないといけないのではないかと思っているところです。大変難しい問題ですが、おっしゃるとおり、最終的には自分の島で処理できるようにしていかなければならないと思ひますので、そういう方向で、みんなでまた知恵を出し合いながらやってまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） このことは1年、2年ではなかなか結論は出せないと思ひますが、せめて山町長が在職中に結論を出していただければ大変ありがたいと思ひます。やはりこのことは、今までの質問でもあわせて、いろいろなそういう諸問題というのは、これから町長がどのような覚悟を持ってやるかということにかかると思ひます。その覚悟に対して、職員はみんな後押ししたり助言したり、また協力したりということで、与論町が一体となってやっていただければと思ひます。このことだけではなくて、今まで議員の方々いろいろな意見提言をされました。それも一緒にやはり考えていただきたいと思ひます。

これまで各議員から各種の意見提言がなされましたが、今後与論町に立ちほだかる諸問題に対し、山町政の時代の先を見越す力と実行する力、困難に打ち勝つ信念をいかに発揮していただき、対処していただくことを強く御期待を申し上げ、最後に山町長の力強い御決意を伺い、一般質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。おかげさまで2期目の町政を担当することになりました。皆様の力を合わせながら、また町役場職員の力も借りながら、島の人たちのために精一杯頑張つてまいりたいと思ひます。皆様方も今後またいろ

いろ御指導、御鞭撻をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 以上で終わります。

○議長（福地元一郎君） 9番、林隆壽君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 時期が時期だけに、私はここにおられる同志の皆さんの同意を得て、新型コロナウイルスに関連する緊急質問をしたいと思いますが、ぜひ皆さんの御同意をお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） ただいま、8番、野口靖夫君からコロナウイルスの件について緊急質問をしたいとして同意を求められました。

8番、野口靖夫君のコロナウイルスの件の緊急質問の件を議題とし、採決します。

この採決は、起立によって行います。8番、野口靖夫君のコロナウイルスの件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、8番、野口靖夫君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第2として発言を許すことは可決されました。

-----○-----

追加日程第2 緊急質問

○議長（福地元一郎君） 8番、野口靖夫君の発言を許します。

8番。

○8番（野口靖夫君） ありがとうございます。

これは今、急に思いついたことではなくして、私はこの一般質問の招集を受けた時に、このコロナウイルスをこの時期に、今一般質問をするべきだと思いながら考えておりました。

ところが我々同志の中から2件も出ておりました、私は引っ込めをしたのですが、2人から出ているから私は引っ込めたのではなくて、今思うときに、私はこう思います。先ほどの御両人の一般質問をお聞きいたしまして、町長もしっかりと答弁しておられました。また同僚のお二人も一生懸命御質問されておりましたが、

私がここで何を言わんとしているかといいますと、非常に甘いのではないかと思うのです。甘い。というのは、昭和54年、当時の町長が山市郎町長で私が旅館業組合長でした。その時に与論町に感染症である赤痢が発生しました。あの時を思い出して、これは本当に先ほどの執行部からの答弁と、また我が同志の議員からの質問とかみ合わせたときに、本当にこれでいいのかと。このマニュアル対策でいいのかと思うときに、甘いのではないかと、甘いのだと。感染症は起きたらおしまいなのです。本当に大変なことなのですよ、この問題は。

当時昭和54年のときに赤痢が発生して、与論町がごたごたして、山市郎町長は過言ではないと思うのですが、そのことによって1期で終わったのですよ。これ政治生命を終わらせるようなことなのです。今、国際環境を振り返ってみたときに、世界中の株の暴落、人の移動が全く制限されて、モノ・人・カネ、物流関係が全部途絶えています。大不況なのです。人間は生きるか死ぬかという瀬戸際に立たされている現状において、マニュアルもできていない、これから考えるのだと。そういうことで果たしていいだろうか。私はこの問題に関しては、早急に万が一ということを想定して、必ず起きるのだということを想定して、マニュアルを立てることが必要だと。そのマニュアルの具体的な例が和歌山県もあるじゃないですか。また今大阪方式とかありますよね。そういう方式を立てていかなければ、これは万が一起きたときには遅いです、もう。感染症というものは先手必勝です。感染症対策は先手必勝。後手に回ったらおしまい。そういうことを肝に銘じてぜひやっていただきたい。これがまず1点。これは私が町長から御答弁いただかなくていいです。

次に大事なことは、今与論町ではどれだけ農家の方々、漁師の方々、観光しておられるの方々、畜産に携わっている方々がどれだけ苦しんでおられるのか。魚をとってきても売れない、お客さんが来ないからです。旅館はガラガラです。閑古鳥が鳴いているのです。これは私のことを言っているのではないのですが、ほとんどそうなのです。また、ほかのところを考えてみてください。花農家あるいはまたインゲン農家、全く相場が暴落して大変な目にあっていますよ。こういうことがどれだけ続くかと思うときに、農家の方々、漁師の方々、また観光関連業者の方々は、これは明日のことで本当に大変震えておられます。つい2日ほど前に、私のところに非常に憂いて、夜中ただ何もしないでいるよりも一杯飲んで酔っぱらって話をしたほうがいいのかということで、震えてうちに相談しに来られた方がおられるのです。その人の話をずっと聞いていました。聞くも涙、語るも涙ですよ。それだけ今農家というのは非常に切羽詰まっています。そういうことを我々議員、あるいは皆さん執行部がそういう意識を持っていかないといけない。今、国、政府、国会においては予

算編成、このコロナウイルス対策による経済のせいで、これは補正予算を組まなければならない。そして生活支援をしなければならないということで、国において国会でも政府のほうでも一生懸命やっています。そののちには、鹿児島県を通じて我々地方団体、与論町にも来ますよ、必ず。そしたらどうしますか。来てからでは遅いのです。今のうちに我が与論町の農家はどうしているか。あるいはまた漁業や漁民はどうしているか。畜産農家はどうなっているか。そういうことを今のうちに皆さんが知っておかなければ、連絡が来てからこういう対策をするのだから、それはちょっと補正であげたいんだと。間に合わない。真剣に考えていただきたい、皆さんは。これが我々の仕事なのです。政治家の仕事なのです。またこれを言うのも私の責務だと思っています。どうか、怒らないで、私は怒って申し上げたのではない。真剣に物事を考えていただきたいということをお願いしたい。この時期が時期だけに一つ間違えれば、これは町民暴動を起こしますよ。それぐらい真剣になりたいと思います。

最後に町長、少しはひとつ御自身の父親でもあります山市郎先生も御体験された、あの赤痢の時代を思い出すときに、現町長もそれは知っておられると思いますから、しっかりとした理念を持って、この対策をどうするべきかということを実際に考えていただきたい。そして、職員にも訓示をしていただきたい。どうですか。そのできるかできないかという抱負といいますか、胸の内にあるものを、ひとつこちらで町民に向かって堂々とちょっと述べていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に赤痢のときのことを思い出しますと、各家庭の門に縄を張り赤いタオルをぶら下げて、入るなということでやっていたことを思い出しますと、こういうことがもし与論町で起きたときには、どうするのかといつも冷や冷やしながら思っているわけですし、できるだけそれが起こらないように何とか防げないのかということで、今保健所にも聞きながら、町民に放送でお願いしているわけですが、今ありましたように学者、専門家によってはこれは夏まで続くのだ、あるいは1年を越すという話でまとまっておりませんが、与論にもどうせ入ってくるのではないかなと思うときに、その対応を今後どうしていけばいいかということで、昨日の朝礼でも、各課でどんな対応がとれるかということを考えていただきたいということを申し上げたわけですが、これを本当に真剣になって今おっしゃったように、それぞれの課で町民の実態を捉えながら、どういう対応ができるのかということを実際に考えてまいりたいと思っています。

今後また本当に今言われるように、これからの入ってきたときのことを想定し

て、しっかりとした対応ができるように、またみんなで語り合っ
てまいりたいと思いますし、各課の実態、各課を通しての町民の実態をつか
んでおく必要があるのではないかと考えているので、また今後、本当に島
の人たちの明日への希望のためにも一生懸命対応してまいりたいと思
います。またよろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 実は、今回一般質問が済んだ後に、我々環境経済建設委員
会で、このコロナウイルス対策のいわゆる先ほど後半に二つの質問を述べ
ましたが、そのうちの一つ、後半の経済対策、いわゆるこれを話し合おう
ということとで予定を組んであります。ですから、今日、産業経済振興課
長や建設課長には先ほどお願ひしたのですが、後で商工観光課長もお呼
びして、この3者を呼んで今後の対策を考えてまいりたいと思
いますが、ぜひひとつ委員会に出席していただき、そこで決
まったことは町長の耳に報告して、早急に対策を打てるように御検討
していただきたいと思ひます。ぜひひとつ約束してください。そうしな
いと、町民に向かって本当に我々情けないですよ。情けない。そう思
うときに私は緊急質問させていただきました。本当議長ありがとうございます。終わります。

○議長（福地元一郎君） 8番、野口靖夫君の緊急質問は終わります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月19日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰
り下げて開くことにします。定刻まで御参集願ひます。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後4時28分

令和 2 年第 1 回与論町議会定例会

第 3 日

令和 2 年 3 月 1 9 日

令和2年第1回与論町議会定例会会議録
令和2年3月19日（木曜日）午後3時30分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

- 第1 議案第12号 令和2年度与論町一般会計予算
- 第2 議案第13号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第3 議案第14号 令和2年度与論町と畜場特別会計予算
- 第4 議案第15号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
- 第5 議案第16号 令和2年度与論町介護保険特別会計予算
- 第6 議案第17号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第18号 令和2年度与論町水道事業会計予算
- 第8 所管事務調査報告（共同墓地調査検討特別委員長）
- 第9 議員派遣の件
- 第10 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、共同墓地調査検討特別委員会

2 出席議員（10人）

- | | |
|----------|------------|
| 1番 遠山勝也君 | 2番 沖野一雄君 |
| 3番 川村武俊君 | 4番 林敏治君 |
| 5番 高田豊繁君 | 6番 町俊策君 |
| 7番 大田英勝君 | 8番 野口靖夫君 |
| 9番 林隆壽君 | 10番 福地元一郎君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

- | | |
|------------------|----------------|
| 町長 山元宗君 | 副町長 久留満博君 |
| 教育長 町岡光弘君 | 総務企画課長補佐 竹村栄作君 |
| 会計管理者兼会計課長 大角周治君 | 税務課長 武東真奈美君 |
| 町民福祉課長 田畑文成君 | 環境課長 白尾与志一君 |
| 農業委員会事務局長 久野泰司君 | 産業振興課長 山下哲博君 |
| 商工観光課長 松村靖志君 | 建設課長 町本和義君 |

教育委員会事務局長	田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長	朝 岡 芳 正 君
水道課長補佐	林 孝 徳 君	与論こども園長	富士川 智恵美 君
茶花こども園長	富 千加代 君	那間こども園長	田 畑 綾 子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局 長	川 上 嘉 久 君	書	記	池 田 レ ミ 君
-------	-----------	---	---	-----------

開議 午後3時30分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第12号 令和2年度与論町一般会計予算

日程第2 議案第13号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第14号 令和2年度与論町と畜場特別会計予算

日程第4 議案第15号 令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

日程第5 議案第16号 令和2年度与論町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第17号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第7 議案第18号 令和2年度与論町水道事業会計予算

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議案第12号「令和2年度与論町一般会計予算」から、日程第7、議案第18号「令和2年度与論町水道事業会計予算」までの7件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

お諮りします。予算審査特別委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、令和2年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

議案第12号、令和2年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、議案第12号、令和2年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第13号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、令和2年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第14号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和2年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第15号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、令和2年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、令和2年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第16号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和2年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第17号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、令和2年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第18号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和2年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 所管事務調査報告（共同墓地調査検討特別委員長）

○議長（福地元一郎君） 日程第8、所管事務調査報告を行います。

共同墓地調査検討特別委員長の報告を求めます。

9番。

○9番（林 隆壽君） それでは、共同墓地調査検討特別委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

本町では、少子高齢化等により、お墓の継承者がなく放置されて無縁墓地化し、荒廃するお墓が散見されていることや、島外から移住された方々の墓地取得の問題など、お墓の管理運営等について将来を不安視する声が住民に広がっていることから、昨年、町行政による墓地の実態調査アンケートが実施されました。

このアンケート調査結果の「将来的に共同納骨堂が必要であるか」との設問に対し、55.84%の住民が必要であると回答されていることを受け、町議会においても、将来的なお墓のあり方について独自に調査検討し、提言等を行っていく必要があるとの判断から、令和元年9月定例会において、共同墓地調査検討特別委員会を設置し、以来4回の委員会を開催いたしました。この課題解決のためには、先進地の施設等の管理運営等を調査する必要があるとのことから、令和2年1月28日に、鹿児島市で開催された県町村議会議長会主催の議員研修会の機会を捉えて、行政側から町民福祉課長が同行し、翌29日に鹿児島市営小松原納骨堂、鹿児島市営東谷山納骨堂、公益財団法人新生田上霊園の田上霊場及び中央霊場（樹木葬）を調査しました。

初めに、鹿児島市小松原2丁目にある市営小松原納骨堂について申し上げます。

この施設は、小松原地区の土地区画整理事業の一環で、小松原清見寺墓地1,409基、上塩屋本村墓地150基を整理統合して建設された鉄筋コンクリート2階建ての共同納骨堂で、昭和50年8月から供用開始しています。1階・2階の面積がそれぞれ220平方メートルとなっています。駐車場を含む敷地面積は842.67平方メートルで、建設整備費6394万4900円とのことです。納骨壇は1階に200壇、2階に250壇の計450壇が設置され、現在使用されている内訳としては仏式が418壇、神式が23壇、無縁納骨壇が7壇の計448壇で、宗教や宗派は問わないとのことです。納骨壇の使用料は、土地区画整理事業に伴う移転者の場合は、一括2万3000円で、一般公募分が一括16万円となっています。年会費等は徴収していないとのことでした。納骨壇の規格は、幅36センチメートル

ル、奥行40センチメートル、高さ180センチメートルで、上段が神仏壇、下段が納骨室（4段）でした。また2階には、納骨壇のほかに21畳の和室の斎場が設けられており、一回当たりの使用料は500円で、市内に住所がない方の使用料については2割増しとのことです。斎場は、葬祭または年忌法要として利用できますが、遺体は持ち込めないとのことでした。納骨堂の利用は、年中無休で4月から9月は午前8時から午後6時まで、10月から3月までは午前9時から午後5時までとなっており、生花については、共同の献花台への献花が可能とのことでした。管理人は2人体制で、管理費488万円のうち人件費が460万円とのことでした。

次に、鹿児島市東谷山1丁目にある市営東谷山納骨堂について申し上げます。この施設は、笹貫地区の土地区画整理事業の一環で、高見墓地700基、笹貫墓地380基を整理統合して建設された鉄筋コンクリート2階建ての共同納骨堂で、昭和62年8月から供用開始しています。老朽化が進み、現在外壁の改修工事中でしたが、アスベスト使用の施設のため市の持ち出し費用が拡大しているとのことでした。1階の面積が264.12平方メートル、2階が270.36平方メートルとなっており、駐車場を含む敷地面積は955.75平方メートルで、建設整備費は1億897万4000円とのことです。納骨壇は、1階に144壇、2階に288壇の計432壇が設置され、現在使用されている内訳としては、仏式が427壇、神式が3壇、無縁納骨壇が2壇の計432壇で、宗教や宗派は問わないとのことです。納骨壇の使用料は、土地区画整理事業に伴う移転者の場合は一括5万9000円で、一般公募分が一括30万5000円となっており、これらも年会費等は徴収していないとのことです。納骨壇の規格は、幅50センチメートル、奥行45センチメートル、高さ195センチメートルで、上段が神仏壇、下段が納骨室（3段）になっており、5寸の骨壺で18壺収納ができるとのことでした。また1階には、納骨壇のほかに9畳の和室の斎場が設けられており、使用基準や管理費、管理人数、利用時間についても、市営小松原納骨堂と同じであるとのことでした。

次に、公益財団法人新生田上霊園の田上霊場と中央霊場について申し上げます。

この霊園は、鹿児島市田上台1丁目にあった昭和51年建造の旧田上霊園を日本興業グループ（代表取締役：平山義夫）が平成16年に公益財団法人新生田上霊園として取得、再生し、その後平成29年8月に始良霊場と中央霊場を取得し、現在田上霊場に本部を置き、唐湊霊場を含めた4つの霊場を運営展開しているとのことです。

田上霊場は、桜島を望む風光明媚な高台にあり、納骨壇及び墓地の販売を基本的に事業運営、講演会、交流会または使用権者対象（田上霊場・唐湊霊場）の「使用権者の集い」そして合同の法事と神事などの実施、活動を通して使用権者とのコミュ

ニケーションを図ると同時に、社会一般にも低廉で安心・安全な墓地及び納骨壇を提供し、施設の継続的な管理運営を行っているとのことです。

田上霊場の納骨壇は、各種さまざまなタイプがあり、施設屋内に設置され代々継承していく納骨壇の使用権料は50万円から170万円、屋外石納骨壇が110万円から160万円であり、永代供養納骨壇については、15年から30年の管理年数で35万円から60万円のタイプがあり、屋内、屋外の継承タイプ納骨壇の管理料は、年間1万円から1万2000円とのことです。墓地は、継承タイプで使用権料は最低1区画60万円でした。納骨壇の総基数は3,519基（うち永代供養納骨壇は600基）で、墓地は、299区画あるとのことでした。田上霊場本館2階には、平成31年3月に50基の納骨壇が増設されましたが、半年で完売したとのことでした。ちなみに、屋内納骨壇にも生花やお線香の使用が可能であり、365日清掃員が配置され、園芸花市場セリ権を取得し、直営で花屋も運営しており、毎月定額で定期的に花の入れ替えを行う墓守も行っているとのことでした。花の売上は年間1900万円だそうです。また、斎場として正覚殿が設置されており、法要はもちろん家族葬やお通夜もでき、神主や住職も1回1万円で紹介を行い、利用料が5,000円とのことでした。

中央霊場には、屋外石納骨壇、屋外石永代供養納骨壇、樹木墓、合葬墓が設置されていました。屋外石納骨壇は継承タイプで、白御影石造りの使用権料は110万円、青御影石が160万円で、管理料は1万円でした。屋外石永代供養納骨壇の通常壇の使用権料は35万円から50万円、特別壇が60万円から75万円で管理年数は7年から15年です。納骨壇の総基数は、192基（うち永代供養納骨壇が126基）とのことです。ここで特筆すべきは、樹木葬に関する法律のもと、県から許可を得た墓地として指定されている場所に、一般的な樹木葬に近い樹木墓が設置され、1本のシンボルツリー（桜の木）の下に、共同や個人で埋葬を行う方法で継承者のいない方や夫婦、あるいは親しい友人と一緒に埋葬されたい方用のお墓として使用されています。花と緑に囲まれたガーデン樹木墓のため献花の必要もないとのことでした。令和元年に完成した樹木墓の使用権料は、Aタイプが50万円、Bタイプが90万円、Cタイプが110万円となっており、年間の管理料が、Aタイプ5,000円、B・Cタイプが8,000円とのことで、管理年数はそれぞれ7年で、年数を過ぎると大型合葬墓へ移されることになり、永代供養されるとのことでした。現在、納骨壇や樹木墓の販売など事業基盤の充実に努めているとのことでした。

唐湊霊場と始良霊場については、資料をもとに御説明をいただきました。

唐湊霊場は、継承タイプの墓地のみで519区画あり、使用権料が20万円で管

理料が年間5,000円とのことでした。今後、継承者がいなくなると永代供養墓等への移行が進むことが予想され、空き区画となった場合の用途に苦慮しているとのことでした。

始良霊場は、平成30年10月に新たに樹木葬エリアが完成し、76基が設置され1年待たずに完売したことから、令和元年12月には、79基増設したとのことでした。納骨壇は施設屋内に190基あり、使用権料は継承型で90万円から120万円の3タイプがあり、管理料は年間1万2000円です。また屋内永代供養タイプの納骨壇があり、使用権料が50万円から60万円で、管理年数が15年から30年となっています。樹木葬はA・B・Cのタイプに継承型と永代供養型があり、継承タイプの使用権料が70万円から100万円で、管理料が年間1万円であり、永代供養型の使用権料が50万円から80万円となっており、管理年数は15年とのことでした。ちなみに永代供養タイプの墓は、管理年数が過ぎると合葬墓に移され、永代供養されるとのことでした。

今回調査した各種のタイプのお墓が普及している背景には、核家族化や少子化の進行、子のいない家庭の増加、生まれ故郷への意識の希薄化、子や孫に負担をかけることなく、なるべく簡素化したいと考えている高齢者の増加があると考えられます。

本町においても、このような社会構造の変化に伴うお墓に対する意識のニーズは共通するところがあり、例外ではないことが認識できると思います。

このことから、対岸の出来事や遠い将来の問題として先送りするのではなく、前向きな対策等を講じることにより、未来を創造していく必要があるものとする次第です。

最後に、鹿児島市営小松原納骨堂・東谷山納骨堂並びに公益財団法人新生田上霊園の職員からの懇切丁寧な説明や車による現場案内をいただき、有意義な調査となりましたことに衷心より厚く感謝申し上げます。

以上で、共同墓地調査検討特別委員会所管事務調査についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第9 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第10 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第10、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、共同墓地調査検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回与論町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地 元一郎

与論町議会議員 遠山 勝也

与論町議会議員 町 俊策